

アメリカ合衆国
MPEP(特許審査便覧) 第2900章 国際意匠出願
第9版, 2022年7月更新, 2023年2月公開

目次

- 2901 基本ハーグ協定原則
- 2902 定義 [R-07.2015]
- 2903 合衆国により行われたハーグ協定に基づく宣言
- 2904 国際意匠を出願できる者
- 2905 国際出願提出先
 - 2905.01 間接出願官庁としてのUSPTOを通じた出願
- 2906 出願日の要件
- 2907 国際登録及び国際登録日
- 2908 合衆国における出願日
- 2909 国際意匠出願の内容
 - 2909.01 国際登録出願の公式様式
 - 2909.02 複製 (図面) [R-07.2022]
 - 2909.02(a) EFS-Webを通じて提出した複製
 - 2909.03 付属書類[R-07.2022]
- 2910 国際意匠出願手数料
- 2911 代理
- 2912 間接的出願の官庁としてのUSPTOにされた国際意匠出願に関する通信
- 2913 所定の期限からの救済
- 2914 国際意匠出願の特許法第16章に基づく意匠出願への変更
- 2915-2919 [保留]

- 2920 合衆国を指定する国際意匠出願の国内処理
 - 2920.01 発明者適格
 - 2920.02 出願人
 - 2920.03 通信宛先
 - 2920.04 非仮国際意匠出願の要素
 - 2920.04(a) 明細書
 - 2920.04(b) 複製(図面の描写)
 - 2920.04(c) 発明者の宣誓又は宣言
 - 2920.05 審査
 - 2920.05(a) 拒絶通報
 - 2920.05(b) 1個の独立かつ別個の意匠
 - 2920.05(c) 特許法第112条に基づく考慮
 - 2920.05(d) 外国優先権
 - 2920.05(f) 合衆国を指定する国際意匠出願の情報開示陳述
 - 2920.06 許可

2921-2929 [保留]

2930 国際登録簿における更正及びその他の変更

2931-2939 [保留]

2940 保護の付与の声明

2941-2949 [保留]

2950 特許証の発行に基づいてのみ意匠に係る保護の付与, 意匠特許の存続期間

2901 基本ハーグ協定原則 [R-07.2022]

I. 概要

1999年7月2日意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定(以下「ハーグ協定」という)は、ハーグ協定の当事者である各国及び又は国際組織(以下「締約国」という)であって出願に指定されているものにおける意匠の保護を求める出願としての効果を有し得る単一国際意匠出願を、出願人が提出することを可能にする国際協定である。合衆国は、2015年5月13日に合衆国に関して効力を生じたハーグ協定の締約国である。ハーグ協定は、世界知的所有権機関の国際事務局(以下「国際事務局」という)によって管理される。

II. ハーグ協定に基づく基本的流れ

A. 出願

国際意匠出願は、出願人の締約国の官庁(当該締約国が、当該国官庁を通じて国際意匠出願を行ってはならないと宣言している場合を除く)を通じて「間接的に」又は国際事務局に対して「直接的に」出願することができる。国際意匠出願を提出する権原を有するためには、出願人が、締約国の国民若しくは締約国である政府間機関の加盟国の国民又は締約国の領域内に住所、常居所若しくは実際かつ有効な工業上若しくは商業上の事業所を有する者でなければならない。

合衆国特許商標庁(USPTO)は、間接的な受理官庁である。合衆国国民又は合衆国若しくは合衆国の領域内に住所、常居所若しくは現実かつ真正の工業若しくは商業上の事業所を有する者を有する者のみが、USPTOを通じて国際意匠出願を提出することができる。出願がUSPTOを通じてされた場合は、USPTOは、所要の送付手数料が納付されたことを確認し、安全検査を実施し、出願の際にUSPTOを通じて出願する出願人の権利を証明する所要の表示が存在することを確認するものとする。送付手数料が納付されており及び出願が安全検査を通過し、かつUSPTOを通じて出願する出願人の権利を証明する表示を包含している場合、出願は、国際事務局に送付され、出願人は当該送付について通知される。USPTOはまた、出願の受領日を出願人及び国際事務局に通知するものとする。

B. 国際事務局による方式審査；国際登録

出願人の締約国を通じて間接的にされるか又は国際事務局に対して直接的にされるかの如何を問わず、国際事務局は、ハーグ協定及びハーグ協定の1999年改正協定並びに1960年改正協定に基づく共通規則に規定された適用方式要件が満たされているか否かを決定するために、出願を審査する。適用要件が満たされている場合は、国際事務局は、出願に出願日を付与し、国際登録簿に、当該意匠及び国際登録日を登録する。国際登録には、国際意匠出願に含まれるすべてのデータ(先の出願が国際出願日から6月より前である優先権主張を含む)、意匠の複製物、国際登録番号及び国際登録日並びに国際事務局により決定された国際分類の区分が含まれる。国際事務局はまた、国際登録証明書を出願人に送付する。登録以降、出願人は以後国際登録の「名義人」と言う。

国際事務局は、当該国際意匠出願が適用要件を満たさないと認めた場合は、所定の期限内に所要の補正を行うよう出願人に求めるものとする。期限内に当該求めに応答しなかったときは、出願の放棄又はハーグ協定第8条に基づく締約国の指定の取消をもたらすことがある。

C. 公表

国際登録は国際事務局によって公表される。ただし、出願人は公表の時期をある程度調節することができる。具体的には、出願人は公式出願様式において、国際登録後の即時公表又は出願日(又は該当する場合には優先日)から30月を限度とする公表の延期を請求することができる。公表延期は、これを認めない締約国が指定されている場合にはできない。2022年1月1日以降に提出された出願については、即時公表又は延期の請求がない場合には、登録は国際登録日から12月後又はその後可能な限り速やかに公表される。2022年1月1日より前に行われた出願については、即時公表又は延期の請求がない場合には、登録は国際登録日から6月後又はその後可能な限り速やかに公表される。公表には、国際登録簿に登録されたデータ及び意匠の複製が含まれる。

国際登録の公表の写しは、国際事務局から各指定締約国の官庁に伝達される。合衆国が指定された場合、国際事務局による国際登録の公表後まもなく、国際登録に割り当てられた合衆国出願がパテントセンターで利用可能となる。合衆国出願は、国際登録番号を用いて検索することによりパテントセンターで確認することができる。

特定の締約国については、国際登録の公表日を起点に、優先権書類など当該締約国の法令上必要とされる一定の提出物を提出するための期間が発生する。国際事務局のハーグ制度加盟国概要データベース(www.wipo.int/hague/memberprofiles/#/で利用可能)は、指定締約国の要件に関する情報を提供している。

D. 指定締約国による審査

国際事務局による国際登録公表の後、指定締約国の官庁は、当該国の法令に基づいて必要があれば、審査を行う。一部の締約国は審査しない。さらに、審査する締約国の中には、限定されたな根拠に基づいて審査を行う国もある。国際事務局のハーグ締約国プロフィールデータベースwww.wipo.int/hague/memberprofiles/#/には、指定締約国が実施する審査の範囲に関する詳細な情報が掲載されている。

当該審査の結果として、当該官庁は、その領域に係る保護の拒絶を国際事務局に通告することができる。保護の拒絶がある場合は、国際登録の公表日から6月以内に国際事務局に通告されなければならない。ただし、自己の官庁が審査官庁である締約国又は自己の法令が保護の付与に対する異議申立を規定している締約国は、6月の拒絶期間を12月に延長する旨を宣言することができる。

拒絶通報は指定国官庁から国際事務局に伝えられ、国際事務局はその写しを名義人に送付する。拒絶通報に対する回答は、国際事務局を通さず、指定国と直接行わなければならない。拒絶通報の伝達後、出願人と指定国官庁との間のその後のすべての連絡は、両者間で直接行われ、国際事務局は関与しない。

合衆国法典第35巻(以下「特許法」)第389条に基づき、USPTOは、国際事務局から受領した公表された国際登録に基づいて合衆国を指定する国際意匠出願を審査する。国際登録の主題である意匠に関して合衆国法令に基づいて出願人が特許を受ける権利を有さないと考えられる場合は、USPTOは、通常、国際登録の公表から12月以内に、拒絶の通告を国際事務局に送付する。出願人は、かかる通告に対して直接USPTOに応答することができる。その後の非最終的拒絶、最終的拒絶又は特許付与等のその後のUSPTOの指令は、直接出願人に対して送付される。

E. 保護の付与としての効果

ハーグ協定第14条(2)は、国際登録は、遅くとも締約国が拒絶を通報するために与えられた期間の満了の日から、又は締約国が規則に基づき対応する宣言をした場合には遅くとも当該宣言に明記された時から、当該締約国の法令に基づく意匠の保護の付与と同一の効果を有すると規定する。第14条(2)は更に、指定締約国の官庁が拒絶を通報し、その後その拒絶の一部又は全部を取り下げた場合は、国際登録は、拒絶が取り下げられた範囲において、遅くとも拒絶が取り下げられた日から、当該締約国の法令に基づく意匠の保護の付与と同一の効果を当該締約国において有するものと規定する。

締約国は、その領域内で保護が開始される時期、保護の存続期間及び保護の通知に関して様々である。保護の付与の効果は国際登録日に開始する締約国もあれば、保護が公表の日又はこれより遅い日に開始する締約国もある。指定締約国において保護が開始される時期に関する情報は、国際事務局のハーグ制度加盟国概要データベース(www.wipo.int/hague/memberprofiles/#/で利用可能)で確認することができる。

保護の存続可能期間も締約国により異なる。ハーグ協定の下では、締約国は、国際登録が更新されることを条件として、国際登録日から起算して最低15年の保護期間を与えなければならない。多くの締約国では、より長い保護期間を定めている。締約国における保護の最大存続可能期間の完全な一覧については、www.wipo.int/hague/en/declarations/を参照のこと。ほとんどの締約国においては、保護を維持するために、更新手数料の納付を含む国際登録の更新が5年ごとに必要である。

多くの指定締約国は、自国の領域内での保護が付与された場合に、通常、ハーグ協定規則18の2の規定に従い国際事務局に通知される保護の付与の声明の発行により通知を送付するが、一定の状況下では当該通知の送付は必要ではない。したがって、領域内で保護が開始された旨の通知を送付しない締約国もある。

合衆国を指定する国際意匠出願の場合、保護は、当該出願に対する合衆国意匠特許が発行された日に開始し、国際登録の対象であり、かつ、合衆国意匠特許により保護される意匠に及ぶ。特許の発行と同時に、USPTOは国際事務局に保護の付与の声明を行う。

2902 定義 [R-07.2015]

関連用語の定義は、特許法第381条、特許規則 § 1.9及び § 1.1001、ハーグ協定第1条並びにハーグ協定の1999年改正協定及び協定1960年改正協定に基づく共通規則の規則1に記載する。

特許審査便覧（以下「MPEP」という）第2900章においては、「条」はハーグ協定の条をいい、「規則」が頭を大文字（和訳では単に「規則」）で表した場合は、ハーグ協定の1999年改正協定及び1960年改正協定に基づく共通規則に基づく規則をいい、かつ、実施細則は、規則34にいうハーグ協定の適用に係る実施細則を意味する。

2903 合衆国により行われたハーグ協定に基づく宣言 [R-07.2015]

ハーグ協定のジュネーブ改正協定及びこれに対して行われた宣言は、合衆国に関して2015年5月13日に発効した。

第5条(2)(a)及び規則11(3)に基づき、合衆国は、合衆国を指定する国際意匠出願はクレームを含まなければならない旨及びクレームの具体的な用語は、表示された又は表示かつ説明された物品に係る装飾的意匠の正式の用語によらなければならない旨を宣言した。特許規則 § 1.1021(d)及びMPEP § 2909(IV)参照。なお、合衆国は、規則8(1)に従って、合衆国を指定する国際意匠出願には、創作者の宣誓又は宣言及び創作者の身元に関する表示も含めなければならない旨を宣言した。同上参照。

合衆国は、第11条(1)(b)に従って、合衆国が国際意匠出願において指定されている場合は、出願人がその後の国際登録の公表延期を請求することはできない旨を宣言した。

合衆国は、第13条(1)に従って、単一出願においては、独立かつ別個の意匠1個に限りクレームすることができる旨を宣言した。MPEP § 2920.05(b)及び § 1504.05 参照。

合衆国は、規則18(1)(b)に従って、拒絶を提示すべき(12月の)期間を延長する旨及び国際登録が保護付与の効力を生じる時期を延期する旨を宣言した。合衆国は、USPTOによる合衆国意匠特許の交付により、意匠権を付与する。特許法第171条から第173条まで及び第389条並びにMPEP § 2910.05(a)及び § 2950 参照。

合衆国は、第7条(2)及び規則12(3)に従って、第7条(1)にいう所定の指定手数料は、出願において第1部分として納付し、出願の許可の際に第2部分として納付する個別指定手数料をもって置き換えるものとする。MPEP § 2910及び § 2920.06参照。個別指定手数料の第1部分及び第2部分の額は、将来変更されることがある。第7条(2)参照。

合衆国は、規則13(4)に従って、規則13(3)にいう1月の期間は、合衆国法令に基づいて要求される書式審査にかんがみて、合衆国に関しては6月の期間をもって置き換える旨を宣言した。

合衆国は、第16条(2)に従って、第16条(1)(i)に従い国際事務局が記録する名義人の変更は、名義人変更の有効性を裏付ける資料の提示を通じてUSPTOに記録されなければならない旨を宣言した。特許法第261条及びMPEP § 301から § 302まで参照。

合衆国は、第17条(3)に従って、意匠保護の最長存続期間は付与から15年である旨を宣言した。特許法第173条。

2904 国際意匠を出願できる者 [R-07.2015]

ハーグ協定第3条 国際出願をする権利

締約国である国若しくは締約国である政府間組織の加盟国の国民である者又は締約国の領域内に住所、常居所若しくは現実かつ真正の工業若しくは商業上の事業所を有する者は、国際出願をする権利を有する。

ハーグ協定第3条に従って、国際意匠出願をする権利を取得するためには、当該者は、(1) 締約当事国若しくは締約国である政府間組織の加盟国の国民である又は (2) 締約国の領域内に住所、常居所若しくは現実かつ真正の工業若しくは商業上の事業所を有さなければならない。

ハーグ協定第1条(ix) は「人」を自然人又は法人と定義し、第1条(xiii) は「締約国」をハーグ協定の当事者である国又は政府間組織と定義している。

ハーグ協定の締約国の一覧は、世界知的所有権機関のウェブサイト (www.wipo.int/hague/en/members/) に備えてある。

2905 国際出願提出先 [R-07.2022]

ハーグ協定第4条 国際出願の手続

(1) [直接的又は間接的な出願]

- (a) 国際出願は、出願人の選択により、国際事務局に直接的に又は出願人の締約国の官庁を通じてすることができる。
- (b) (a)にも拘らず、何れの締約国も、宣言により、国際出願を自己の官庁を通じてすることはできない旨を事務局長に通告することができる。

(2) [間接出願の場合の送付手数料]

何れの締約国の官庁も、自己を通じてされる国際出願に関して、自己の利益のために、自己に送付手数料を納付するよう出願人に要求することができる。

ハーグ協定第4条に従い、国際意匠出願は、国際事務局を通じて直接的に又は出願人の締約国の官庁を通じて間接的にすることができる。ただし、各締約国は、出願を自己の官庁を通じて間接的にすることはできない旨を国際事務局に通告することができる。第4条(1)(b)参照。従って、一部の官庁のみが「間接的な」出願を認めることになる可能性がある。WIPOのウェブサイトにより、何れの締約国が自己の官庁を通じた「間接的な」出願を許容するか否かに関する情報が提供される。www.wipo.int/hague/en/declarations/ 参照。

ハーグ協定第1条(xiv)は、「出願人の締約国」を、ハーグ協定第3条に基づいて出願人に国際意匠出願をする権利を付与する締約国又はかかる締約国が2以上存在する場合はかかる締約国のうち出願人が国際意匠出願における「出願人の締約国」として明示的に特定する1の締約国と定義している。

出願人が合衆国国民である又は合衆国に住所、常居所若しくは現実かつ真正の工業若しくは商業上の事業所を有する者である場合、国際意匠出願は、国際事務局に、必要な外国出願のライセンスを取得して直接、提出する又はUSPTOを通じて間接的に提出する。USPTOを通じて間接的に出願することに関してはMPEP § 2905.01を参照。

WIPOの電子出願インターフェース (eHague) を通じて国際事務局に国際意匠出願を直接提出すると、入力データの自動エラーチェック、間接出願の場合にUSPTOが要求する送付手数料を回避できること、迅速な出願の通達及び以前の出願データを再利用する機能を含む、出願人にとってのいくつかの利点がある。eHagueの詳細はWIPOのウェブサイト www.wipo.int/hague/en/e-filing.html を参照。

2905.01 間接出願官庁としてのUSPTOを通じた出願 [R-07.2022]

特許法第382条 国際意匠出願

(a) 一般

合衆国の国民である又は合衆国に住所、常居所若しくは現実かつ真正の工業若しくは商業上の事業所を有する者は、USPTOに対し長官が定める書式による出願書類及び手数料を提出

することにより、国際意匠出願をすることができる。

(b) 要求される措置

USPTOは、国際手数料の徴収及びかかる手数料の国際事務局への送付を含む条約に基づくその職務の遂行に関連するすべての措置を実行しなければならない。第17章に従うことを条件として、国際意匠出願は、送付手数料の納付とともに、USPTOにより国際事務局に送付される。

(c) 第16章の適用

本章において別段の規定がない限り、第16章の規定が適用される。

(d) 他国でされた出願

合衆国で作成された意匠に関する国際意匠出願は、以下に掲げることを条件として、第17章の意味において外国における出願であるものとみなされる。

すなわち、当該国際意匠出願が

- (1) 合衆国以外の国において、
- (2) 国際事務局において又は
- (3) 政府間組織に対して行われること

特許規則 § 1.1002 間接的出願の官庁としてのUSPTO

(a) 間接的出願の官庁としてのUSPTOは、出願人の締約国が合衆国である場合は、国際意匠出願を受理する。

(b) 間接的出願の官庁としてのUSPTOの主要な機能としては、次のものが含まれる。

- (1) 国際意匠出願を受領しかつ受領日を付与すること
- (2) 国際意匠出願を処理するための手数料を徴収し、かつ、必要な場合は送付手数料を徴収すること
- (3) 本章第5部の適用要件が遵守されているか否かを決定すること
- (4) 国の安全に関する法令により出願の送付が妨げられない限り、国際意匠出願を国際事務局に送付すること

特許規則 § 1.1011 国際意匠出願の出願人

(a) 合衆国の国民である者又は合衆国の領域内に住所、常居所若しくは現実かつ真正の工業若しくは商業上の事業所を有する者に限り、USPTOを通じて国際意匠出願をすることができる。

(b) USPTOは、(a)にいう何れの者による国際意匠出願も受理するが、出願人が特許法第11章に基づいて出願人としての資格を有する者でない場合、合衆国を指定する国際意匠出願は、指定官庁としてのUSPTOにより拒絶されることがある。

特許規則 § 1.1012 出願人の締約国

間接的出願の官庁としてのUSPTOを通じて国際意匠出願をするためには、合衆国が出願人の締約国でなければならない(第4条及び第1条(xiv))。

特許規則 § 1.1045 国際意匠出願の国際事務局への送付に係る手続

(a) (b)及び § 1.1031(a)に記載する送付手数料の納付義務に従うことを条件として、規則13

(1)に規定するところにより、USPTOが国際意匠出願を国際事務局に送付する。USPTOは、国際意匠出願を国際事務局に送付すると同時に、USPTOが当該出願を受領した日を国際事務局に通知するものとする。USPTOはまた、USPTOが当該出願を受領した日及び国際事務局への国際意匠出願の送付の日を出願人に通知するものとする。

(b) USPTO及び出願人は、本章第5部の適用要件が満たされない限り、国際意匠出願の写しを国際事務局、外国の指定官庁又はその他の外国の機関に送付してはならない。

(c) (a)に基づいて一旦国際意匠出願の送付が実行されたときは、適正に間接的出願に係る官庁又は指定国官庁としてのUSPTOの下にある事項を除いては、当該出願に関するすべてのその後の通信は、直接国際事務局に送付するものとする。USPTOは、通常、国際事務局への出願の送付後に受領した通信物を国際事務局に送付することはない。国際事務局が出願人に送付した依頼に対する何れの応答も、第8条に基づく放棄又はその他の権利の喪失を回避するため、同USPTOに対してではなく国際事務局に対して直接提出されなければならない。

合衆国の国民である者又は合衆国内に住所、常居所若しくは現実かつ真正の工業若しくは商業上の事業所を有する者に限り、USPTOを通じて国際意匠出願をすることができる。特許法第382条(a)及び特許規則 § 1.1011(a)参照。更に、USPTOを通じて国際意匠出願をするためには、合衆国が出願人の締約国でなければならない。特許規則 § 1.1012及びハーグ協定第4条参照。次に掲げる場合に限り、USPTOを通じて国際意匠出願をすることができる。すなわち、(1) 出願人若しくは出願人が複数いるときは各出願人が合衆国の国民であり又は合衆国内に住所、常居所若しくは現実かつ真正の工業若しくは商業上の事業所を有し、かつ、(2) 合衆国が出願人の締約国であり又は出願人が複数いるときは各出願人の締約国である場合。

国際意匠出願提出用の公式の様式である「国際登録出願」(様式DM/1)については、MPEP § 2909.01 参照。

国際意匠出願は、EFSウェブ、郵便又はUSPTOのアレクサンドリア本部の顧客窓口への手交により、間接的出願官庁としてのUSPTOを通じてすることができる。住所は、U.S. Patent and Trademark Office, Customer Service Window, Randolph Building, 401 Dulany Street, Alexandria, VA 22314である。合衆国郵便公社による配達のための郵便宛先は、Commissioner for Patents, P.O. Box 1450, Alexandria, Virginia 22313-1450 である。ただし、特許規則 § 1.10の速達郵便®規定が、国際意匠出願並びに関連文書及び手数料を含め、USPTOに提出されるすべての出願及び文書に適用されることに注意しなければならない。さらに、国際意匠出願は、特許規則 § 1.8に基づく郵送又は送信証明書の手続から除外されていることにも注意しなければならない。特許規則 § 1.1296に基づき、ファクシミリ通信を国際意匠出願又は彩色図面の提出に使用してはならない。特許規則 § 1.6(d)(3)及び(4)、特許規則 § 1.8(a)(2)(i)(K)参照。USPTOへの通信物の寄託に関する一層の情報についてはMPEP § 502参照。

間接的出願官庁としてのUSPTOを通じてされる国際意匠出願については、特許規則 § 1.1031 (a)に規定する送付手数料の納付を要する。更に、USPTOに対してされた国際意匠出

願は、国家安全検査の対象である。特許法第382条(b)参照。送付手数料を納付していない場合又は所要の国家機密事項取扱許可を取得していない場合は、国際意匠出願は国際事務局に送付されないものとする。特許規則 § 1.1045参照。

USPTOは、国際意匠出願を受領したときは、各出願人のUSPTOを通じて国際意匠出願をする権利、送付手数料の納付及び国家の安全を立証する所要の表示について出願を審査するものとする。USPTOを通じて国際出願をする各出願人の権利を立証するための表示が十分でない場合、送付手数料が納付されていない場合又は所要の国家機密事項取り扱い許可が取得されていない場合は、USPTOは、様式PTO-2320「国際事務局への国際意匠出願の受領及び送付に関する通知」により、その旨を出願人に通知する。様式PTO-2320は不備を是正するための期間を設定することはせず、代わりに、USPTOによる出願の受領から6月以内に国際事務局が受領しなかった国際意匠出願は、ハーグ協定規則14(2)に従うことを条件として、USPTOの受領日ではなく、国際事務局が当該出願を受領した日を出願日として付与される旨を警告している。

国際意匠出願を国際事務局に送付する条件が満たされた場合は、当該出願は国際事務局に送付される。出願人は、出願の国際事務局への送付を様式PTO-2320によって、国際意匠出願の受領日をUSPTOにより通知される。

国際意匠出願がUSPTOで受理日を出願日として取得するためには、USPTOによる出願の受領後6月以内に国際事務局に受理されなければならない。このため、出願人が国際事務局への出願の送付を示す書式PTO-2320を受け取っていない場合、出願人はこの6月の期限に対して十分な期間内に、提出状況の最新情報を得るためにUSPTOに連絡する必要がある。出願人は、www.uspto.gov/sites/default/files/documents/Hague-QSG.pdfで入手可能なEFS-Web クイック スタート ガイド: 国際意匠出願 (ハーグ) を参照することを推奨する。そこで規定されている方法で複製物を提出しない場合、国際事務局によりページごとに追加の公開手数料が要求される場合がある。

USPTOは、通常、国際意匠出願が国際事務局に送付された後に受領した当該出願に係る提出物を国際事務局に送付しないものとする。出願人は、国際事務局が出願人に送付した求めに対する如何なる応答も、ハーグ協定第8条に基づく放棄又はその他の権利の喪失を回避するため、USPTOに対してではなく、直接国際事務局に提出しなければならない旨警告される。特許規則 § 1.1045(c)参照。

2906 出願日の要件 [R-07.2015]

ハーグ協定第9条 国際出願の出願日

- (1) [直接的にされた国際出願] 国際出願が直接国際事務局に対してされた場合は、出願日は、(3)に従うことを条件として、当該国際出願を国際事務局が受領した日とする。
- (2) [間接的にされた国際出願] 国際出願が出願人の締約国の官庁を通じてされた場合、出願日は、定められたところにより決定される。
- (3) [一定の不備を伴う国際出願] 国際出願が、国際事務局により受領された日において、国際出願の出願日の延期を伴う不備として規定されている不備を含む場合、出願日は、かかる不備の補正を国際事務局が受領した日とする。

ハーグ規則14 国際事務局による審査

- (1) [不備を補正する期限] 国際出願が、国際事務局により受領された時点において適用要件を満たしていないと国際事務局が認めた場合は、国際事務局は、国際事務局が送付する求めの日から3月以内に所要の補正を行うよう出願人に求めるものとする。
- (2) [国際出願の出願日の延期を伴う不備] 国際出願が、国際事務局により受領された日において、国際出願の出願日の延期を伴う不備として規定されている不備を含む場合は、出願日は、国際事務局がかかる不備の補正を受領した日とする。国際出願の出願日の延期を伴うとして規定されている不備は、次に掲げるとおりである。
 - (a) 国際出願が規定された言語の1によって作成されていない。
 - (b) 次に掲げる要素の何れかが国際出願に欠けている。
 - (i) 1999年改正協定又は1960年改正協定に基づく国際登録を求めている旨の明示又は黙示の表示
 - (ii) 出願人の身元の立証を可能にする表示
 - (iii) 出願人又は、存在する場合、その代理人と連絡を取ることを可能にする表示
 - (iv) 国際出願の主題である意匠それぞれの複製又は1999年改正協定第5条(1)(iii)に基づく見本
 - (v) 少なくとも1の締約国の指定
- (3) [放棄したものとみなされる国際出願；手数料の払戻] 1999年改正協定第8条(2)(b)にいう不備以外の不備が(1)にいう期限内に是正されない場合は、当該国際出願は、放棄されたものとみなされ、国際事務局は、当該出願に関して納付された手数料を、基本手数料に相応する金額を控除した上で払い戻さなければならない。

ハーグ規則13 官庁を通じてされた国際出願

- (3) [間接的にされた国際出願の出願日] 規則14(2)に従うことを条件として、官庁を通じてされた国際出願の出願日は、次に掲げるとおりとする。
 - (i) 当該国際出願に、排他的に1999年改正協定が適用される場合は、当該国際出願が当該官庁により受領された日。ただし、当該日から1月以内に当該出願が国際事務局により受領される場合に限る。
 - (ii) その他の場合は、国際事務局が国際出願を受領した日。

(4) [出願人の締約国が国家機密事項取扱許可を要求する場合の出願日] (3) に拘らず、1999年改正協定の当事者となった時点で自己の法令が国家機密事項取扱許可を要求している締約国は、宣言により、同項にいう1月の期間を6月の期間をもって置き換える旨を事務局長に通告することができる。

ハーグ規則6 言語

(1) [国際出願] 国際出願の使用言語は、英語、フランス語又はスペイン語とする。

国際意匠出願の出願日は、第9条並びにハーグ協定規則14(2)及び13(3)に従って国際事務局により付与される。合衆国における国際意匠出願の出願日は、必ずしも国際事務局により付与される出願日と同一の日ではない。MPEP § 2908参照。国際事務局により付与される出願日は、国際出願日という。

規則14(2)に従い、国際事務局は、出願が所定の言語の1による場合に限り出願日を国際意匠出願に付与する。ハーグ協定規則6に記載する所定の言語は、英語、フランス語及びスペイン語である。国際意匠出願には、さらに次に掲げるものを含めなければならない。

- (1) ハーグ協定に基づく国際登録を請求している旨の表示
- (2) 出願人の身元の十分な表示
- (3) 出願人又はその代理人と連絡する上で十分な表示
- (4) 出願の対象である意匠それぞれの複製又は見本及び
- (5) 少なくとも 1 の締約国の指定

国際意匠出願が適用要件を満たさない場合は、国際事務局は、所定の期限内に所要の補正を施すよう出願人に求めるものとする。規則14(1)参照。不備が規則14(2)に基づき要求される要素の欠如にかかわるものであり、かつ、出願人が規定14(2)に基づき要求される要素で欠けているものを適時に提出した場合は、欠けていた要素を国際事務局が受領した日を国際事務局が付与した出願日とする。第8条(2)(b)にいう不備以外の不備が適時に是正されなかった場合は、当該国際意匠出願は放棄されたものとみなされる。第8条(2)(b)にいう不備が適時に是正されなかった場合は、当該国際意匠出願には関係締約国の指定を含まないとみなされる。MPEP § 2907参照。

締約国の官庁を通じて間接的にされた国際意匠出願であって、もっぱら1999年ジュネーブ改正協定が適用されるものに関しては、国際出願日が、当該国際意匠出願が当該締約国の官庁において受領された日であるものとする。ただし、規則14(2)に従うことを条件とし、かつ、当該出願が規則13(3)に定める期間内に国際事務局により受領された場合に限る。規則13(3)に定める期間は、当該出願を締約国が受領した日から1月又は締約国が、当該出願を伝達する前に、国家機密事項取扱許可を要求している旨を国際事務局に通告している場合は受領日から 6月である。合衆国は、国家機密事項取扱許可を要求している旨を国際事務局に通告している。MPEP § 2903 参照。

2907 国際登録及び国際登録日 [R-07.2015]

ハーグ協定 第10条 国際登録, 国際登録日, 国際登録の公表及び秘密の写し

(1) [国際登録] 国際事務局は, 国際出願を受理した後直ちに又は第8条の規定に従って補正をしよう求めている場合には必要な補正を受理した後直ちに, 国際出願の対象である意匠を登録する。第11条の規定に従って公表が延期されるか否かに拘らず, 登録する。

(2) [国際登録日]

(a) (b)の規定を適用される場合を除き, 国際出願の出願日を国際登録日とする。

(b) 国際出願を国際事務局が受領した日において当該出願に第5条(2)に関連する不備がある場合, 国際登録日は, かかる不備の補正を国際事務局が受領した日又は国際出願の出願日の何れか遅い日とする。

ハーグ規則15 国際登録簿における意匠の登録

(1) [国際登録簿における意匠の登録] 国際事務局は, 国際出願が適用要件に合致すると認めた場合は, 当該意匠を国際登録簿に登録し, かつ, 証明書を名義人に送付する。

(2) [登録の内容] 国際登録には次に掲げるものを含む。

(i) 国際出願に含まれるすべてのデータ。ただし, 先の出願の日が当該国際出願の出願日より6月を超えて早い場合の規則7(5)(c)に基づく優先権主張を除く。

(ii) 意匠のすべての複製

(iii) 国際登録日

(iv) 国際登録の番号

(v) 国際事務局が決定した国際分類の該当区分

ハーグ協定第5条 国際出願の内容

(2) [国際出願に追加される必須の内容]

(a) 自己の官庁が審査官庁である締約国であって, 本改正協定の当事者になった時点において, 自己の法令が意匠保護の付与を求める出願について同法令に基づいて出願日を付与されるためには, 当該出願には(b)に定める何れかの要素を含めるべきことを要求するものは, 宣言により, 当該要素を事務局長に通告することができる。

(b) (a)に従って通告することができる要素は次に掲げるとおりとする。

(i) 当該出願の対象である意匠の創作者の身元に関する表示

(ii) 当該出願の対象である意匠の複製又は特徴の簡潔な説明

(iii) クレーム

(c) 国際出願は, (a)に基づく通告を行った締約国の指定を含む場合は, 所定の態様により, 当該通告の対象であったすべての要素をも含めなければならない。

国際事務局は, 国際意匠出願が適用要件に合致している旨を決定した場合, 当該意匠を国際登録簿に登録する。ハーグ協定第10条(1)及び規則15参照。ハーグ協定第10条(2)に従い, 国

際登録日は国際出願日とするが (MPEP § 2906 参照), ハーグ協定第5条(2)に基づく適用要件について満たされていないものがあるときはこの限りではなく, その場合は, 国際登録日は, 第5条(2)の残りの要件を満たす補正を適時に受領した日又は国際出願日の何れか遅い方とする。

ハーグ協定第5条(2)は, 一部の締約国から要求され得る国際出願に追加される必須の要素を記載している。第5条(2)に基づく要素を要求する旨を国際事務局に通告した締約国が国際意匠出願において指定されている場合は, 当該国際意匠出願は当該要素を含まなければならない。第5条(2)に基づいて要求され得る追加要素は, 次のとおりである。(1) 当該意匠の創作者を特定する表示, (2) 当該意匠の複製又は特徴の簡潔な説明及び (3) クレーム。

第5条(2)に基づいて要求される要素の欠如を含め, 国際意匠出願が適用要件を満たさない場合は, 国際事務局は, 出願人に対し当該不備を所定の期限内に是正するよう求めるものとする。規則14(1)参照。不備が第5条(2)に基づく要件の欠如又はハーグ協定に基づく規則に従って国際事務局に通告された特別の要件(例えば, 規則8に従った創作者の宣誓又は宣言に係る要件)に関係する場合において, 求めに適時に応じないときは, 当該国際意匠出願は, 当該締約国の指定を含まないものとみなされる。第8条(2)(b)参照。

2908 合衆国における出願日 [R-07.2015]

特許法第384条 出願日

(a) 一般

(b) に従うことを条件として、合衆国における国際意匠出願の出願日は、有効登録日とする。本部の規定に拘らず、合衆国を指定する国際意匠出願であつて他の点では第16章の要件を満たすものは、第16章に基づく意匠出願として取り扱うことができる。

(b) 再審理

出願人は、合衆国における国際意匠出願の出願日の長官による再審理を請求することができる。長官は、合衆国における国際意匠出願の出願日を有効登録日と異なる日に決定することができる。長官は、本条に基づいて出願日を再審理するために、追加手数料の納付を含め、手続を定めることができる。かかる審理の結果として、当該出願が合衆国において有効登録日と異なる出願日を有する旨の決定がされることもある。

特許法第381条 定義

(a) 一般

この部において用いられる場合、文脈上他を意味するときを除いて、

(1) 「条約」は、1999年7月2日にジュネーブで採択された意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定を意味する。

(2) 「規則」は、

(A) 頭に大文字を用いたときは条約に基づく共通規則を意味し、(和訳では共通規則は単に「規則」と記す。)

(B) 頭に大文字を用いていないときはこの巻に基づいて長官が定める規則を意味する。(和訳では「特許規則」と記す。)

(3) 「指定」、「指定すること」及び「指定する」の語は、条約締約国において国際登録が効力を有するべき旨の請求に言及するものである。

(4) 「国際事務局」は、条約及び規則に基づき調整機関として認められている国際政府間組織を意味する。

(5) 「有効登録日」は、条約に基づいて国際事務局により決定される国際登録の日を意味する。

(6) 「国際意匠出願」は、国際登録を求める出願を意味する。

(7) 「国際登録」は、条約に基づいて出願された意匠の国際登録を意味する。

(b) 解釈の通則

本章において定義されていない用語及び表現は、条約及び規則により示される意味に解釈されるものとする。

特許規則 § 1.1023 合衆国における国際意匠出願の出願日

(a) (b)に従うことを条件として、合衆国における国際意匠出願の出願日は、ハーグ協定に基づいて国際事務局により決定される国際登録の日とする(特許法第384条及び第381条(a)(5))。

(b) 出願人において、国際意匠出願がハーグ協定に基づき国際登録日以外を合衆国における出願日とすることができる場合、出願人は、本項に基づき、国際登録日と異なる合衆国における出願日を国際意匠出願に付与するよう長官に申し立てることができる。かかる申立には、§ 1.17(f)に記載する手数料を添え、かつ、当該国際意匠出願にかかる出願日を付与される権利がある旨の、長官を納得させる証拠を含めなければならない。

特許法第384条(a)に従い、合衆国における国際意匠の出願日は、特許法第384条(b)に基づく再審理に従うことを条件として、「有効登録日」とする。「有効登録日」とは、「条約に基づき国際事務局によって決定された国際登録日」を意味する。特許法第381条(a)(5)参照。

特許法第384条(b)に従い、出願人は、合衆国における国際意匠の出願日の長官による再審理を請求することができる。かかる再審理を請求するための手続は、特許規則 § 1.1023(b)に記載されている。特許規則 § 1.1023(b)に従い、出願人において、国際意匠出願がハーグ協定に基づき国際登録日以外を合衆国における出願日とすることができる場合は、出願人は、特許規則 § 1.1023(b)に基づき、国際登録日と異なる合衆国における出願日を国際意匠出願に付与するよう長官に申し立てることができる。かかる申立には、特許規則 § 1.17(f)に記載する手数料を添え、かつ、当該国際意匠出願にかかる出願日を付与される権利がある旨の、長官を納得させる証拠を含めなければならない。

2909 国際意匠出願の内容 [R-07.2022]

ハーグ協定第5条 国際出願の内容

(1) [国際出願に必須の内容]

国際出願は、所定の言語又は複数の所定の言語の1によらなければならない。かつ、次に掲げるものを含め又は伴わなければならない。

- (i) 本改正協定に基づく国際登録を求める願書
- (ii) 出願人に関する所定のデータ
- (iii) 所定の部数の当該国際出願の対象である意匠の複製又は出願人の選択により、複数の異なる所定の部数の複製であって、所定の態様により提示されたもの；ただし、当該意匠が平面的なものであり、かつ、(5)に従って公表延期の請求が行われている場合は、当該国際出願は、複製を含める代わりに、所定数の意匠の見本を添付することができる。
- (iv) 意匠を構成するか又は意匠使用の対象である物品の、定められたところによる表示
- (v) 指定締約国の表示
- (vi) 所定の手数料
- (vii) その他所定の事項

(2) [国際出願に追加される必須の内容]

(a) 自己の官庁が審査官庁である締約国であって、本改正協定の当事者となった時点でその法令が、意匠に対する保護の付与を求める出願が当該法令に基づいて出願日を付与されるためには(b)に定める要素の何れかを含むべきことを要求しているものは、宣言により、それらの要素を事務局長に通告することができる。

(b) (a)に従って通告することができる要素は、次に掲げるものである。

- (i) 当該出願の対象である意匠の創作者の身元に関する表示
- (ii) 当該出願の対象である意匠の複製又は特徴の簡潔な説明
- (iii) クレーム

(c) 当該国際出願が、(a)に基づく通告を行った締約国を指定している場合は、当該通告の対象である要素についても所定の態様により含めなければならない。

(3) [国際出願にあり得るその他の内容]

国際出願には、規則に定めるその他の要素を含め又は添えることができる。

(4) [同一の国際出願中の複数の意匠] 定められる条件に従うことを条件として、国際出願には複数の意匠を含めることができる。

(5) [公表の延期に係る請求]

国際出願には、公表の延期に係る請求を含めることができる。

ハーグ規則7 国際出願に関する要件

(1) [様式及び署名] 国際出願は、公式の様式により提示しなければならない。国際出願は、出願人により署名されなければならない。

(2) [手数料] 国際出願に適用される所定の手数料は、規則27及び規則28に定めるところにより納付しなければならない。

(3) [国際出願の必須内容]

国際出願においては、次に掲げるものを含め又は提示しなければならない。

- (i) 実施細則に従って記載された出願人の名称
- (ii) 実施細則に従って記載された宛先
- (iii) 出願人が国際登録の名義人となるための条件を満たす1又は複数の締約国及び出願人の電子メールアドレス
- (iv) 意匠を構成する1若しくは複数の物品又は意匠が使用されることとなる1若しくは複数の物品。意匠を構成する物品であるか意匠が使用されることとなる物品であるかの表示を付す。物品は、国際分類の物品の一覧表に記載される用語を使用して特定することが望ましい。
- (v) 国際出願に含まれる意匠の100を超えない数及び規則9又は規則10に従い当該国際出願に添付される意匠の複製又は見本の数
- (vi) 指定された締約国
- (vii) 納付される手数料の額及び納付の方法又は国際事務局に開設された口座に必要な手数料の額を引き落とすための指示並びに当該納付をする者又は指示をする者の表示

(4) [国際出願に追加される必須の内容]

- (a) 国際出願において1999年改正協定に基づき指定された締約国に関し、当該出願には、(3)(iii)にいう表示に加え、出願人の締約国の表示を含めなければならない。
- (b) 1999年改正協定に基づいて指定された締約国が、1999年改正協定第5条(2)(a)に基づき、自己の法令においては1999年改正協定第5条(2)(b)にいう要素の1又はそれ以上を要求している旨を事務局長に通告している場合、当該国際出願には、規則11に定めるところにより、かかる1又は複数の要素を含めなければならない。
- (c) 規則8が適用される場合、該当するときは、国際出願には、その(2)又は(3)にいう表示を含め、かつ、当該規則にいう関連の記述、書類、宣誓又は宣言を添付しなければならない。

(5) [国際出願の任意の内容]

- (a) 1999年改正協定第5条(2)(b)(i)若しくは(ii)又は1960年改正協定第8条(4)(a)にいう要素は、1999年改正協定第5条(2)(a)に基づく通告の結果又は1960年改正協定第8条(4)(a)に基づく要件の結果、当該要素は要求されていない場合であっても、出願人の選択により、国際出願に含めることができる。
- (b) 出願人が代理人を有する場合、国際出願においては、実施細則にいう態様に従って名称及び宛先並びに代理人の電子メールアドレスを記述しなければならない。
- (c) パリ条約第4条に基づき、出願人が先の出願の優先権の利益を享受することを希望するときは、当該国際出願には、当該先の出願の優先権を主張する宣言、かかる出願がされた官庁の名称及び日、可能ならば当該出願の番号、並びに、当該優先権主張が当該国際出願に含まれる意匠のすべてには関連しない場合、当該優先権主張が関連するか又は関

連しない意匠の表示を含めなければならない。

- (d) 出願人がパリ条約第11条の利益を享受することを希望するときは、当該国際出願には、当該意匠を構成するか又は当該意匠が組み込まれている1又は複数の物品が公式の又は公認の国際博覧会において展示された旨の宣言、当該博覧会が開催された場所及び当該物品がそこで最初に展示された日、並びに、当該国際出願に含まれる意匠のすべてが関連していない場合は、当該宣言が関連するか又は関連しない意匠の表示を含めなければならない。
- (e) 出願人が意匠の公表の延期を希望する場合は、当該国際出願には公表延期の請求を含めなければならない。
- (f) 国際出願には、実施細則に定める宣言、記述又はその他の関連する表示を含めることもできる。
- (g) 国際出願には、関係意匠の保護に係る適格性にとって重要であると出願人が承知している情報を特定する記述を添付することができる。

(6) [追加事項の禁止] 国際出願が1999年改正協定、1960年改正協定、本規則又は実施細則により要求又は許容されている以外の事項を含む場合は、国際事務局は、職権をもってこれを削除するものとする。国際出願に要求又は許容されているもの以外の書類が添付されている場合は、国際事務局は、当該書類を排除することができる。

(7) [同一の区分に属すべきすべての物品] 国際出願が関係する意匠を構成するか又は当該意匠の使用対象であるすべての物品は、国際分類の同一区分に属するものとする。

ハーグ実施細則第408節 国際出願に許容される事項及び国際出願に添付できる書類

(a) 出願人が国際出願において先の出願の優先権を主張する規則7(5)(c)に基づく宣言を行った場合には、当該主張には優先権書類デジタルアクセスサービス(DAS)のデジタルライブラリーにおいて当該出願の検索を可能にするコードを添付することができる。

(b) 出願人が、指定締約国による1999年改正協定第7条(2)に基づき行った宣言に表示された個別の指定手数料の減額の利益を享受することを希望する場合、国際出願には、出願人が宣言に表示された減額手数料を受ける権利を有する経済的地位の表示又は主張及び該当する場合にはその証明書を含んでもよい。

(c)

- (i) 出願人が、指定締約国の法令に定める新規性喪失の例外に関する宣言を国際出願において行うことを希望する場合には、宣言は、宣言が関連する意匠の表示とともに、次の文言を記載する：「新規性喪失の例外に関する宣言「出願人は、本件出願に含まれる[次のすべての]意匠の開示について、当該指定締約国の適用法令に定める例外的取扱いの利益を享受することを主張する。」」
- (ii) 出願人が開示の種類及び日付に関する資料の提出を希望する場合には、国際出願に当該書類を添付することができる。

(d) 出願人が規則7(5)(g)に規定する声明の提出を希望する場合、当該声明は、当該指定締約国と合意した、国際事務局が定める様式によるものとする。

特許法第383条 国際意匠出願

国際意匠出願には、第16章による要件に加え、次に掲げるものを含める。

- (1) 条約に基づく国際登録を求める願書
- (2) 指定締約国の表示
- (3) 条約及び規則に定める出願人に関するデータ
- (4) 国際意匠出願の対象である意匠の複製又は出願人の選択により複数の異なる複製の写しであって、条約及び規則に定める数及び態様で提示するもの
- (5) 意匠を構成するか又は意匠の使用対象である物品の表示であって、条約及び規則で定めるもの
- (6) 条約及び規則で定める手数料
- (7) 規則で定めるその他の事項

特許規則 § 1.1021 国際意匠出願の内容

(a) 必須の内容

国際意匠出願は、英語、フランス語又はスペイン語により(規則6(1))、かつ、次に掲げるものを含め又は添付しなければならない。

- (1) ハーグ協定に基づく国際登録を求める願書(第5条(1)(i))
- (2) 出願人に関する所定のデータ(第5条(1)(ii)並びに規則7(3)(i)及び(ii))
- (3) 当該国際意匠出願の対象である意匠の複製又は出願人の選択により複数の異なる複製の所定数の写しであって、所定の態様により提示するもの。ただし、当該意匠が平面的なものでありかつ第5条(5)に従って公表延期の請求がされている場合は、当該国際意匠出願は、複製を含める代わりに、所定数の意匠の見本を添付することができる(第5条(1)(iii))。
- (4) 意匠を構成する物品又は意匠の使用対象である物品の定められたところによる表示(第5条(1)(iv)及び規則7(3)(iv))
- (5) 指定締約国の表示(第5条(1)(v))
- (6) 所定の手数料(第5条(1)(vi)及び規則12(1))
- (7) 出願人が国際登録の名義人であるための条件を満たす対象である締約国(規則7(3)(iii))
- (8) 国際意匠出願に含まれる100を超えない意匠の数及び国際意匠出願に添付される意匠の複製又は見本の数(規則7(3)(v))
- (9) 納付された手数料の額及び納付方法又は国際事務局に開設された口座に必要な手数料の額を引き落とすための指示並びに当該納付をする者又は指示をする者の表示(規則7(3)(vii))
- (10) 規則7(4)(a)に基づいて要求される出願人の締約国の表示

(b) 一部の締約国により要求される追加の必須内容

- (1) 国際意匠出願において、第5条(2)に従って次に掲げる要素の何れかを要求する締約国を指定している場合は、当該国際意匠出願には、当該要求された要素を含めなければならない

ない。

- (i) 当該出願の主題である意匠の創作者の身元に関する表示（規則11(1)）
 - (ii) 当該出願の主題である意匠の複製又は特徴の簡潔な説明（規則11(2)）
 - (iii) クレーム（規則11(3)）
- (2) 国際意匠出願に規則8(1)に基づく宣言を行った締約国の指定が含まれる場合は、当該国際出願には、当該宣言に定める記述、書類、宣誓又は宣言を含めなければならない（規則7(4)(c)）。
- (c) 選択的内容。国際意匠出願には次に掲げるものを含めることができる。
- (1) 所定の条件に従うことを条件として、2以上の意匠（第5条(4)及び規則7(7)）
 - (2) 公表延期の請求（第5条(5)及び規則7(5)(e)）又は即時公表の請求（規則17）
 - (3) ハーグ協定第5条(2)(b)(i)若しくは(ii)又は1960年改正協定第8条(4)(a)という要素。これは、当該要素がハーグ協定第5条(2)(a)に従った通報の結果として又は1965年改正協定第8条(4)(a)に基づく要求の結果として必要とされなくなった場合においても妥当とする（規則7(5)(a)）。
 - (4) 定められたところによる出願人の代理人の名称及び宛先（規則7(5)(b)）
 - (5) 第6条及び規則7(5)(c)に従った1又は複数の先にされた出願の優先権主張
 - (6) 当該意匠を構成するか又は当該意匠が組み込まれている物品が公式又は公認の国際博覧会において展示された旨のパリ条約第11条適用上の宣言並びに当該博覧会が開催された場所及び当該物品が同所で最初に展示された日並びに当該国際意匠出願に含まれる意匠のすべてが関連しているのではない場合は、宣言が関連する又は関連しない意匠の表示（規則7(5)(d)）
 - (7) 実施細則に定められる宣言、記述又はその他の関連表示（規則7(5)(f)）
 - (8) 関係する意匠の保護適格性にとって重要であると出願人が承知している情報を特定する記述（規則7(5)(g)）
 - (9) 国際意匠出願に含まれているテキスト部分の記録及び公表の目的での翻訳文案（規則6(4)）
- (d) 合衆国が指定された場合に必要な内容。合衆国を指定する国際意匠出願には、(a)に記載する必須要件に加え、次に掲げるものを含め又は添付しなければならない。
- (1) クレーム（§ 1.1021(b)(1)(iii)及び§ 1.1025）
 - (2) 規則11(1)に従って、創作者（例えば発明者、§ 1.9(d)）の身元に関する表示
 - (3) 発明者の宣誓又は宣言（§ 1.63及び§ 1.64）。発明者が郵便宛先と異なる場所に住んでいる場合に同人の法律上の名称、郵便宛先及び居所により各発明者を特定すべき旨の§ 1.63(b)及び§ 1.64(b)(4)の要件並びに代用陳述書に署名した者の居所及び郵便宛先を特定すべき旨の§ 1.64(b)(2)の要件は、かかる情報を国際登録に先立つ国際意匠出願において提示することにより満たされたとみなされるものとする。

国際意匠出願の要素は、次の3カテゴリーに分類される。(1) 必須内容、(2) 追加の必須内容、(3) 選択的内容。

I. 必須の内容

必須の内容とは、すべての国際意匠出願において要求される事項をいう。この内容は、第5条(1)及びハーグ協定の規則7及び特許規則 § 1.1021(a)に記載されている。具体的には、国際意匠出願は、英語、フランス語又はスペイン語によらなければならない、公式の様式 (MPEP § 2909.01)により提示され、かつ、出願人により署名されなければならない、かつ、それには次のものを含めなければならない：(1)ハーグ協定に基づく国際登録を求める願書、(2)出願人に関する所定のデータ、(3)国際意匠出願の主題である意匠の複製又は出願人の選択により複数の異なる複製の所定数の写しであって所定の態様により提示されたもの(意匠が平面的なものであり、かつ、ハーグ協定第5条(5)に従って公表延期の請求がされている場合は、国際意匠出願は、複製を含める代わりに、意匠の所定数の見本を添付することができる)、(4)定めるところにより意匠を構成するか又は意匠の使用対象である1又は複数の物品の表示、(5)指定締約国の表示、(6)所定の手数料、(7)出願人が国際登録の名義人であるための条件を満たす対象である締約国、(8)国際出願に含まれる100を超えない意匠の数及び国際出願に添付される意匠の複製又は見本の数、(9)納付される手数料の額及び納付方法又は国際事務局に開設された口座に必要な手数料の額を引き落とすための指示並びに当該納付をする者又は指示をする者の表示、(10)規則7(4)(a)に基づいて要求される出願人の締約国の表示。

II. 追加の必須内容

追加の必須内容とは、一部の締約国から要求される要素であって、それ故かかる締約国を指定するすべての国際意匠出願において必須であるものをいう(ハーグ協定の第5条(2)及び規則7並びに特許規則 § 1.1021(b)参照)。

かかる追加の必須内容は、ハーグ協定第5条(2)に従い、創作者の身元に関する表示、意匠の複製又は特徴の簡潔な説明、クレーム及び/又はハーグ協定の規定8(1)に従い記述、書類、宣誓若しくは宣言によって構成することができる。

III. 選択的内容

選択的内容とは、国際意匠出願に含めることができる事項をいう。選択的内容はハーグ協定の規則7(5)及び特許規則 § 1.1021(c)において取り扱われており、次に掲げる事項を含めることができる。：(1) 所定の条件に従うことを条件として、2以上の意匠、(2) 公表延期の請求又は即時公表の請求、上述の追加の必須要素の何れかで、当該国際意匠出願において指定された何れの締約国から要求されていないものであっても差し支えない、(4) 出願人の代理人に関する所定の情報、(5) 実施細則第408節(a)に従って、先になされた1又は複数の出願優先権主張は、優先権書類のデジタルアクセスサービス (DAS) のデジタルライブラリーから優先権書類を取得するためのアクセスコードを添付することができる、(6) パリ条約第11条の適用上の当該意匠を構成する物品又は当該意匠が組み込まれている物品が、公式又は公認の国際博覧会において展示された旨の宣言、博覧会が開催された場所、当該物品が最初にそこで展示された日及び当該国際意匠出願に含まれる意匠のすべてが関連していない場合は、当該宣言が関連するか又は関連しない意匠の表示、(7) 実施細則で定められる何れの宣言、記述又はその他の関連表示、(8) 当該意匠の保護に係る適格性にとって重要であると出願人が承知している情報、(9) 記録及び公表の目的で国際出願に含まれるテキスト文言の翻訳文案

IV. 合衆国が指定されている場合の所要の内容

特許規則 § 1.1021(d)に記載されるように、一般に国際意匠出願に要求される必須要件に加え、合衆国を指定する国際意匠出願には次に掲げるものも含めなければならない：(1) クレーム（特許規則 § 1.1021(b)(1)(iii)及び特許規則 § 1.1025）、(2) 規則11(1)に従い、創作者（例えば発明者、特許規則 § 1.9(d)）の身元に関する表示、(3) 発明者の宣誓又は宣言（特許規則 § 1.63及び § 1.64）。

クレームは、合衆国における意匠出願に係る出願日の要件である。特許法第171条参照。合衆国は、第5条(2)に従い、合衆国を指定する国際意匠出願にはクレームを含めなければならない旨を宣言した。MPEP § 2903参照。従って、合衆国を指定する国際意匠出願であってクレームを含まないものは、国際事務局により国際登録簿に登録されず、合衆国において出願日を取得することができない。MPEP § 2907及び § 2908参照。この場合、国際事務局は出願人に対し、所定の期限内にクレームを提出するよう求め、かつ、クレームの受領日をもって国際登録日を付与する（ただし、その他の不備がないことを前提とする）。国際事務局による求めに応じて適時にクレームを提出しないときは、当該出願は合衆国の指定を含まないものとみなされる。第8条(2)(b)参照。公式の出願様式（様式DM/1）を使用することにより、公式様式の項目（12）に合衆国を指定することを目的とした請求が含まれているため、合衆国を指定する出願人が請求の要件を確実に充足することになる。

合衆国は、規則8(1)に従って、合衆国を指定する国際意匠出願には、創作者の宣誓又は宣言及び創作者の身元に関する表示を含めなければならない旨を宣言した。MPEP § 2903参照。発明者の宣誓又は宣言に係る要件は、特許規則 § 1.63及び § 1.64に記載されている。さらに、特許規則 § 1.1021(d)は、発明者が郵便宛先とは異なる場所に居住する場合には各発明者をその法律上の名称、郵便宛先及び居所により特定すべき旨の特許規則 § 1.63(b)及び § 1.64(b)(4)の要件並びに代用陳述書に署名した者の居所及び郵便宛先を特定すべき旨の特許規則 § 1.64(b)(2)の要件は、国際登録に先立つ国際意匠出願においてこの情報を提示することにより満たされたとみなされる旨を規定している。発明者の宣誓又は宣言が提出されていない場合は、国際事務局は出願人に対し、当該発明者の宣誓又は宣言を所定の期限内に提出するよう求めるものとする。国際事務局による求めに応じて適時に発明者の宣誓又は宣言を提出しなかったときは、合衆国の指定は当該出願に含まれていないとみなされるものとする。協定第8条(2)(b)参照。www.wipo.int/hague/en/forms/で入手可能な公式の出願様式（様式DM/1）の付属文書Iには、合衆国を指定する国際意匠出願に使用される発明者適格の宣言の様式及び代替宣誓の様式を含む。MPEP § 2909.03参照。

合衆国を指定する国際意匠出願には、特許法第112条に定める指定を含めなければならない、かつ、可能であれば、規則7(5)(a)に従った複製の簡単な説明を含めて複製の図を説明しなければならない。特許規則 § 1.1024参照。USPTOは、合衆国を指定する国際意匠出願をする出願人に対し、出願に複製の図を説明する簡単な説明を含めるよう奨励している。というのも、かかる説明は、審査のうえで有用であり、かつ、ある場合は、クレームしている意匠の範囲又は開示の充分性に関する問題を回避するのに役立つからである。さらに、特許

規則 § 1.1067に従い、特許規則 § 1.9(a)(3)により定義されるところにより、非仮国際意匠出願において、複製された図面の簡単な説明がUSPTOから要求されることがある。MPEP § 2920.04(a), II参照。複製された図面の簡単な説明は、公式の出願様式（様式DM/1）の(10)「意匠の複製された図面（凡例）」に含まれる。MPEP § 2909.01参照。

合衆国を指定する国際意匠出願には、公表延期の請求を含めてはならない。特許規則 § 1.1028参照。さらに、合衆国を指定する国際意匠出願には、見本は許容されない。特許規則 § 1.1027参照。

2909.01 国際登録出願の公式様式 [R-07.2022]

特許規則 § 1.1022 様式及び署名

- (a) 国際意匠出願は、公式様式により提出しなければならない（規則7(1)及び1(vi)）。
- (b) 国際意匠出願は、出願人によって署名されなければならない。

ハーグ規則7 国際出願に関する要件

- (1) [様式及び署名] 国際出願は、公式様式により提示されなければならない。国際出願は、出願人により署名されなければならない。

ハーグ規則1 定義

- (1) [略称] 本規則の適用上、

- (vi) 「公式様式」とは、国際事務局により定められた様式若しくは機関のウェブサイト上で国際事務局により提供される電子的インターフェース又は同一の内容及びフォーマットを有する様式若しくは電子的インターフェースをいう。

国際意匠出願は、「公式様式」により提示されなければならない。ハーグ協定期則1(vi)に従い、「公式様式」とは、国際事務局により定められた様式若しくは国際事務局によりその機関のウェブサイト上で提供される電子的インターフェース又は同一の内容及びフォーマットを有する様式若しくは電子的インターフェースをいう。国際意匠出願をするために国際事務局により定められた様式は、様式DM/1「国際登録出願」である。様式DM/1及び当該様式を作成するための説明は、現在国際事務局のウェブサイト www.wipo.int.hague/en/forms/ で利用できる。国際事務局の電子出願システム、eHaguem、の電子的インターフェースは、様式DM/1として同一の内容及びフォーマットを有している。

様式DM/1を適正に使用すれば、国際意匠出願のための必須内容、追加の必須内容及び選択的内容の事項が出願時に揃うようにする上で有益である。様式に記入するための詳細な手順については、WIPOのウェブサイト www.wipo.int/hague/en/guide/ia.html にて入手可能であるユーザー用ハーグガイド「How to Submit an International Application to the International Bureau（国際事務局への国際出願方法）」の項に説明されている。

様式DM/1は、次に掲げるものを記載する具体的な個所を出願人に提供する：(1) 出願人に関する情報、(2) 国際意匠出願を提出する出願人の権利、(3) 出願人の締約国、(4) 複数の出願人であるが代理人が指定されていない場合の国際事務局への通信宛先、(5) 選任代理人、(6) 出願に含まれる意匠及び複製の数、(7) 出願に含まれる意匠及び複製の数、(8) 適用物品及びロカルノ分類 (MPEP § 907) 、(9) 簡単な説明、(10) 複製の説明、(11) 創作者に関する情報、(12) クレーム、(13) 優先権主張、(14) 何れかの意匠が展示された何れかの国際博覧会に関する情報、(15) 新規性喪失の例外、(16) 本意匠との関係、(17) 即時公表又は公表延期に係る請求、(18) 個別指定料の減額及び(19) 出願人又は出願人の代理人の署名。

様式DM/1は、出願人が納付の方法を特定すること及び国際事務局に開設された当座勘定の借方に所要の手数料を記入するよう国際事務局に指図することができるようにする「手数料納付」欄も備えている。

2909.02 複製 (図面) [R-07.2022]

特許規則 § 1.1026 複製

複製は、規則9及び実施細則の第4部の要件を満たさなければならない。

ハーグ規則9 意匠の複製

(1) [意匠の複製の様式及び数]

- (a) 意匠の複製は、出願人の選択により、意匠自体又は意匠を構成する物品の写真又はその他の図示的表現の形式によるものとする。同一の物品を異なる角度で示すことができ、異なる角度からの図は異なる写真又はその他の図示的表現に含めなければならない。
- (b) 何れの複製も、実施細則に定める部数を提出しなければならない。

(2) [複製に関する要件]

- (a) 複製は、意匠の詳細がすべて明確に識別され、かつ公表できるような品質のものでなければならない。
- (b) 複製において表現されているが保護は求めていない要素は、実施細則に規定するところにより表示することができる。

(3) [要求される図]

- (a) (b)に従うことを条件として、意匠を構成する又は意匠の使用対象となる1若しくは複数の物品について特定の図を要求している1999年改正協定により拘束される締約国は、要求される図及びそれが要求される事情を明示して、宣言によりその旨を事務局長に通知しなければならない。
- (b) 如何なる締約国も、意匠又は物品が平面的なものである場合は1を超える図を、また、物品が立体的なものである場合は6を超える図を要求することはできない。

(4) [意匠の複製に関する理由による拒絶]

締約国は、意匠の複製の様式に関する要件であって、(3)(a)に従って当該締約国により通告された要件に追加的なもの又はかかる要件と異なるものが自己の法令に基づいて満たされていないとの理由により国際登録の効力を拒絶することはできない。ただし、締約国は、国際登録に含まれている複製が意匠を完全に開示する上で十分でないとの理由により当該国際登録の効力を拒絶することができる。

ハーグ協定の適用に関する実施細則(以下「実施細則」)第4部に含まれる複製に関する実施細則を以下に掲げる。

ハーグ実施細則第401節 複製の提示

- (a) 同一の国際出願に、白黒又は彩色により、写真及びその他の図示的表現の双方を含めることができる。
- (b) 国際出願に添付した各複製は、単一の写しにより提出しなければならない。
- (c) 紙面により提出された国際出願に添付した写真又はその他の図示的表現は、白色かつ不透明のA4判の別個の紙面に直接のりづけするか又は印刷しなければならない。当該別個の紙面は、縦にして用いるものとし、かつ、25を超える複製を含めてはならない。
- (d) 国際出願に添付する複製は、出願人が公表されることを希望する向きで配置しなければならない。当該出願が紙面によりされる場合は、各意匠の表示の周囲に少なくとも5ミリの余白を残さなければならない。
- (e) 各複製は、他の複製又は他の複製の一部及び番号を含まない矩形に収まらなければならない。写真又はその他の図示的表現は、如何なるやり方でも折りたたまず、ステープルで綴じず、印を付けてはならない。

ハーグ実施細則第402節 意匠の表示

- (a) 写真及びその他の図示的表現は、当該意匠のみ又は当該意匠の使用対象である物品を表示しなければならないが、その他の物体、付属品、人間又は動物は排除される。
- (b) 写真又はその他の図示的表現に示される各意匠の表示の寸法は16センチ×16センチを超えてはならず、かつ、各意匠について少なくとも1つの表示に関して、この寸法の1つは少なくとも3センチなければならない。電子的手段による国際出願に関し、前記の最大及び最小の寸法の遵守を確保するために、国際事務局はデータフォーマットを定めることができ、その詳細は当該機関のウェブサイト上で公表される。
- (c) 次に掲げるものは受理されないものとする。
 - (i) 技術的な図面、特に軸線及び寸法を伴うもの
 - (ii) 表示中の説明文言又は凡例

ハーグ実施細則第403節 ディスクレーマー及び意匠又は意匠の使用対象である物品の部分 を構成しない事項

- (a) 複製に示されているが保護は求めていない事項は、次のとおり表示することができる。
 - (i) 規則7(5)(a)にいう説明において、及び／又は
 - (ii) 点線、破線又は色彩を用いて

- (b) 第402節(a)にも拘らず、意匠又は意匠の使用対象である物品の部分不构成しない事項は、それが(a)に従って表示されている場合は、複製において示すことができる。

ハーグ実施細則第404節 写真及びその他の図示的表現に係る要件

- (a) 提供される写真は、専門的水準のものであり、かつ、すべての角は直角にされなければならない。意匠は、無彩色で無地の背景に表されなければならない。インク又は修正液で修正された写真は、許容されない。
- (b) 図示的表現は、製図用具を用いて又は電子的手段により作成された専門的水準のものでなければならない。かつ、出願が紙面により提出される場合はさらに、良質の白色の不透明な紙面により作成され、すべての角は直角にされなければならない。表示される意匠は、凹凸を表すために陰影及び斜線を含むことができる。電子的手段により作成された図示的表現は、背景を背にして示すことができるが、ただし、背景が特徴のない無地無色のものでありかつ角が何れも直角であることを条件とする。

ハーグ実施細則第405節 複製及び凡例の番号

- (a) 複数の意匠を含む国際出願の場合に明記する番号は、それぞれの写真又は他の図示的表現の余白に表す。同一の意匠を異なる角度から表す場合には、番号は、ドットによって分けられる二の数字(例えば、一番目の意匠に対しては、1.1, 1.2, 1.3 等、二番目の意匠に対しては2.1, 2.2, 2.3 等) から成る。
- (b) 複製は、番号を昇順に提出する。
- (c) 物品の特定の図を表示する凡例(例えば、「正面図」、「上面図」等)は、複製の番号に関連付けて表示することができる。

国際意匠出願の複製は、ハーグ協定期則9及び実施細則の第4部の要件を満たさなければならない。商標規則第1.1026条参照。

規則9に従い、意匠の複製は、出願人の選択により、意匠自体又は意匠を構成する物品の写真又はその他の図示的表現の形式による。同一の物品を異なる角度から示すことができる。異なる角度からの図は、異なる写真又はその他の図示的表現に含めなければならない。

実施細則第401節に従い、各複製について単一の写しのみを提出しなければならない。

複製は、意匠のすべての詳細を明確に識別でき、かつ、公表することができる品質のものでなければならない。規則9(2)参照。複製は、意匠のみ又は意匠の使用対象となる物品を表示すべきものであり、その他の物体、付属品、人間又は動物は除外しなければならない。

他方、複製は、保護が求められていない事項を表示することができる。ただし、かかる事項が実施細則第403節に規定するところにより表示されている場合に限る。

規則9(3)(a)に従い、締約国は、意匠を構成するか又は意匠の使用対象である物品の一定の特定の図を要求することができる。ただし、当該締約国が、要求する図及びその図が必要である事情を国際事務局に適正に通告した場合に限る。規則9(3)(a)に従い締約国により要求される特定の図に関する情報は、WIPO のウェブサイト

www.wipo.int/export/sites/www/hague/en/docs/hague-system-guide.pdf で入手できるユーザー用ハーグガイド「Specific Views (明確な図面)」に記載されている。

複製に係る形式の追加要件(例えば余白、紙面、背景等)は、実施細則に記載されている。

さらに、鮮明度、図の最小及び最大寸法、枠線の太さ等のイメージファイルに関する技術的要件は、国際事務局のウェブサイト www.wipo.int/hague/en/hague_file_renew.html に記載されている。複製は、特許出願システムのEFS-Web Legal Framework に従って、PDF又はJPEGファイルとしてのEFS-Webにより、間接的出願官庁としてのUSPTOを通じて提出することができる。MPEP § 502.05及び§ 2909.02(a)参照。

規則9(4)によれば、締約国は、国際登録に含まれる複製が意匠を完全に開示するのに十分でないという理由で、国際登録の保護を拒絶することができる。かかる理由による拒絶を受ける可能性を最小化するため、国際事務局は、意匠の開示が不十分であることを理由とする審査官庁による拒絶を回避するため、出願人が複製を作成する際の支援となるガイダンスを受理官庁と協議の上、策定した。審査官庁による意匠の開示不十分を理由とする拒絶の可能性を回避するための複製の作成及び提供に関するガイダンス」参照。入手先は www.wipo.int/export/sites/www/hague/en/docs/guidance.pdf。

2909.02(a) EFS-Webを通じて提出した複製 [R-07.2022]

国際出願において意匠の複製が要求されており、図面、写真又はこれらの組合せとして提出することができ、かつ、白黒又は色彩によることができる。ハーグ協定適用に関して規則9及び実施細則第4部参照。複製は、下記に記載するように、PDF又はJPEGファイルとしてEFS-Webを通じて提出することができる。鮮明度、図面の最小及び最大寸法、枠線の太さ等のイメージファイルに関する技術的要件も、国際事務局のウェブサイト www.wipo.int/hague/en/hague_file_renew.html に記載されている。

複製は、「書類添付 (Attach Documents)」スクリーンの「複製添付 (Attach Reproductions)」欄を用いてファイルを添付することにより、単一ページのPDF又はJPEGファイルとして提出することができる。あるいは、出願人は、「書類添付」スクリーンの「複製以外の書類添付 (Attach Documents other than Reproductions)」欄を用いてPDF(複数頁PDFを含む)として複製物を添付することができる。「複製以外の書類添付」欄でなく「複製添付」欄に該当複製を添付すると、通常は国際事務局が要求するかもしれない追加頁当たり公開手数料を回避するのに役立つ可能性がある。「複製添付」欄を通じて添付した各図ファイルには意匠の1の図に限り含まれる。「複製添付」欄は、この欄に基づいて添付された各ファイルに意匠及び図番号を付与するよう使用者に促す。

国際事務局により定められる技術要件に従い、EFS-Webは、2メガバイトのファイル容量を超える「複製添付」欄によるPDF又はJPEGファイルの提出を許容しない。JPEGの提出に関しては、EFS-Webは、イメージ鮮明度及び最小及び最大の大きさに関する要件が満たされていない場合は、警告を発する。EFA-Webは、JPEGイメージに関して色彩モード又は枠線の寸法を確認しない。「複製添付」欄によるPDF提出に関しては、EFS-Webは、1ページを超えるPDFファイルの提出を許容しない。更に、EFS-Webは、PDFの図に関して、複製の色彩モード、枠線の寸法、鮮明度又は最大若しくは最小の大きさ(一定の最小及び最大のページ寸法を除く)を確認しない。複製がすべての適用要件を満たすようにすることは出願人の責任である。「複製添付」欄又は「複製以外の書類の添付」欄に基づいて複製を添付する利用者は、該当するところに従い書類記録「図面—白黒線図面のみ」又は「図面—白黒線図

面以外のもの」を使用しなければならない。

EFS-Webは、複製物が「複製以外の書類の添付」欄を通じて添付された場合に、1ページ当りの追加の公開手数料を課される可能性について利用者に警告を発する。EFS-Webは、新規の国際意匠出願に、少なくとも1の複製が添付されている旨の表示が含まれていない場合にも、利用者に警告を発する。EFS-Webの利用に関する追加情報について MPEP § 502.05参照。

EFS-Webによる複製物の提出に関する詳細については、EFS-Webクイックスタートガイドを参照することができる：間接出願の官庁としてのUSPTOを通じての国際意匠出願（ハーグ）については、www.uspto.gov/sites/default/files/documents/Hague-QSG.pdf で入手することができる。

2909.03 付属書類 [R-07.2022]

様式DM/1の付属書類は、特定の指定締約国に関係する一定の所要又は選択的事項を提供するために用いられる。特定の指定締約国に限定される付属書類の様式（現行の付属書類IからVまで）は、国際事務局のウェブサイト www.wipo.int/hague/en/forms/ で利用可能である。

合衆国の指定に特定された付属書類の様式には、付属書類I（発明者の宣誓又は宣言）、付属書類III(情報開示申立書)、及び付属文書IV（微小事業体資格証明書の提出）が含まれる。付属書類II（新規性喪失の例外の宣言に関する補足書類の提出）及び付属書類V（優先権書類の提出）は、韓国を指定する場合に限られる。

2910 国際意匠出願手数料 [R-07.2022]

特許規則 § 1.1031 国際意匠出願手数料

(a) 間接的出願の官庁としてのUSPTOを通じてされた国際出願は、以下の送付手数料の納付を義務付けられる(特許法第382条(b)及び第4条(2)) :

微小事業体 (§ 1.29)	\$ 30.00
小規模事業体 (§ 1.27(a))	\$ 30.00
上記事業体以外	\$ 120.00

(b) 規則(規則27(1))に付された手数料附則、個別の指定手数料金額一覧及び手数料計算表は、現在、世界知的所有権機関のウェブサイト <http://www.wipo.int/hague> で閲覧することができる。

(c) 国際事務局が要求する次に掲げる手数料は、直接国際事務局に対して又は間接的出願の官庁としてのUSPTOを通じて、(b)に記載する世界知的所有権機関のウェブサイトに明示する金額を納付することができる。

- (1) 国際出願手数料(規則12(1))
- (2) 100字を超える説明に係る手数料(規則11(2))

(d) (c)に規定された手数料は、次のように納付することができる。

- (1) 直接国際事務局にスイス通貨により(実施細則第801節参照)、又は
- (2) 間接的出願の官庁としてのUSPTOを通じて。ただし、かかる手数料が(a)に基づいて要求される送付手数料の納付日以前に納付されることを条件とする。

USPTOを通じる納付は、すべて合衆国ドルによらなければならない。USPTOを通じて(c)にいう手数料を納付する出願人は、合衆国ドルからスイスの通貨への兌換の結果、国際事務局の所定の金額の受取が少なくなる場合は、追加の金額を納付するよう国際事務局から要求されることがある。

(e) ハーグ協定第17条及び規則24にいう国際登録の更新に係る手数料(以下「更新手数料」)の納付は、有効な国際意匠出願に関して発行される合衆国特許を維持するために要求されることはない。更新手数料が要求される場合は、直接国際事務局に提出しなければならない。USPTOに提出された更新手数料が国際事務局に送付されることはない。

(f) 合衆国に対する指定手数料は、以下から構成される :

- (1) 第1部分は、意匠出願の基本出願手数料 (§ 1.16(b)), 調査手数料 (§ 1.16(l))及び審査手数料 (§ 1.16(p))の合計額であり、ハーグ規則28に従ってスイス通貨で設定される。第1部分は国際意匠出願時に納付する。 ;
- (2) 第2部分は、発行手数料 (§ 1.18(b)) がある。第2部分は登録許可時に納付する。

ハーグ規則12 国際出願に関する手数料

(1) [所定の手数料]

(a) 国際出願は、次に掲げる手数料を課される。

(i) 基本手数料

(ii) 1999年改正協定第7条(2)又は規則36(1)に基づく宣言を行わなかった各指定締約国に対する標準指定手数料。その段階は(c)に基づいて行われる宣言による。

(iii) 1999年改正協定第7条(2)又は規則36(1)に基づく宣言を行った各指定締約国に対する個別の指定手数料

(iv) 公開手数料

(b) (a)(ii)にいう標準指定手数料の等級は、次に掲げるとおりとする。

(i) その締約国の官庁が実体的理由に基づく審査を行わない締約国について：等級1

(ii) その締約国の官庁が新規性以外の実体的理由に基づく審査を行う締約国について：等級2

(iii) その締約国の官庁が、職権による又は第三者による異議申立を受けての新規性審査を含む実体的理由に基づく審査を行う締約国について：等級3

(c)

(i) その締約国の国内法令により(b)に基づく等級2又は3の適用を受けられる締約国は、宣言により、その旨を事務局長に通知することができる。

締約国はまた、その宣言において、その法令により等級3の適用が受けられるにも拘らず、等級2の適用を選択する旨を明示することもできる。

(ii) (i) に基づく宣言は、事務局長がそれを受領した日から3月後又は当該宣言において明示されるその後の何れかの日に効力を生じる。宣言はまた、事務局長にあてた通知により、何時でも取り下げることができ、その場合、この取下は事務局長がそれを受領した日から1月後又は当該通知に表示されるその後の何れかの日に効力を生じる。かかる宣言がない場合又は宣言が取り下げられた場合は、等級1が当該締約国に対する標準指定手数料に適用される等級であるものとみなされる。

(2) [手数料の納付時期]

(1) に規定する手数料は、(3)に従うことを条件として、国際出願の出願時に納付するものとする。ただし、当該国際出願に公表延期請求が含まれている場合は、公開手数料は規則16(3)(a)に従い後日納付することができる。

(3) [2部分に分けて納付する個別指定手数料]

(a) 1999年改正協定第7条(2)又は規則36(1)に基づく宣言においてはまた、当該締約国に関して納付すべき個別の指定手数料は2部分から構成され、第1の部分は国際出願をする時に納付し、第2の部分は当該締約国の法令に従って決定されるその後の日に納付する旨を明示することもできる。

ハーグ規則12に従い、国際意匠出願は次に掲げる手数料を課される：(1) 基本手数料，(2) 公開手数料，(3) 指定手数料，(4) 説明が100語を超える場合は、追加語句手数料。さらに、間接的な出願官庁としてのUSPTOを通じてされる国際意匠出願については、送付手数料を要求される。

国際事務局は、出願人が納付すべき出願手数料の総額(所要の送付手数料を除く)を迅速に決定できるオンライン手数料計算ツール（「ハーグシステム手数料計算ツール」）を提供する。この計算ツールは、出願に含まれる意匠、複製の数及び指定締約国などの要素を考慮し、スイス通貨で納付されるべき出願手数料の総額を決定する。計算ツールは以下から入手可能である。www.wipo.int/hague/en/fees/calculator.jsp。

I. 送付手数料

間接的な出願官庁としてのUSPTOを通じてされる国際意匠出願は、送付手数料の納付を義務付けられる。特許規則 § 1.1031(a)参照。送付手数料の納付は、合衆国ドルによらなければならない。送付手数料が納付されなかった場合は、USPTOは当該国際意匠出願を国際事務局に送付しない。特許規則 § 1.1045参照。出願人は、USPTOが国際意匠出願を受領した日から6月以内に国際事務局により受領されなかった国際意匠出願は、USPTOによる出願受領日現在での出願日を付与される資格がない旨の注意を受ける。ハーグ協定期則13参照。

送付手数料は、小規模事業体及び微小事業体に対して割引される。特許規則 § 1.1031(a)に規定された小規模事業体の送付手数料を正確な金額で納付することにより、小規模事業体としての資格を有する旨の書面による主張とみなす。小規模事業体としての資格を有するための要件については特許規則 § 1.27及びMPEP § 509.02及び § 509.03を、また、小規模事業体としての資格を有するための要件については特許規則 § 1.29及びMPEP § 509.04を参照のこと。

II. 基本手数料，公開手数料，指定手数料及び追加語句手数料

基本手数料の金額(規則12(1)(i))は、手数料附則に記載されており、当該国際意匠出願に含まれる意匠の数に依存する。公開手数料の金額(規則12(1)(iv))もまた手数料附則に記載されており、公表される複製の数及び複製提出に用いられる様式に依存している。手数料附則は、現在国際事務局のウェブサイト www.wipo.int/hague/en/fees/sched.htm で利用可能である。

標準の指定手数料又は個別の指定手数料は、国際意匠出願において指定された各締約国に応じて適用される。個別の指定手数料を具体的に定めていない締約国の指定に関しては、標準の指定手数料(規則12(1)(ii))が適用される。標準の指定手数料は、手数料附則に記載されている。

個別の指定手数料(規則12(1)(iii))は、出願において、個別の指定手数料を設定するハーグ協定期則第7条(2)に基づく宣言を行った締約国を指定している場合に適用される。協定期則第7条(2)に規定される個別の指定手数料は、国際事務局のウェブサイトにある www.wipo.int/hague/en/fees/individ-fee.htmlを参照のこと。

合衆国は、第7条(2)に基づく宣言を行っており、かつ、出願時に第1部分を納付し、USPTO

による出願許可時に第2部分を納付する個別の指定手数料を要求している。MPEP § 2903参照。合衆国指定手数料の第1部分は、意匠出願の基本出願手数料（特許規則 § 1.16(b)）、調査手数料（特許規則 § 1.16(l)）及び審査手数料（特許規則 § 1.16(p)）の合計額であり、ハーグ規則28に従ってスイス通貨で設定される。特許規則 § 1.1031(f)(1)参照。合衆国指定手数料の第2部分は発行手数料（特許規則 § 1.18(b)）であり、出願許可から特定の期間内に納付される。特許規則 § 1.1031(f)(2)及びMPEP § 2920.06参照。

合衆国に係る個別指定手数料の第1部分及び第2部分は、小規模事業体及び微小事業体について割引される。小規模事業体の地位を取得するための要件については特許規則 § 1.27並びにMPEP § 509.02及び § 509.03を、微小事業体の地位を取得するための要件については特許規則 § 1.29及びMPEP § 509.04参照。国際意匠出願に関しては、合衆国に係る個別指定手数料の小規模事業体第1部分の当事者による国際事務局への納付は、小規模事業体としての権利を書面により主張しているとして取り扱われる。特許規則 § 1.27(c)(3) 参照。さらに、微小事業体証明書が国際事務局に提出される場合、当該証明書は、国際事務局において特許規則 § 1.1041に基づき国際意匠出願の出願人を代理する権限を付与されている者により署名されることができる。特許規則 § 1.29(e)参照。

説明が100語を超える場合には、追加語句手数料も要求される。この手数料は様式DM/1の項目9（説明）に記載された説明に基づいている。

様式DM/1に含まれる手数料計算用紙も、基本手数料、公開手数料、指定手数料及び説明が100語を超える場合の追加語句手数料の金額を明示している。更に、各締約国に適用される標準指定手数料の段階の一覧も含まれている。

III. 出願が間接的出願の官庁としてのUSPTOを通じてされた場合のUSPTOを通じた手数料納付

国際事務局に納付されるべき国際手数料のあるものは、間接的出願の官庁としてのUSPTOを通じて納付することができるが、かかる手数料が送付手数料の納付日以内に納付されることを条件とする。特許規則 § 1.1031(c)参照。出願人はかかる手数料を、USPTOを通じて納付することを要求されてはならず、国際事務局に直接かかる手数料を納付することができる。さらに、かかる手数料のUSPTOを通じる納付は、合衆国ドルによらなければならない。国際事務局に対して行われるすべての納付はスイス通貨によらなければならないが、徴収された合衆国ドルの金額は、スイス通貨に換算される際に、要求されるスイス通貨額と異なる可能性がある。従って、出願人は、かかる国際手数料を、USPTOを通じて納付する際は、合衆国ドルからスイス通貨への換算により国際事務局の受取額が所定の金額より少なくなる場合において追加額を国際事務局から要求されることになる可能性がある旨注意される。国際事務局からの追加手数料請求に係る求めに対応する納付は、ハーグ協定第8条に従った出願の放棄を回避するために、請求において設定された期間内に国際事務局に対して直接行わなければならない。国際事務局から追加手数料請求に係る求めを受けることを回避するために、出願人は、国際事務局に開設した当座勘定の借方に所要の手数を記入することを国際事務局に許可する旨の権限委任を様式DM/1の手数料納付欄に記入することを考慮する旨希望することができる。実施細則第801節及びMPEP § 2909.01参照。

出願人は、国際意匠出願を間接的出願の官庁としてのUSPTOを通じてする際、国際意匠出願手数料をUSPTO予納口座の借方に記入することができる。ただし、かかる手数料を借方に記入する一般的権限委任は、特許規則 § 1.1031(a)に基づいて要求される送付手数料に関してのみ有効であるものとする。特許規則 § 1.25参照。さらに、国際意匠出願手数料は、送付手数料の納付日後にUSPTOを通じて納付することはできない。特許規則 § 1.1031(c)参照。国際登録を更新するためのハーグ協定規則24にいう如何なる更新手数料も、USPTOを通じて納付してはならない。特許規則 § 1.1031(e)参照。

2911 代理 [R-07.2022]

特許規則 § 1.1041 国際意匠出願における代理

- (a) 出願人は、規則3に従い、国際事務局に対する代理人を選任することができる。
- (b) 国際意匠出願の出願人は、間接的出願の官庁としてのUSPTOにおいて、特許事項に関してUSPTOに対して手続に携わるために登録されているか(§ 11.6)又は限定的な承認を受けている(§ 11.9(a)又は(b))有資格実務家を代理人にすることができる。この有資格実務家は、§ 1.34 に従い又は出願人による選任に従って行動することができる。選任は、出願人により署名された書面によらなければならない。出願人の代理として行動する権限を当該有資格実務家に与えなければならない。かつ、各有資格実務家の名称及び登録番号又は限定承認番号を明示しなければならない。この項の要件を満たす規則3(2)に従った国際意匠出願において行われた代理人の選任は、間接的出願の官庁としてのUSPTOにおける選任として有効であるものとする。

ハーグ規則3 国際事務局における代理

(1) [代理人, 代理人の数]

- (a) 出願人又は名義人は、国際事務局に対する代理人を置くことができる。
- (b) 国際出願又は国際登録について1名の代理人のみ選任することができる。選任状に複数の代理人が表示されている場合は、最初に表示されている者が代理人であるものとみなされ、そのように記録される。
- (c) 弁護士又は特許若しくは商標代理人から構成されるパートナーシップ又はファームが国際事務局に対する代理人として表示されている場合は、それは1人の代理人とみなされるものとする。

(2) [代理人の選任]

- (a) 代理人の選任は、国際出願において行うことができる。国際出願時における国際出願への代理人の氏名又は名称の記載は、出願人による当該代理人の選任とする。
- (b) 代理人の選任はまた、同一の出願人又は名義人の1又は複数の特定の国際出願又は国際登録に関係する別個の通信においてもすることができる。当該通信は、出願人又は名義人により署名されなければならない。
- (c) 代理人の選任の通信は、実施細則に従って記載された代理人の氏名又は名称、住所及び電子メールアドレスを含むものとする。代理人の選任に不備があると国際事務局が判断した場合は、国際事務局は、出願人又は名義人及び代理人とされる者にその旨を通知する。

ハーグ協定の規則3は、出願人による国際事務局に対する代理人の選任について規定する。規則3は、国際事務局において出願人を代理するために誰を選任できるかに関して専門的資格、国籍又は住所に係る何らの要件も規定していない。選任は、国際意匠出願において又は別個の通信においてすることができる。代理人選任の通信には、実施細則で規定されているように、氏名及び名称、さらには電子メールアドレスが含まれていなければならない。出願

時の国際出願における代理人は、当該代理人の選任を意味する。規則3(2)参照。

国際事務局は、代理人の選任（様式DM/7）、代理人の氏名及び／又は住所の変更記録の請求（様式DM/8）、代理人選任記録の取消（様式DM/9）のための様式を用意している。これらの様式は www.wipo.int/hague/en/forms/ から入手可能である。

間接的出願の官庁としてのUSPTOに対する代理に関して、特許規則 § 1.1041(b)は、国際意匠出願の出願人は、間接的出願の官庁としてのUSPTOにおいて、USPTOに対して手続に携わるために登録された(特許規則 § 11.6)又は限定的承認を付与された(特許規則 § 11.9(a)若しくは(b)) 有資格実務家により代理されることができる旨規定している(特許規則 § 11.6)。かかる有資格実務家は、特許規則 § 1.34に従い又は出願人による選任状に従って行動することができる。選任は、出願人により署名された書面によらなければならない、出願人の代理として行動する権限を有資格実務家に付与しなければならない、かつ、各有資格実務家の名称及び登録番号又は限定承認番号を明示しなければならない。規則3(2)に従って国際意匠出願において行われた代理人の選任であって特許規則 § 1.1041(b)の要件を満たすものは、間接的出願の官庁としてのUSPTOにおける選任としての効力を有するものとする。国内出願になった国際意匠出願(特許規則 § 1.9(a)(1)参照) の手続遂行の間のUSPTOに対する代理の目的で、国内出願に適用される規則が適用されるものとする。 特許規則 § 1.1061(a)参照。

2912 間接的出願の官庁としてのUSPTOにされた国際意匠出願に関する通信 [R-07.2022]

特許規則 § 1.1042 間接的出願の官庁としてのUSPTOにされた国際意匠出願に関する通信
出願人は、間接的出願の官庁としてのUSPTOから送付される通信の通信宛先を特定することができる。かかる宛先が明示されていない場合、USPTOは、出願人の選任された代理人 (§ 1.1041) の宛先又は代理人が選任されていない場合は実施細則第302節において明示された宛先を通信宛先として使用するものとする。

特許規則 § 1.1042に従い、出願人は、間接的出願の官庁としてのUSPTOから送付される通信の通信宛先を特定することができる。国際意匠出願を提出するために用いられる公式様式(様式DM/1)には、国際事務局から送付される通信のために使用される宛先を明記するための項目が含まれる。MPEP § 2901.01参照。出願人は、間接的出願の官庁としてのUSPTOから送付される通信の目的で、様式DM/1に明記されたとは異なる宛先を特記することができる。かかる宛先が特記されていない場合は、USPTOは、出願人の選任された代理人の宛先を通信宛先として使用するものとする。特許規則 § 1.1041参照。対応する情報が提出書類に含まれていない場合又は対応する情報が適用される規則に従って作成されていない場合、USPTOは、出願人が補正するまで、対応の目的でEFS-Webを通じて提出された出願データを使用することができる。例えば、USPTOは、新しい出願提出物にある署名されていない書類の住所ではなく、EFS-Webを通じて利用者番号とともに関連付けられた通信宛先を使用する。MPEP § 502.05 I.B.5参照。

2913 所定の期限からの救済 [R-07.2015]

特許法第387条 所定の期限からの救済

国際意匠出願に関する要件に関連する所定の期限内での出願人の不作為は、長官が納得する故意でない遅延の証拠及び第41条(a)(7)に定める手数料の納付の要件を含め長官が定める条件に基づいて、合衆国に関して免責されることがある。

特許規則 § 1.1051 所定の期限からの救済

(a) 国際意匠出願に関する要件に関連するハーグ協定に基づく所定の期限内での出願人の不作為による遅延が故意によるものでなかった場合は、合衆国に関して不作為を免責するための申立を本条に従って提出することができる。本条に従った許容可能な申立には、次に掲げるものを添付しなければならない。

- (1) 出願人が適時に行動することを怠った所定の期限を設定している国際事務局から送付された求めの写し
- (2) 既に提出されていない場合に限り、(c)に基づいて要求される応答
- (3) § 1.17(m)に記載する手数料
- (4) 国際意匠出願の写しが既に国際事務局からUSPTOに伝達されていなかったか又は国際意匠出願が間接的出願の官庁としてのUSPTOにされていなかった場合に限り、最初にされた国際意匠出願の認証謄本及び当該出願が英語以外の言語によりされているときはその英語への翻訳文
- (5) 応答の期日から本条に従った許容可能な申立の提出までの、所要の応答提示に係る遅延全体が故意によるものでなかった旨の陳述。当該遅延が故意によるものでなかったか否かの問題が存在する場合は、長官は、追加の情報を要求することができる。
- (6) (d)に従って要求されるターミナルディスクレーム(及び § 1.20(d)に記載される手数料)

(b) 国際意匠出願に関する要件に関連する所定の期限内における出願人による手続の不履行を免責することを拒絶する決定の再検討又は再審理に係る、本条に従って提出された申立による請求は、適時に検討されるためには、免責することを拒絶する決定から2月以内又は当該決定に設定された期間内に提出しなければならない。決定により別段の旨が表示されない限り、§ 1.136の規則に基づいて、この期間を延長することができる。

(c) 応答。要求される応答には、次に掲げるものがあり得る。

- (1) 継続出願の提出。国際意匠出願が国際登録の対象となっていない場合は、応答には § 1.1023(b)に基づく国際意匠出願に出願日を付与すべき旨の許容可能な申立を含めなければならない。又は、
- (2) 国際出願が間接的出願の官庁としてのUSPTOにされている場合は、§ 1.1052に基づく許容可能な申立

(d) ターミナルディスクレーム。本条に従った何れの申立も、出願人が適時に手続することを怠った応答の期日に開始し、(c)に基づいて要求される応答の提出期日に終了する期間

と同等のそれに付与された特許の存続期間の終わりの部分を公衆に供する， § 1.321に記載されるターミナルディスクレマー及び手数料を添付しなければならず，かつ，継続意匠出願であって，特許法第120条，第121条，第365条(c)又は第386条(c)に基づく，本条に基づいて救済を求めている出願への明示の言及を含むものに付与された何れの特許にも適用されなければならない。

特許法第387条に従い，特許規則 § 1.1051は，出願人の手続不履行による遅延が故意によるものでない場合において，国際意匠出願に関する要件に関連するハーグ協定に基づく所定の期限内の手続の出願人による不履行を，合衆国に関して免責するための申立手続を記載している。

当該申立には，次に掲げるものを添付しなければならない：(1) 国際事務局から送付された期限を付した求めであって，出願人が適時に手続をしなかったもの，(2) 特許規則 § 1.1051(c)に基づいて要求されている応答，ただし，既に提出されていない場合，(3) 特許規則 § 1.17(m)に記載されている手数料，(4) 最初にされた国際意匠出願の認証謄本。ただし，当該国際意匠出願の写しが既に国際事務局からUSPTOに伝達されていないか又は当該国際意匠出願が間接的出願官庁としてのUSPTOにされていない場合に限る。(5) 応答に係る期日から本条に基づく許容可能な申立の提出までの所要の応答提出に係る遅延全体が故意によるものでなかった旨の陳述，(6) 特許規則 § 1.1051(d)に基づき要求されるターミナルクレマー(及び特許規則 § 1.20(d)に記載される手数料)。遅延が故意のものでなかったか否かの問題が存在する場合，長官は，追加の情報を要求することができる。

特許規則 § 1.1051(c)に従い，特許規則 § 1.1051(a)に基づいて許容可能な申立に要求される「応答」は，次に掲げるものの何れかとする：(1) 継続出願の提出及び当該国際意匠出願が国際登録を対象としていなかった場合は当該国際意匠出願に出願日を付与するべき旨の特許規則 § 1.1023(b)に基づく許容可能な申立又は(2) 当該国際意匠出願が間接的出願の官庁としてのUSPTOにされていた場合は特許規則 § 1.1052に基づく許容可能な申立。MPEP § 2914参照。

特許規則 § 1.1051(d)に従い，特許規則 § 1.1051(a)に基づく何れの申立も，出願人が適時に手続することを怠った応答の期日に開始し，要求される応答の提出期日に終了する期間と同等のそれに付与された特許の存続期間の終わりの部分を公衆に供する，特許規則 § 1.321に記載されるターミナルディスクレマー及び手数料を添付しなければならず，かつ，継続意匠出願であって，特許法第120条，第121条，第365条(c)又は第386条(c)に基づく，特許規則 § 1.1051に基づく救済を求めている出願への明示の言及を含むものに付与された何れの特許にも適用されなければならない。

特許規則 § 1.1051(a)に基づく申立がUSPTOにより拒絶された場合は，当該決定の再検討又は再審理に係る請求は，決定から2月以内又は決定に定める期間内に提出されなければならない。決定に別段の表示がない限り，当該2月の期間は，特許規則 § 1.136の規則に基づいて延長することができる。特許規則 § 1.1051(b)参照。

2914 国際意匠出願の特許法第16章に基づく意匠出願への変更 [R-07.2015]

特許法第384条 出願日

(a) 一般

合衆国における国際意匠出願の出願日は、(b)に従うことを条件として、有効登録日とする。この部の規定に拘らず、合衆国を指定する国際意匠出願であって、他の点では第16章の要件を満たすものは、第16章に基づく意匠出願として取り扱うことができる。

(b) 再審理

出願人は、合衆国における国際意匠出願の出願日の長官による再審理を請求することができる。合衆国における国際意匠出願の出願日を有効登録日以外の日とする旨を決定することができる長官は、この条に基づいて出願日を再審理するために、追加手数料の納付を含め、手続を定めることができる。かかる再審理の結果、当該出願が有効登録日以外の合衆国における出願日を有する旨の決定がなされることもある。

特許規則 § 1.1052 特許法第16章に基づく意匠出願への変更

(a) 間接的出願の官庁としてのUSPTOにされた合衆国を指定する国際意匠出願であって、意匠特許の出願に係る出願日に関する § 1.53 (b) に基づく要件を満たすものは、本条に基づく申立により、 § 1.51(b)に基づく意匠特許の出願に変更しかつ同条に規定する出願日の付与を受けることができる。

本条に基づく申立は、 § 1.17(t)に記載する手数料を添付し、かつ、第10条(3)に基づく国際登録の公表に先立って提出しなければならない。

国際意匠出願の § 1.53(b)に基づく意匠特許に係る出願への変更は、送付手数料若しくは国際事務局に送付された何れかの手数料の返戻又は § 1.53(b)に基づく意匠特許出願に係る出願手数料その他の手数料への前記手数料の充当を求める権利を出願人に与えるものではない。国際意匠出願の変更起因する意匠特許出願もまた、基本出願手数料(§ 1.6(b))、調査手数料 (§ 1.16(1))、審査手数料 (§ 1.16(p))、発明者の宣誓又は宣言(§ 1.63又は § 1.64)及び § 1.16(f) により要求される場合は追加手数料を含めなければならない。

(b) 本条に基づく申立に対する決定が § 1.1045に従った国際意匠出願の国際事務局への送付前に下された場合、国際出願は、 § 1.53(b)に基づく意匠特許出願に変更される。そうでなければ、本条に基づく申立を承認する決定は、合衆国の指定の目的でのみ、国際意匠出願を § 1.53(b)に基づく意匠特許出願に変更する効果を有する。

(c) 本条に基づく申立は、 § 1.1051に基づく許容可能な申立が存在しない場合、放棄された国際意匠出願において容認されないものとする。

(d) 本条に基づいて変更された国際意匠出願は、特許法第16章に基づいてされた意匠出願に適用される規則の適用を受ける。

特許法第384条(a)に従い、「合衆国を指定する国際意匠出願であってその他の点では第16章の要件を満たすものは、第16章に基づく意匠出願として取り扱うことができる。」特許規則

§ 1.1052は、合衆国を指定する国際意匠出願を特許法第16章に基づく意匠出願に変更する手続を規定している。特許法第16章に基づく意匠出願の出願日に係る要件は、特許規則 § 1.53(b) に規定されている。特許規則 § 1.1052(a)は、間接的出願の官庁としてのUSPTOにされた合衆国を指定する国際意匠出願であって意匠特許出願の出願日に係る特許規則 § 1.53(b) に基づく要件を満たすものは、申立により、特許規則 § 1.53(b) に基づく意匠特許出願に変更され、かつ、そこに規定されるところにより出願日を付与され得る旨を規定している。

特許規則 § 1.1052(a)に基づく変更に係る許容可能な申立は、特許規則 § 1.17(t)に規定する手数料を添付し、かつ、ハーグ協定第10条(3)に基づく国際登録の公表前に提出しなければならない。国際意匠出願の特許規則 § 1.53(b)に基づく意匠特許出願への変更は、送付手数料又は国際事務局に送付された手数料の返戻を受ける権利を出願人に与えるものではなく、かつ、前記の手料は、特許規則 § 1.53(b)に基づく意匠特許出願に関して要求される出願料その他の手数料に充当されることはない。国際意匠出願の変更に起因する意匠特許出願に該当する基本出願手数料、調査手数料、審査手数料、発明者の宣誓又は宣言及び所要の割増手数料を含まない限り、変更は許容されない。さらに、特許規則 § 1.1052(a)に基づく変更に係る申立は、特許規則 § 1.1051に基づく所定の期限からの救済に係る許容可能な請願が存在しない場合、放棄された出願に関して許容されない。特許規則 § 1.1052(c)参照。特許規則 § 1.1052に基づいて変更された国際意匠出願は、特許法第16章に基づいてされた意匠出願に適用される規則の適用を受ける。特許規則 § 1.1052(d)参照。

特許規則 § 1.1052(b)に従い、特許規則 § 1.1052(a)に基づく変更に係る申立を許容する決定が、特許規則 § 1.1045に基づく国際意匠出願の国際事務局への送付前に下された場合は、当該決定は、すべての目的で、国際意匠出願を特許規則 § 1.53(b)に基づく意匠特許出願に変更する上で有効である。かかる場合、出願資料は国際事務局に伝達されず、USPTO は、当該国際意匠出願の提出を特許規則 § 1.53(b)に基づいてされた意匠特許に係る出願として取り扱う。ただし、特許規則 § 1.1052(a)に基づく変更に係る申立を許容する決定が特許規則 § 1.1045に基づき出願資料が国際事務局に伝達された後に下される場合は、当該決定は、合衆国に関してのみ効力を有し、国際事務局は、引き続き、ハーグ協定の規定に基づいて当該国際意匠出願を処理する。この場合、当該国際意匠出願は、合衆国の指定に関して特許規則 § 1.53(b)に基づく意匠特許に係る出願に変更されているので、USPTOは、当該申立が許容されたときは、当該国際意匠出願における合衆国の指定はなかったものとして扱う。

2915-2919 [保留]

2920 合衆国を指定する国際意匠出願の国内処理 [R-07.2022]

特許法第389条 国際意匠出願の審査

(a) 一般

長官は、合衆国を指定する国際意匠出願を特許法に従って審査させるものとする。

(b) 第16章の適用可能性

すべての実体問題並びに条約及び規則により別段に要求されている場合を除き、合衆国を指定する国際意匠出願に関する手続は、第16章に基づいてされる出願の場合と同様に決定されなければならない。

(c) 手数料

長官は、国際意匠出願の提出、合衆国の指定及び国際意匠出願に関連するその他の処理、サービス又は資料に関して手数料を規定することができ、かつ、かかる手数料の後にする提出に係る追加手数料を含め、かかる手数料の後の納付に関して規定することができる。

(d) 特許の発行

長官は、特許法の規定に従い、合衆国を指定する国際意匠出願に基づいて特許を発行することができる。かかる特許は、第16章に基づいてされた出願に基づいて発行された特許の効力及び効果を有する。

特許規則 § 1.9 定義

(a) (1) この章において用いられる国内出願とは、特許法第111条に基づいてUSPTOに提出された合衆国特許出願、特許法第41条(a)(1)(F)に基づく基本国内手数料が納付済みの、特許協力条約に基づいて提出された国際出願又はハーグ協定に基づいて提出された国際意匠出願であって、ハーグ協定第10条に基づいて庁が国際登録の写しを受領しているものをいう。

(3) この章において用いられる非仮出願とは、特許法第111条(a)に基づいてUSPTOに提出された合衆国国内特許出願、特許法第41条(a)(1)(F)に基づいて国内基本手数料が納付済みの、特許協力条約に基づいて提出された国際出願又はハーグ協定に基づいて提出された国際意匠出願であって、ハーグ協定第10条に基づいてUSPTOが国際登録の写しを受領しているものをいう。

ハーグ協定第10条 国際登録、国際登録日、公表及び国際登録の秘密の写し

(3) [公表]

(a) 国際登録は、国際事務局により公表されなければならない。この公表は、すべての締約国において十分な公表とみなされるものとし、他の如何なる公表も名義人に要求されることはない。

(b) 国際事務局は、国際登録の公表の写しを各指定官庁に送付する。

ハーグ協定第14条 国際登録の効力

(1) [適用法に基づく出願としての効力]

国際登録は、国際登録日から、各指定締約国において、少なくとも、当該締約国の法令に基づき正規にされた出願と同一の効力を有するものとする。

ハーグ協定第12条 拒絶

(1) [拒絶する権利]

何れの指定締約国の官庁も、国際登録の対象である何れかの又はすべての意匠に関して保護付与の条件が満たされていない場合は、当該締約国の領域において国際登録の一部又は全部の効力を拒絶することができる。ただし、何れの官庁も、当該国際出願の方式又は内容に関する要件であって、この協定若しくは規則に定められているか又はこれらの要件に追加的なもの若しくは異なるものが当該締約国の法令の規定を満たしていないとの理由に基づいて国際登録の効力を一部又は全部拒絶することはできない。

USPTOは、特許法に従って、合衆国を指定する国際意匠出願を審査する。特許法第389条(a)参照。出願人は、合衆国を指定する国際意匠出願の開始のためにUSPTOに提出物を差し出す必要はない。むしろ、公表された国際意匠登録であって合衆国を指定するものは、ハーグ協定第10条(3)に従い、体系的に国際事務局から送付され、かつ、適時に審査される。USPTOは、第10条(3)に基づき公表を受領したときは、審査のために出願ファイルを開ける。USPTOが間接的出願の官庁でもあった場合は、間接的出願の官庁として設けた出願ファイルは審査のための出願として用いられ、同一の出願番号を維持する。USPTOは、合衆国出願番号、合衆国出願日、発明者適格、出願人及びその他の関連記録データを表示する第10条(3)に基づく公表を受領した後間もなく、出願書類受領証を出願人に送付するものとする。

合衆国出願ファイルは、合衆国を指定する国際登録の第10条(3)に基づく公表後、特許センターを通じて公衆の利用に供される。国際登録番号に対応する合衆国出願番号は、特許センターを使って国際登録番号を検索することにより見つけることができる。公表前は、利用手段は特許規則 § 1.14に従ってのみ提供される。特許規則 § 1.14(j)参照。

特許規則 § 1.9(a)(1)に従い、合衆国の規則に用いられている「国内出願」の用語は、ハーグ協定に基づいて提出された国際意匠出願であって、それについてUSPTOがハーグ協定第10条に従って国際登録の写しを受領したものを含む。特許規則 § 1.9(a)(3)に従い、合衆国の規則に用いられている「非仮出願」の用語は、ハーグ協定に基づいて提出された国際意匠出願であって、それについてUSPTOがハーグ協定第10条に従って国際登録の写しを受領したものを含む。ハーグ協定に基づいてされた国際意匠出願であって、それについてUSPTOがハーグ協定第10条に従って国際登録の写しを受領したのも、「非仮国際意匠出願」としてここで言及されている。

2920.01 発明者適格 [R-0.7.2022]

特許規則 § 1.41 発明者適格

(f) 合衆国を指定する国際意匠出願の発明者適格は、ハーグ協定第10条(3)に基づく国際登録の登録に記載されている単数又は複数の創作者である。如何なる発明者適格の補正も、§ 1.48に従わなければならない。

特許規則 § 1.41(f)に従って、合衆国を指定する国際意匠出願の発明者適格は、ハーグ協定第10条(3)に基づく国際登録の公表に記載されている単数又は複数の創作者である。

発明者適格は、特許規則 § 1.48(a)の規定に従って補正することができる。発明者適格の補正であって発明者の名称を補正又は更新するもの及び共同発明者の名称の順序を調整するものの詳細な検討に関しては、MPEP § 602.01(c)以下参照。特許規則 § 1.48(a)に基づいて提出された発明者適格を補正するための請求においては、発明者適格の変更点を特定しなければならない。かつ、発明者又は現実の各共同発明者の法律上の名称、居所及び郵便宛先を含む署名された出願データシート(ADS)(特許規則 § 1.76(b)(1)参照)並びに特許規則 § 1.17(i)に定める処理手数料を添付しなければならないことに留意のこと。特許規則 § 1.48(a)に基づく請求とともに提出されるADSにおいては、挿入事項について下線を施し、削除された文言について取消線又は括弧を施して、変更される情報を特定しなければならない。MPEP § 602.01 (c)(1) 参照。

さらに、特許規則 § 1.48(c)に従い、特許規則 § 1.48(a)に基づいて発明者適格を補正又は変更するための請求であって、出願に関して実体的事項に関する庁指令が発行又は郵送された後に提出されたものにもまた、特許規則 § 1.17(d)に定める手数料を添付しなければならない。

特許規則 § 1.48(b)は、特許規則 § 1.63により要求される宣誓若しくは宣言又は特許規則 § 1.64に従う代用陳述書は、かかる宣誓又は宣言をいまだ作成していない現実の発明者に関して要求される旨を規定する。従って、国際登録の公表後に特許規則 § 1.48(a)に従って発明者が追加された場合は、当該発明者により作成された宣誓又は宣言が要求される。MPEP § 2920.04(c)参照。

特許規則 § 1.41(f)の規定に従って、発明者の名称を補正又は更新し、かつ、共同発明者の名称の順序を調整することができる。特に特許規則 § 1.41(f)は、非仮出願に関して発明者若しくは共同発明者の名称又は共同発明者の名称の順序を補正又は更新するための請求には次に掲げるものを含めなければならない旨を規定している：(1) 特許規則 § 1.76に従った、各発明者をその法律上の名称により希望する順序で特定するADS(特許規則 § 1.76(c)(2)により要求されるように、変更される情報を特定するもの)及び(2) 特許規則 § 1.17(i)に定める処理手数料。

補正されたADSに加え、当該請求においては、希望する発明者の名称変更も特定しなければならない。MPEP § 602.01(c)(2)参照。

外国法令の中には、創作者が法人であってもよい。しかしながら、合衆国の国内法では、発明者は法人であってはならない。非仮国際意匠出願において法人が発明者として特定される場合、正しい発明者適格を記載していないことを理由として特許法第171条及び特許法第115条に基づきクレームを拒絶するために様式項29.04を使用すべきである：

¶ 29.04 法的根拠に関する意見，国際意匠出願における不適切な発明者適格

特許法第16章に基づく意匠出願に適用される要件は、特許法第38章に別段の定めがない限り、国際意匠出願にも適用される。特許法第382条(c)，第383条及び第389条(b)参照。

特許法第171条(b)は次のとおり記載する：

(b) 本法の適用性。発明に関する特許についての本法の規定は、別段の定めがある場合を除き、意匠に関する特許に適用する。

特許法第115条(a)は次のとおり記載する(一部)：

第111条(a)に基づいてされる又は第371条に基づいて国内段階を開始する特許出願は、その出願においてクレームされた発明に係る発明者の名称を含んでいるか又は含むように補正されなければならない。

本件出願は、[1]の理由により、不正確な発明者適格を記載している。

クレームは、上記の理由により正しい発明者適格を記載していないことを理由として、特許法第171条及び特許法第115条に基づき拒絶される。

出願人は、特許規則 § 1.48(a)に従い、各発明者をその者の法律上の名称で特定し、必要な処理手数料(特許規則 § 1.17(i))を添えて、適切に署名し、加筆した出願データシート(ADS)をUSPTOに提出することにより、発明者適格を補正することができる。出願において、本案に関する庁指令が発行又は郵送された後に提出された特許規則 § 1.48(a)に基づく発明者適格の補正又は変更の請求には、特許規則 § 1.17(d)に規定する手数料も添付しなければならない。特許規則 § 1.76(c)に従って補正された出願データシートは、変更される情報を特定しなければならない。さらに、特許規則 § 1.63で要求される宣誓書若しくは宣言書又は特許規則 § 1.64に従う代用陳述書が、当該宣誓書又は宣言書をまだ作成していない実質的な発明者に要求される。特許規則 § 1.48(b)参照。ADS、発明者の宣言書及び代用陳述書はUSPTOのウェブサイト(www.uspto.gov/patent/forms/forms)で入手可能である。

審査官注：

括弧1には、発明者適格が不正確であると判断した根拠を挿入する(例えば、「合衆国の国内法上、発明者は法人であってはならない」)。

2920.02 出願人 [R-07.2022]

特許規則 § 1.42から § 1.46までに定める特許出願人に適用される規則は、一般に非仮国際意匠出願に適用可能である。特許規則 § 1.1061参照、特許出願人に関する詳細な検討に関して

§ 605.01も参照のこと。

特許規則 § 1.46に基づく出願人(言い換えれば承継人, すなわち発明者が発明を譲渡する義務を負っている相手方又はその他当該事項に十分な所有権上の関心を示す者)に関し, 特許規則 § 1.46(b)は, 特許規則 § 1.46(a)に基づいて発明者以外の者(言い換えれば承継人, すなわち発明者が発明を譲渡する義務を負っている相手方又はその他当該事項に十分な所有権上の関心を示す者)が非仮国際意匠出願をした場合, その者はハーグ協定第10条(3)に基づく国際登録の公表において出願人として特定されなければならなかった旨を規定している。従って, 国際登録の公表において, 出願人として特定された特許規則 § 1.46の出願人は, 当該非仮国際意匠出願における出願人である。

原出願人が特定された後の特許規則 § 1.46に基づく出願人を変更するための請求は, 特許規則 § 1.76(c)(2)に従って出願人情報欄に出願人を明示する特許規則 § 1.76に基づく補正された出願データシート (ADS) を含めなければならない。すなわち, 特許規則 § 1.46に基づく出願人の変更がある場合(例えば, 発明者から承継人へ又はある承継人から他の承継人へ)は, 新しい出願人は, 特許規則 § 3.71(b)及び § 3.73に基づいて出願の所有権を確立しなければならない。MPEP § 605.01, II参照。

特許規則 § 1.46に基づいて出願人の名称を補正又は更新するための請求は, 出願人情報欄に出願人の正確な又は更新された名称を明記した特許規則 § 1.76に基づく補正ADSを含めなければならない。特許規則 § 1.46(c)(1)参照。すなわち, 出願人自体にではなく, (補正又は名称変更のために)出願人の名称のみに変更がある場合は, 出願人は, 出願人情報欄に正確な又は更新された名称を明記した補正ADSのみを提出すればよい。補正ADSにおいては, 特許規則 § 1.76(c)(2)によって要求されるとおりに, 挿入事項については下線, また, 削除された文言については取消線又は括弧により変更された情報を特定しなければならない。ハーグ協定第16条(1)(ii)に従って記録された特許規則 § 1.46に基づく出願人の名称の変更は, 非仮国際意匠出願における出願人の名称を変更する上でも有効である。特許規則 § 1.46(c)(1)参照。ハーグ協定第16条(1)(i)に従った名称変更の記録は発行手数料を納付した後になされなければならない。ハーグ協定第16条(1)(ii)は, 名義人の名称の変更の国際事務局による国際登録簿への記録について規定する。この記録は, 第16条(2)に基づき, 各指定締約国の官庁において行われたと同一の効力を有する。すなわち, 特許規則 § 1.46に基づき出願人が非仮国際意匠出願において国際登録の名義人である場合は, 出願人の名称の補正又は更新は, 第16条(1)(ii)に基づく仕組みを通じて行うことができる。

2920.03 通信宛先 [R-07.2015]

特許規則 § 1.1066 非仮国際意匠出願に係る通信宛先

(a) 通信宛先が § 1.33(a)に従って変更される場合を除き, USPTOは, 非仮国際意匠出願において, 次に掲げる順序に従った宛先を通信宛先として用いる:

- (1) § 1.1042に基づく通信宛先
- (2) 国際登録の公表において特定された出願人の代理人の宛先
- (3) 国際登録の公表において特定された出願人の宛先

(b) § 1.33(a)に記載されている通信宛先への規則での言及は, 非仮国際意匠出願に関して本

条への言及を含むものと解釈する。

特許規則 § 1.1066(a)は、通信宛先を変更する出願人からの通信がない場合に、USPTOが非仮国際意匠出願に関して通信宛先を定める方法を規定している。特に、特許規則 § 1.1066(a)は、通信宛先が特許規則 § 1.33(a)に従って変更された場合を除き、USPTOは、非仮国際意匠出願における通信宛先として、次に掲げる順序に従った宛先を用いる旨を規定している：(i) 特許規則 § 1.1042に基づく通信宛先、(ii) 国際登録の公表において特定されている出願人の代理人の宛先、及び(iii) 国際登録の公表において特定されている出願人の宛先。

出願における通信宛先の変更に関する一層の情報に関して MPEP § 601.03(a)参照。

2920.04 非仮国際意匠出願の要素 [R-07.2015]

2920.04(a) 明細書[R-07.2022]

I. 名称

特許規則 § 1.1067 名称、説明及び発明者の宣誓又は宣言

(a) 意匠の名称は、特定の物品を指定しなければならない。非仮国際意匠出願が意匠の名称を含んでいない場合、USPTOは名称を設定する。図面への言及でない説明は、通常、非仮国際意匠出願においては不要である。

意匠の名称は、意匠が含まれている物品を、一般に知られ、公衆によって用いられている名称により特定する。一般に、特許法第16章に基づいてされる意匠出願中の名称に関する MPEP § 1503.01に記載される慣行が非仮国際意匠出願に適用される。従って、例えば、名称が当該意匠を含む物品全体を対象とする一方、複製に示される又は表示及び説明されるクレームされた意匠は当該物品の一部のみを対象とする可能性がある。ただし、名称は、複製に示されるクレームされた意匠に満たないものを対象としてはならない。

特許法第154条(a)(1)に従い、「すべての特許は発明の名称・・・を含む」。さらに、出願における発明の名称は、正式な出願受理書及び画像包袋 (IFW) に含まれる書誌データシートに記載される。しかしながら、ハーグ協定は国際意匠出願に名称を求めない。それにも拘らず、出願人は、特許規則 § 1.76に従って出願データシートに名称を記載するか、又は特許規則 § 1.121に従って明細書を補正して名称を記載することにより、非仮国際意匠出願において名称を記載することができる。出願人から名称が提出されない場合、USPTOは、公告された国際登録 (INIDコード54) に最初に記載された物品表示を検索して名称を確定する。特許規則 § 1.1067(a)参照。USPTOによって設定された名称は出願受理書及び/又は出願データシートに記載される。

特許規則 § 1.1067は、名称が特定の物品を指定しなければならない旨を要求し、また、クレームは方式上(特定した名称)の物品に係る表示又は表示・説明された装飾的意匠を対象とし

なければならないので、名称及びクレームは対応しなければならない（すなわち、名称で表示された物品は、クレームで表示された物品に対応しなければならない）。特許規則 § 1.1025及びMPEP § 1503.01 (I) 参照。出願人が提出した名称において表示された物品とクレームにおいて表示された物品とが一致しない場合、審査官は特許規則 § 1.1067に基づき不一致に異論を申し立て、補正を要求しなければならない。様式項29.59.02は、クレームと一致させるために名称の補正が必要な場合に使用することができる。出願人が名称を提出した場合、当該補正に対して審査官の承認を必要とする。MPEP § 1302.04参照。審査官補正に対しては、出願人の承認を必要としない。

名称の文言に対する如何なる補正も宣言書及び宣誓書を除き、出願全体を通じて名称の文言が出現するごとに行わなければならない。名称において表示された物品が当初図面の説明に存在しない場合、名称の文言の補正の一環としてその文言を図面の説明に組み込む必要はない。ハーグ協定第5条(1)(iv) (MPEP § 2909参照) に基づき明細書に記載される必要がある物品表示は、ロカルノ分類に示されている「好ましくは用語を用いて特定される」物品表示であるため、名称及びクレームに記載される物品名称と異なる場合がある。規則7(3)(iv)参照。以下の様式項は、該当するときは非仮国際意匠出願において用いることができる。

¶ 15.05.01 意匠発明の名称

意匠の名称は、意匠が含まれている又は用いられている物品の名称に対応しなければならない。さらに、名称はクレームに対応させなければならない。MPEP § 1503.01及び特許規則 § 1.153又はMPEP § 2920.04(a)及び特許規則 § 1.1067参照。

¶ 15.09 名称の補正

[1]に関し、名称及び名称の文言が出現するごとに、[2]は、最初の宣誓又は宣言を除き、出願全体を通じて[3]に読み替える。

審査官注：

1. 括弧 1 には理由を挿入する。
2. 括弧 2 には、「でなければならない」又は「であった」を挿入する。
3. 出願人が名称を提出した場合、当該補正に対して審査官の承認を必要とする。MPEP § 1302.04参照。審査官補正による変更の場合、様式項13.02及び13.02.01を使用する。期間延長を請求する場合は、様式項13.02及び13.02.01に代わり、様式項13.02.02が用いられる。

¶ 29.59.01 物品表示を除く名称の補正

[1]に関し、名称及び名称の文言が出現するごとに、[2]は、意匠番号／物品の項目及び最初の宣誓又は宣言を除き、出願全体を通じて[3]に読み替える。

審査官注：

1. この様式項は、非仮国際意匠出願においてのみ使用される。
2. この様式項は、物品表示が名称において表示された物品と対応しないが、ロカルノ分類に示されている用語で表示される場合に使用される。名称及び名称の文言が出現するごとに、出願全体を通じて、物品の表示を含めて（例えば、物品表示は名称における物品表示と一致させる）、様式項15.59を代わりに補正しなければならない。

3. 括弧 1 には理由を挿入する。
4. 括弧 2 には、「でなければならぬ」又は「であった」を挿入する。
5. 出願人が名称を提出した場合、当該補正に対して審査官の承認を必要とする。MPEP § 1302.04及び§ 2920.04(a)参照。審査官補正による変更の場合、様式項13.02及び13.02.01を使用する。期間延長を請求する場合は、様式項13.02及び13.02.01に代わり、様式項13.02.02が用いられる。

¶ 29.59.02 クレームと一致させるための名称の補正

クレームとの整合性のため、名称は以下のように補正される。[1]

審査官注：

1. この様式項は、非仮国際意匠出願においてのみ使用される。
2. この様式項は、出願の名称（出願データシートに表示される名称）がクレームに一致させるための補正の場合、審査官補正において使用される（例えば、名称に表示された物品がクレームに表示された物品に補正する場合）。
3. 出願人が名称を提出した場合、当該補正に対して審査官の承認を必要とする。MPEP § 1302.04及び§ 2920.04(a)参照。期間延長を請求する場合は、様式項13.02及び13.02.01に代わり、様式項13.02.02が用いられる。
4. USPTOが名称を設定した場合、出願人の承認なく、名称に対する審査官補正を行い、この様式項には、様式項13.02が用いられる。

II. 説明

特許規則 § 1.1067 名称、説明及び発明者の宣誓又は宣言

(a) 意匠の名称は特定の物品を指定しなければならない。非仮国際意匠出願が意匠の名称を含んでいない場合、USPTOは名称を設定する。図面への言及でない説明は、通常、非仮国際意匠出願においては不要である。

一般に、明細書において、図面の簡潔な説明以上には、意匠の説明を必要とされない。普通、図面における図解自体が最良の説明だからである。In re Freeman, 23 App. D.C. 226 (App. D.C. 1904)。ただし、かかる説明は一方では要求されないものの、禁止はされておらず、明細書に組み込むことができる。図形の説明は特定の様式で示すことを要求されていないが、図面を明確かつ正確に説明していない場合は、審査官は、不明確及び／又は不正確な説明に異論を唱え、かつ、図の明確かつ正確な説明を提供するよう示唆しなければならない。

出願人は、合衆国を指定する国際意匠出願において、図面の説明として「参考図」を使用すると警告される。「参考図」は、外国の中には図面の説明として一般的に使用されているが、この用語は合衆国の実務において特別な意味を有しない。したがって、参考図は意匠の別の図面として扱われ、参考図とクレームされた意匠の他の図面との間に不一致があれば、クレームの範囲が不明確になり、結果として、特許法第112条(a)及び(b)に基づき、実施可能性及び明確性の要件に違反して拒絶される可能性がある。参考図がクレームされた意匠に含まれないとして説明に記載され、その参考図が他の図面に示されたクレームされた意匠の

特徴を含む場合、クレームされた意匠の範囲が不明確とされる可能性がある。

図形の説明に加え、特許法第16章に基づいてされた意匠出願の明細書において許容される記述も、非仮国際意匠出願の明細書において許容される。かかる許容可能な記述の一覧に関して、MPEP § 1503.01,II参照。これには、例えば、クレームされた意匠の性質及び保護を求めている周辺部分の利用を示す記述並びに図面における破線の目的、例えば、特許を受ける意匠の何れの部分も構成しない周辺の構造又は境界を表示する記述が含まれる。更に、実施細則第403節は、保護が求められていない複製において示される事項が、説明により及び／又は破線若しくは点線若しくは彩色により示されることを許容している。従って、明細書には、複製に示される特徴の一部に関しては保護が求められていない旨又は複製において特定の色彩により示された事項は保護が求められていない旨を説明する記述を含めることができる。複製中に示される主題の部分に関して保護が求められていない場合は、出願人は、かかる主題を破線(又は彩色)によって表示するよう及び破線(又は彩色)の意味を説明する記述を明細書に含めるよう強く勧められる。MPEP § 2920.05(c)参照。

非仮国際意匠出願の明細書は、機能を対象とするか又は当該意匠とは無関係の事項を説明する記述を含めることを許容されていない。更に、明細書には、図面開示において図解説明されていないクレームされた意匠のその他の具体物を説明し又は示唆する記述を含めてはならない。ただし、示されたものの鏡像であるもの又は示されたものから明白な形状及び外観を有するものは例外とする。他方、かかる記述は、将来の補正のための先行の基礎を提供するために最初にされる意匠出願に含めることができる。さらに、クレームされた意匠の範囲を図面に示されているものを超えて拡大しようとする記述は許容されない。

説明に関するMPEP § 1503.01,IIに記載する様式項は、非仮国際意匠出願で用いることができる。さらに、次に掲げる様式項は、審査官の補正により、該当するところによって図面の説明及び／又は破線若しくは彩色の説明を含めるよう明細書を補正するために用いることができる：

¶ 29.60.02 明細書に対する異議 - 図面の説明の欠落

図面の説明が欠落している明細書は、特許法第1.1067条に基づき異議が申し立てられる。説明には、「正面図」、「斜視図」、「上面図」など、図面に対応して図面の種類が示されていないなければならない。

審査官注：

図面の説明が、全部ではないがいくつか欠落する場合、審査官は欠落した図面を指摘するものとする。例えば、「「図の説明が提供されていない[対応する説明のない図面の番号を追加]。」

¶ 29.22 審査官の補正により付加された破線の説明（国際意匠出願）

次の文は、クレームの直前の明細書に付加された：

[1]の破線は、[2]を図解する目的のものであり、クレームされた意匠の一部ではない。

審査官注：

1. この様式項は、審査官の補正に係る国際意匠出願において破線の意味を説明するためにのみ用いられなければならない。

2. 括弧 1 に構造の名称を挿入する。
3. 括弧 2 に「『物品』の部分」又は「周辺の構造」を挿入する。
4. 出願人の承認を必要とする。この様式項は、期間延長を必要としない場合、様式項13.02及び13.02.01を使用する。期間延長を必要とする場合、様式項13.02及び13.02.01の代わりに様式項13.02.02を使用する。

¶ 29.24 審査官の補正により付加された意匠の境界としての破線の説明（国際意匠出願）

次に掲げる文は、クレームの直前の明細書に付加された：

[1] 破線は、クレームされた意匠部分とそうでない部分との境界を定めるもので、クレームされた意匠部分を形成するものではない。

審査官注：

1. この様式項は、審査官の補正に係る国際意匠出願において破線の意味を説明するためにのみ用いられなければならない。
2. 括弧1 に、例えばダッシュ又はドット・ダッシュ又はドット・ドット・ダッシュのタイプの破線を挿入する。
3. 出願人の承認を必要とする。この様式項は、期間延長を必要としない場合、様式項13.02及び13.02.01を使用する。期間延長を必要とする場合、様式項13.02及び13.02.01の代わりに様式項13.02.02を使用する。

¶ 29.26 審査官の補正により付加された色彩の説明（国際意匠出願）

次に掲げる文は、クレームの直前の明細書に付加された：

色彩で示された意匠の部分[1]は、図解する[2]ためのものであり、クレームされた意匠の一部を形成するものではない。

審査官注：

1. この様式項は、審査官の補正に係る国際意匠出願において複製中で用いられた色彩の意味を説明するためにのみ用いられなければならない。
2. 角括弧 1 において、クレームから除外された事項を表示する色を特定する。
3. 角括弧 2 に、「『物品』の部分」又は「周辺の構造」を挿入する。
4. 出願人の承認を必要とする。この様式項は、期間延長を必要としない場合、様式項13.02及び13.02.01を使用する。期間延長を必要とする場合、様式項13.02及び13.02.01の代わりに様式項13.02.02を使用する。

出願が少なくとも1つの色彩の含む図面又はカラー写真の場合、審査官は、色彩図面又は写真に参照を追加するために明細書を補正することを出願人に要求してはならない。代わりに、審査官は、以下の様式項を使用して色彩図面又は写真の存在を示すための審査官補正により明細書を補正することができる。出願人の承認は必要としない。

¶ 29.61.01 少なくとも1つの色彩を含む図面の宣言書

出願が少なくとも1つの色彩の含む図面又はカラー写真である。明細書は、図面の項の簡単な説明の最初の段落として次の文言を含むように修正される。

—この特許出願は、色彩で作成された少なくとも1枚の図面／写真を含む。色彩図面／写真

を含む本特許の複写は、請求及び必要な手数料の納付に応じて、USPTOが提供する。

審査官注：

この様式項は国際意匠出願における審査官補正においてのみ使用される。この審査官補正には承認を必要としない。

III. クレーム

特許規則 § 1.1025 クレーム

合衆国を指定する国際意匠出願におけるクレームの具体的な表現は、表示された又は表示及び説明された物品に係る装飾的意匠に対する公式用語(物品の名称を明示するもの)によらなければならない。2以上のクレームは、合衆国に関する限り、要求も許容もされない。

非仮国際意匠出願におけるクレーム様式及び内容は、特許規則 § 1.1025に定められている。意匠特許出願には、単一のクレームのみを含めることができる。クレームの具体的な表現は、表示された又は表示及び説明された当該物品(当該意匠を含むか又は当該意匠が用いられている物品)に係る装飾的意匠に対する公式用語によらなければならない。クレームにおける当該物品の説明は、用語上発明の名称と矛盾がないものでなければならない。MPEP § 2920.04 (a),II参照。

明細書に意匠の適正な説明的記述(MPEP § 2920.04(a),II参照)又は意匠の変更された形の適正な表示若しくはその他の説明事項が明細書に含まれている場合は、「及び説明された」の語句を「表示」の語の後のクレームに付加しなければならない、すなわち、クレームは、「表示及び説明された(当該意匠を含むか又は当該意匠が用いられている物品)に係る装飾的意匠と読み替えない。特許規則 § 1.121に従ってクレームが出願人によって補正されなかった場合は、審査官は、様式の事項に関してクレームに異論を唱えるのではなく、審査官の補正により、「及び説明」の語句を含めるようクレームを補正するべきである。

様式項15.62, 15.63及び15.64は、適切な場合に、国際意匠出願の中で用いることができる。

¶ 15.62 クレームを「示された」と補正

適正な方式(特許規則 § 1.153又は特許規則 § 1.1025)にするために、クレーム[1]を補正して次のように読み替える：「[2]クレーム：示されるような[3]に係る装飾的意匠」

審査官注：

1. 括弧 1 に、「でなければならない」又は「であった」を挿入する。
2. 括弧 2 に、「私」又は「我々」を挿入する。
3. 括弧 3 に、当該意匠を含んだか又は用いた物品の名称を挿入する。

¶ 15.63 クレームを「示され及び説明された」と補正

適正な方式(特許規則 § 1.153又は特許規則 § 1.1025)にするために、クレーム[1]を補正して次のように読み替える：「[2]クレーム：示され及び説明されるような[3]に係る装飾的意匠」

審査官注：

1. 括弧 1 に、「でなければならない」又は「であった」を挿入する。
2. 括弧 2 に、「私」又は「我々」を挿入する。
3. 括弧 3 に、当該意匠を含んだか又は用いた物品の名称を挿入する。

¶ 15.64 「及び説明」のクレームへの付加

[1]のため、「及び説明され」を[2]「示され」に後にクレームに付加する。

審査官注：

1. 括弧 1 に、理由を挿入する。
2. 括弧 2 に、「でなければならない」又は「であった」を挿入する。

2920.04(b) 複製(図面の描写)[R-07.2022]

特許規則 § 1.1026 複製

複製は、規則9及び実施細則第4部の要件を満たさなければならない。

すべての非仮国際意匠出願は、クレームされた意匠の複製を含まなければならない。複製は、当該意匠の図面（白黒若しくは色彩）又は写真の何れかとする。当該図面又は写真はクレームの視覚的開示の全体を構成するものであるため、当該図面又は写真が、名称において指定された物品に用いられる意匠の明確かつ完全な表現であること及び特許を求めている意匠に関して推測の余地がないことが最も重要である。

非仮国際意匠出願に適用される複製の方式要件は、ハーグ協定期則9及び実施細則第4部に規定されている。特許規則 § 1.1026 参照。ハーグ協定期則9及び実施細則の関係規定は、MPEP § 2909.02 に記載されている。特許規則 § 1.84 に定める図面の要件は、特許規則 § 1.84(c) に定めるものを例外として、非仮国際意匠出願には適用されない。特許規則 § 1.1061(b) 参照。

国際意匠出願の図番号の採番要件は、特許法第16章に基づいて提出された意匠出願の図番号の採番要件とは異なる。実施細則第405節によれば、「同じ意匠が異なる角度から表示されている場合、採番はドットで区切られた2つの分離された数字で構成される（例えば、第1意匠については1.1, 1.2, 1.3等、第2意匠については2.1, 2.2, 2.3等）。公表された国際登録に記載されている図番号は、USPTOでの非仮国際意匠出願の手続においても維持される。意匠が取り消された場合（例えば限定要求の結果として）、出願人は残りの意匠の図面について、再度、採番してはならない。

国際登録の一環として公表された複製は、ハーグ協定期則9及び実施細則第4部の方式要件への適合性に関して国際事務局により審査されているので、この理由に基づいて審査官が異論を唱えることはないはずである。ハーグ協定期則12条(1)参照。特許規則 § 1.121 に従い、直接USPTOに提出される補正された複製は、国際事務局による審査の対象ではなく、従って、適切な場合は、方式事項について、特許規則 § 1.1026 に基づき異論を唱えることができる。様式項29.10は、補正された複製であってハーグ協定期則9及び実施細則第4部の方式要件を満たさないものに対して異論を唱えるのに用いることができる。

¶ 29.10 異論を唱えられる複製、方式要件を満たさない補正された複製

[1]に基づき受領された補正後の複製が[2]の理由で異論を唱えられる。特許規則 § 1.1026 参

照。

審査官注：

1. 補正された複製であって、1999年改正協定に基づく共通規則9並びにハーグ協定の1960年改正協定及びそれに基づく実施細則第4部に規定する複製に係る方式要件を満たさないものに対して異論を唱えるためには、国際意匠出願でこの様式項を用いること。国際事務局により公表された国際登録に含まれていた複製に異論を唱えるためには、この様式項を用いてはならない。
2. 括弧 1 に、補正された複製を受領した日を挿入する。
3. 括弧 2 に、異論の理由、例えば「当該複製は、意匠のすべての詳細が明確に識別できるような質のものではない」又は「当該複製は説明文言若しくは凡例を含んでいる」等を挿入する。
4. この様式項の次に様式項15.05.04を記載すること。

各図の間に矛盾が認められたときは、審査官は、複製に異論を唱え、かつ、図に矛盾がないようにするべき旨を請求しなければならない。ハーグ協定期則9(4)に従い、「締約国は、他方、国際登録に含まれている複製は当該意匠を完全に開示する上で十分でないとの理由で、当該国際登録の効力を拒絶することができる。」矛盾が非常に大幅であるため、意匠の全体的外観が不明確であるときは、当該クレームは、実施可能要件欠如かつ不明瞭として、特許法第112条(a)及び(b)に基づいて拒絶されなければならない。MPEP § 1504.04, I参照。

¶ 29.11 異論を唱えられた複製、複製において完全に開示されていない意匠

複製は、[1]の理由で意匠を完全に開示していないとして異論を唱えられる。特許規則 § 1.1026並びに1999年改正協定に基づく共通規則9及びハーグ協定1960年改正協定参照。

審査官注：

1. 複製が意匠を完全に開示する上で不十分ではあるが、かかる不備が、クレームされた発明を特許法第112条に基づいて実施不可能及び／又は不明瞭とするものではない場合は、国際意匠出願でこの様式項を用いること。これは、例えば、意匠の異なる図の間で意匠の図解に些細な不一致が存在する場合に起こり得る。複製において意匠を完全に開示していないことにより、クレームされた発明が特許法第112条に基づいて実施不可能及び／又は不明瞭なことになる場合は、該当するところに従い、この様式項の代わりに様式項 15.21 又は 15.22 を使用すること。
2. 括弧 1 において、当該複製が意匠を完全に開示する上で十分でない理由を説明する。
3. この様式項の次に様式項15.05.04を置く。

図、表面濃淡法、破線及び表面処理に関するMPEP § 1503.02 I-IVに記載した慣行は、非仮国際意匠出願に一般に適用される。

保護が求められていない、複製に示された事項を表示するための破線又は点線の使用に加え、実施細則第403節は、かかる事項を説明及び／又は彩色により表示することを許容している。実施細則第403節に従って事項を表示する際の特許法第112条に基づく考慮に関し、

MPEP § 2920.05(c) 参照。様式項29.20は、適切な場合は国際意匠出願で用いることができる。

¶ 29.20 意匠（国際意匠出願）の部分不构成しない事項

周辺の構造又は「物品」の部分のような事項で、複製の中で示されてはいるが、保護は求められていないものは、説明中の記述により及び／又は複製中の点線若しくは破線若しくは色彩により表示することができる。特許規則 § 1.1026及びハーグ協定実施細則第403節参照。

審査官注：

国際意匠出願においてのみ、この様式項を用いること。

2920.04(c) 発明者の宣誓又は宣言 [R-07.2015]

特許規則 § 1.1021 国際意匠出願の内容

(d) 合衆国が指定国の場合の要件内容

本条(a)に述べた必須要件に加えて、合衆国を指定する国際意匠出願は以下のものを含める又は添付しなければならない：

(3) 発明者の宣誓又は宣言 (§ 1.63及び § 1.64)。発明者が郵便宛先とは異なる場所に居住している場合、発明者をその法律上の名称、郵便宛先及び居所によって特定するための § 1.63(b)及び § 1.64(b)(4)の要件並びに代用陳述書に署名する者の居所及び郵便宛先を特定するための § 1.64(b)(2)の要件は、国際登録に先立つ国際意匠出願においてかかる情報が提示されることによって充足したものと見なされる。

特許規則 § 1.1067 名称、説明及び発明者の宣誓又は宣言

(b) 合衆国を指定する国際意匠出願は、発明者の宣誓又は宣言を含めなければならない。

§ 1.1021(d)参照。各名指された発明者により又は各名指された発明者に関して作成された、§ 1.63を満たす宣誓若しくは宣言又は、§ 1.64を満たす代用陳述書が提出されていない旨が許可可能性通知により出願人に通知された場合は、出願人は、それぞれ要求されている § 1.63を満たす宣誓若しくは宣言又は § 1.64を満たす代用陳述書を、放棄を回避するために発行手数料を納付する日までに提出しなければならない。この期間は、§ 1.136に基づいて延長可能ではない (§ 1.136(c))。

発明者の宣誓又は宣言を含めるためには、合衆国を指定する国際意匠出願が必要である(特許規則 § 1.63及び § 1.64)。特許規則 § 1.1021(d)(3)参照。国際事務局は、所要の発明者の宣誓又は宣言が国際意匠出願に明示された発明者に関して提出されていることを確認するために、合衆国を指定する国際意匠出願を審査する。発明者の宣誓又は宣言は、公表された国際登録がハーグ協定第10条(3)に従ってUSPTOに送付される際に、国際事務局によってUSPTOに伝達される。

§ 1.1067(b)は、発明者の宣誓又は宣言を提出する要件を許可可能性通知により出願人に通知することを規定している。発明者の宣誓又は宣言に係る要件の遵守は国際事務局により審査されているはずであるので、発明者の宣誓又は宣言が要求されていることを許可可能性通

知により出願人に通知する必要性は、例えば、特許規則 § 1.48(a)に従い国際登録の公表後に発明者が追加された場合及び発明者から作成された宣誓書又は宣言書を受領していない場合のように、まれなはずである。特許規則 § 1.48(b)参照。

2920.05 審査 [R-07.2015]

特許法第389条 国際意匠出願の審査

(a) 一般

長官は、特許法に従って、合衆国を指定する国際意匠出願を審査させるものとする。

(b) 第16章の適用可能性

合衆国を指定する国際意匠出願に関するすべての実体問題並びに、条約及び規則により別段に要求される場合を除き、手続は、第16章に基づいてされる出願の場合のように決定される。

(c) 手数料

長官は、国際意匠の出願、合衆国の指定及び国際意匠出願に関係するその他の処理、サービス又は資料に係る手数料を規定することができ、かつ、かかる手数料の遅延納付及び手数料の遅延納付に係る追加手数料について規定することができる。

(d) 特許証の発行

長官は、特許法の規定に従い、合衆国を指定する国際意匠出願に基づいて特許証を発行することができる。かかる特許証は、第16章に基づいてされた出願に基づいて発行された特許証としての効力及び効果を有する。

特許規則 § 1.1062 審査

(a) 審査

USPTOは、特許法に従い、合衆国を指定する国際意匠出願の審査を行う。

(b) 時期

USPTOは、(a)に基づいて審査される各国際意匠出願について、規則18(1)(c)(ii)に従うことを条件として、出願人は、国際登録の主題である意匠に関して法令に基づいて特許を受ける資格を有さないと考えられる場合は、規則26(3)に基づく国際登録の公表から12月以内に、拒絶の通知(§ 1.1063)を国際事務局に送付する。

特許規則 § 1.1063 拒絶通報

(a) 拒絶通報は、次に掲げるものを含めるか又は表示するものとする。

(1) 国際登録の番号

(2) 拒絶の基礎となる理由；

(3) 拒絶の理由が先の出願又は登録の対象である意匠との類似に言及している場合に、先の意匠の複製及び先の意匠に関する情報の写し；

(4) 拒絶が、国際登録の主題である意匠のすべてには関するものでない場合、関連している当該意匠又は関連していない当該意匠；及び

(5) 拒絶通報に対する応答が要求されている場合、§ 1.134及び§ 1.136に基づく応答期限

(b) 拒絶通報に対する応答は、国際事務局を介さず、直接USPTOに提出しなければならない。§ 1.111の要件が拒絶通報に対する応答に適用される。

合衆国を指定する国際意匠出願は、特許法に従って審査される。

合衆国を指定する国際意匠出願に関するすべての実体問題及び、ハーグ協定又はそれに基づく規則により別段の要求がされていない場合に、手続は、特許法第16章に基づいてされる意匠出願の場合と同様に決定される。特許法第389条参照。従って、MPEP § 1504.01(意匠に係る法定主題)、§ 1504.02(新規性)、§ 1504.03(非自明性)、§ 1504.04(特許法第112条に基づく考慮)、§ 1504.05(限定) 及び § 1504.06(二重特許)が一般に合衆国を指定する国際意匠出願に適用される。

合衆国を指定する国際意匠出願及び特許法第16章に基づいてされる意匠出願に関しては、審査慣行において相当な重複がある一方、相違点もある。相違点には次に掲げるものが含まれる：

(1) 国際登録の対象である何れかの又はすべての意匠に関して特許付与に係る条件が満たされていないと決定された場合に、USPTOは、当該国際登録の名義人への送付のために、拒絶通報を国際事務局に送付する。

(2) 特許発行の際、USPTOは、国際登録の対象であり、かつ、当該特許の対象である意匠に、合衆国において保護が付与されている旨を表示する保護付与説明書を国際事務局に送付する。国際意匠出願に関する規則が特許規則第1部第I副部に定められている。

2920.05(a) 拒絶通報 [R-07.2022]

ハーグ協定第12条 拒絶

(2) [拒絶通報]

(a) 国際登録の効力の拒絶は、所定の期間内に官庁により、拒絶通報によって国際事務局に伝達される。

(b) 拒絶通報では、拒絶の基礎である理由のすべてを記述するものとする。

ハーグ協定規則18 拒絶通報

(1) [拒絶通報の期間]

(a) 1999年改正協定第12条(2)又は1960年改正協定第8条(1)に従った国際登録の効力の拒絶通報に係る所定の期間は、規則26(3)により規定される国際登録の公表から6月とする。

(b) (a)に拘らず、自己の官庁が審査官庁であるか又は自己の法令が保護付与に対する異議申立の可能性を規定している締約国は、1999年改正協定に基づいてそれが指定されている場合に、宣言により、前記(a)に言及されている6月の期間を12月の期間に置き換える旨を事務局長に通知することができる。

(c) (b)にいう宣言においては、当該国際登録は1999年改正協定第14条(2)(a)にいう効力を遅くとも次に掲げる時までには生じる旨を言明することができる：

(i) 宣言において特定された時であって当該条にいう日より遅くてよいが前記の日より6月を超えて遅くないもの、又は

(ii) 保護付与に関する決定が、故意でなく、(a)若しくは(b)に基づいて適用される期間内に伝達されなかった締約国の法令に従って保護が付与された時；この場合、当該締約国の官庁は、その旨を国際事務局に通知し、かつ、その後直ちに当該国際登録の名義人にこの決定を伝達するよう努めるものとする。

(2) [拒絶通報]

(a) 何れの拒絶通報も、1つの国際登録に関係するもので、日付を付し、かつ、当該通報を行う官庁により署名されたものでなければならない。

(b) 通知は、次に掲げるものを含み又は表示するものとする。

(i) 通知を行う官庁

(ii) 当該国際登録の番号

(iii) 拒絶の基礎となったすべての理由及び相応する法令の本質的な規定への言及

(iv) 拒絶の基礎となった理由が先の国内、広域若しくは国際出願又は登録の主題であった意匠との類似に言及している場合は、実施細則に規定されているところにより、出願の日及び番号、優先日(ある場合)、登録の日及び番号(得られる場合)、先の意匠の複製の写し(当該複製が公衆の閲覧に供されている場合)並びに当該意匠の名義人の名称及び宛先

(v) 拒絶が、当該国際登録の主題である意匠のすべてには関係していない場合は、関係している意匠又は関係していない意匠

(vi) 拒絶が再審理又は審判の対象となり得るか否か及びなり得る場合は、拒絶に係る再審理又は審判の請求のための当該事情の下で合理的な期限及びかかる再審理又は審判の請求を扱う当局；該当する場合は、再審理又は審判の請求は拒絶を宣告した官庁が属する締約国の領域内に宛先がある代理人の仲介を経て提出されなければならない旨の表示

(vii) 拒絶が宣告された日

特許規則 § 1.1063 拒絶通報

(a) 拒絶通報には以下を添付又は表示する：

(1) 国際登録の番号；

(2) 拒絶の基礎となる理由；

(3) 拒絶の理由が、先の出願若しくは登録の対象である意匠との類似性を言及している場合、先の意匠の複製及び先の意匠に関する情報の写し；

(4) 拒絶が国際登録の対象であるすべての意匠に関するものでない場合、関連している当該意匠又は関連していない当該意匠；及び

(5) 拒絶通報に対する応答が要求されている場合、特許規則 § 1.134及び § 1.136に基づく応答期限。

(b) 拒絶通報に対する応答は、国際事務局を介さず、直接USPTOに提出しなければならない。 § 1.111の要件が拒絶通報に対する応答に適用される。

ハーグ協定第12条に基づき、「何れの指定締約国の官庁も、当該締約国の法令に基づく保護付与に係る条件が、国際登録の対象である意匠の何れか又はすべてに関して満たされていない場合は、当該締約国の領域内において、当該国際登録の一部又は全部の効力を拒絶するこ

とができるが、ただし、何れの官庁も、この協定又は規則に規定されている当該国際登録の方式若しくは内容に係る要件又はかかる要件に追加的な若しくは異なる要件が当該締約国の法令に基づいて満たされていないとの理由に基づいている場合、何れの国際登録の一部又は全部の効力も拒絶することはできない」。国際登録の効力に対するこの拒絶は「拒絶通報」と呼ばれる。第12条(2)参照。拒絶通報は、国際事務局に送付され、同事務局は、当該通報の写しを遅滞なく当該国際登録の名義人に送付する。ハーグ協定規則18は、拒絶通報及び通報内容の送付期間を規定している。

特許規則 § 1.1062(b)に従って、国際登録の対象である意匠に関し、合衆国の法令に基づいて出願人は特許を受ける資格がないと考えられる場合には、拒絶通報がUSPTOにより国際登録の公表から12月以内に国際事務局に送付されるものとする。拒絶通報が12月の期間以内に送付されなかったことが故意でなかった場合は、この12月の期間の後に当該通知を送付することができる。

拒絶通報は、次に掲げるものを含み又は表示する：(1) 国際登録の番号、(2) 拒絶の基礎である理由、(3) 拒絶の理由が先の出願又は登録の対象である意匠との類似に言及している場合に、先の出願の複製の写し及び先の出願に関する情報、(4) 拒絶が、国際登録の対象である意匠のすべてには関連していない場合に、拒絶が関連する意匠又は関連していない意匠、(5) 拒絶通報に対する応答が要求されている場合に、特許規則 § 1.134及び1.136に基づく応答期限。特許規則 § 1.1063(a)参照。

拒絶理由は、特許法(例えば、特許法第171条、第102条、第103条又は第112条)に基づく特許性に係る条件、限定に係る要件(出願において2以上の独立かつ別個の意匠が提示されている場合)及び/又は異論(ハーグ協定第12条(1)により禁止されていない場合)に基づく拒絶の形式によることができる。拒絶の理由は、審査前に行った出願人の行為に基づかせることもでき、それには補正による若しくは審査前の特許規則 § 1.138に従った出願の明示的な放棄又は国際意匠出願における指定国から合衆国を放棄する旨の意匠の取消が含まれる。

ハーグ協定及びそれに基づく規則に定められている出願の方式又は内容に関する要件に基づく異論は、国際事務局がかかる要件との適合性の確認に責任を負わない場合、第12条(1)により禁止されていない。かかる異論は、例えば、出願人が、ハーグ協定規則9及び実施細則第4部に基づき複製に適用される方式要件を満たさない補正された図面を審査の過程で直接USPTOに提出する場合に生じ得る。第12条(1)も複製の図の間の不一致又は説明に含まれる不備若しくは不正確な記述に基づく異論を禁止していない。

特許法第16章に基づいてされた意匠出願における庁指令の場合のように、審査官により引用された引例の写しは、拒絶通報に含めなければならない。更に、ハーグ協定規則18(2)(b)(iv)は、拒絶理由における引例をその出所に基づいて区別しないので、審査官は、拒絶理由(例えば、特許法第102条又は第103条に基づく拒絶)に引用された合衆国特許又は合衆国特許出願公開も含めなければならない。特許規則 § 1.1063(a)(3)参照。情報開示陳述書において出願人が引用した資料の写しは、拒絶通報に含める必要はない。

拒絶通報には、拒絶通報に対する応答が要求されている場合に放棄を回避するための特許規則 § 1.134及び § 1.136に基づく応答のための期間を含めなければならない。この期間は、通常、拒絶通報の表紙、様式PTO-2319に添付される通報書要約、様式PTOL-326に記載される。すべての拒絶通報が応答を要求するのではない。例えば、国際登録に複数の意匠が含まれ、かつ、そのうち1個を除くすべての意匠が審査前の予備補正により取り消され、残る意匠が審査官により保護付与と決定された場合は、保護付与の声明が、取り消された意匠に関して国際登録の効力を合衆国において拒絶する拒絶通報と同時に送付される。

「一部拒絶通報」(様式PTO-2321)とも呼ばれるかかる拒絶通報は、国際事務局に伝達されるが、拒絶に対する応答は要求しないので、当該拒絶通報に対する応答に係る期間は設定されない。

ハーグ制度は、非仮国際意匠出願の審査を開始するために、USPTOに対する出願人の提出物を必要としない。多くの場合では、出願人は拒絶通報を受領する前に、USPTOに対して手続に携わるための登録がなされている弁護士又は代理人(以下「特許実務家」という)の確保ができていない。記録上の特許実務家がない場合は、審査官は、拒絶通報への応答に適用される署名要件を出願人に注意喚起するために、拒絶に次の様式項を含めるべきである：

¶ 29.100 応答のリマインダー

出願人は、この通信に対する応答は、特許実務家(すなわち、USPTOに対して手続に携わるための登録がなされている特許弁護士若しくは代理人)又は出願人の何れかが署名しなければならないことを注意喚起される。出願人が法人である場合は、応答は特許実務家が署名しなければならない。特許規則 § 1.33(b)参照。

審査官注：

USPTOに対して手続に携わるための登録がなされている特許弁護士又は代理人が出願人の代理人として選任されていない場合は、拒絶通報又はその他庁指令の末尾に本項を追加する。本項が先の庁指令に含まれていた場合は、後の庁指令にも含めることができるが、含めなくてもよい。

さらに、当該出願の利益について審査官と協議できる者に関する情報を出願人に提供するため、拒絶通報に次の様式項を含めることができる：

¶ 29.101 出願の利益に関する協議

係属中出願の利益に関する出願人と審査官とのすべての協議は、面接とみなされ、記録される。MPEP § 713参照。審査官は、出願人の代理人がUSPTOに対して手続に携わるための登録がなされていない場合は、当該出願の利益について代理人と協議することはない。ハーグ協定に基づく共通規則の規則3に従って国際事務局に対する出願人の代理人が選任されていることは、USPTOに対して出願人を代理する資格を当該代理人に与えることにはならない。さらに、法人の出願人は、USPTOに対して手続に携わるために登録がなされている特許弁護士又は代理人が代理しなければならない。面接に関する追加の情報は下記に記載する。

電話又は対面での面接

電話又は対面での面接は、USPTOに対して手続に携わるための登録がなされている弁護士

若しくは代理人(以下「登録実務家」という)又は自らで出願する出願人(発明者であり、かつ、登録実務家により代理されていない出願人)とのみ行うことができる。
登録実務家は、記録上の実務家であってもそうでなくてもよい。「記録上の」登録実務家となるためには、特許規則 § 1.32に基づく委任状(POA)を出願において提出しなければならない。様式PTO/AIA/80「USPTOに対する出願の手続遂行に係る委任状」(www.uspto.gov/patent/forms/forms-patent-applications-filed-or-after-september-16-2012で入手可能)をこの目的に使用することができる。更なる情報についてはMPEP § 402.02(a)参照。面接は、記録上の登録実務家ではない登録実務家が「出願人による面接請求様式」(PTOL-413A)(上記のUSPTOウェブページから入手可能)に記入、署名及びこれを提出することにより面接を行う権限を示すことができる場合に限り、この者とも行うことができる。MPEP § 405参照。USPTOに様式を提出するための受理可能な方法については、下記の「USPTOの公式通信に応答する場合」参照。

審査官注：

USPTOに対して手続に携わるために登録がなされている特許弁護士又は代理人が出願人の代理人として選任されていない場合は、拒絶の末尾に本条を追加すること。

拒絶通報に対する応答は、国際事務局を介することなく、直接USPTOに提出しなければならない。特許規則 § 1.1063(b)参照。拒絶通報に対する応答は、特許規則 § 1.111の要件の対象である。

最終拒絶等の、拒絶通報の後の更なる通報書は、通常、直接出願人に送付される。

2920.05 (b) 1個の独立かつ別個の意匠 [R-07.2022]

ハーグ協定第13条 意匠の単一性に関する特別要件

(1) [特別要件の通知] 締約国であって、この協定の当事者になった時点において、自己の法令が、同一の出願の対象である複数の意匠が意匠の単一性、物品の単一性若しくは使用の単一性の要件に合致すること若しくは同一の組若しくは構成の品目に属すること又は単一の出願において1の独立かつ別個の意匠に限りクレームできることを要求する場合は、宣言により、その旨を事務局長に通知することができる。ただし、当該宣言は、第5条(4)に従って国際出願中に2以上の意匠を含める出願人の権利に影響を及ぼすものではなく、たとえ出願において、当該宣言を行った締約国を指定している場合でもそうである。

(2) [宣言の効果] (1)に規定する宣言を行った締約国の官庁は、当該締約国が通知した要件が満たされるまでは、第12条(1)に従った国際登録の効力を拒絶することができる。

特許規則 § 1.1064 1の独立した別個の意匠

(a) 1の独立した別個の意匠のみが、1の非仮国際意匠出願においてクレームすることができる。

(b) (a)に基づく要件が満たされない場合には、審査官は、出願人に対して拒絶通報又は他の庁指令を出し、当該指令に対する応答として、限定後の本案に関する手続において、1の独立した別個の意匠を選択するよう要求することができる。当該要求は通常、本案に関する庁

指令の前になされるが、最終指令の送達前であればいつでも可能である。当該要求に対する再審理は、特許規則 § 1.143及び1.144に基づいて提示されるものとする。

非仮国際意匠出願においては、1の独立かつ別個の意匠に限りクレームすることができる。特許規則 § 1.1064参照。ハーグ協定第13条に基づき、ハーグ協定の当事者になった時点において自己の法令が、特に、単一出願においては1の独立した別個の意匠に限りクレームすることができる旨を要求している締約国は、かかる要件の不遵守の理由に基づいて、国際登録の効力を拒絶することができる。合衆国法は、単一出願においては、1の独立かつ別個の意匠に限りクレームすることができる旨を要求している。In re Rubinfeld, 270 F.2d 391 (CCPA 1958), In re Platner, 155 USPQ 222 (Comm'r Pat. 1967), MPEP § 1504.05 参照。MPEP § 1504.05に定める慣行は、一般に、非仮国際意匠出願に適用される。非仮国際意匠出願において2以上の独立かつ別個の意匠がクレームされている場合、審査官は、拒絶通報又はその他の通知書により、実体的事項に関する手続が限定される1の独立かつ別個の意匠を前記の指令に対する応答において選択するよう出願人に要求しなければならない。当該要求は、通常、実体的事項に関する何れかの庁指令の前に行われるが、最終指令の前、何時でも行うことができる。かかる要求の再審理は、特許規則 § 1.143及び § 1.44に規定されている。

非選択実施形態の取消に伴う図の番号の振り直しは要求されない。MPEP § 2920.04(b)参照。

さらに、出願人は、制限要件の結果として特許規則 § 1.48に基づく発明者適格の補正の必要性を検討し、また、当該出願に関する庁指令後の発明者適格の補正は、特許規則 § 1.48(c)に基づく追加手数料の対象であることに留意すべきである。MPEP § 602.01(c)(1)参照。審査官は、非選択実施形態の取消に伴う図の番号の振り直しは要求されないこと、及び非選択意匠の取消による発明者適格の補正の必要性を検討することを、様式項29.102を使用して出願人に注意喚起すべきである。

¶ 29.102 図の番号付けに関する制限要件に係る応答に対するリマインダー

手続遂行のための群を選択してこの拒絶に応答する場合、出願人は、図面を取り消し、非選択群に対応する説明を削除し、該当する場合は特許規則 § 1.48に従う補正の結果生じる発明者適格を補正する出願の補正も検討すべきである。MPEP § 602.01(c)(1)参照。出願人は、出願において、本案に関する庁指令が発出又は郵送された後になされた発明者適格の補正は、特許規則 § 1.48(c)に従う追加手数料を必要とすることに留意すべきである。

図の番号の振り直しは要求されない。公表された国際登録との整合性を保つため、非選択実施形態が取り消された場合であっても、選択された群に含まれる図の番号付けは変更しないことが推奨される。図面の補正は、特許規則 § 1.1026及び実施細則第4部(特に、複製の番号付けに関する実施細則第405節参照)に従うべきである。

審査官注：

非仮国際意匠出願における制限要件の末尾に本項を追加する。記録上の特許実務家がない場合には、様式項29.100応答に対するリマインダーも含める。

制限要件の結果、非仮国際意匠出願から取り消された意匠の保護は、分割出願を行うことに

よって求めることができる。当該分割出願は、特許法第16章に基づく意匠出願として又は合衆国を指定する国際意匠出願の何れかとして、出願することができる。分割出願に関する更なる情報については、MPEP § 2920.05(e)参照。

2920.05(c) 特許法第112条に基づく考慮 [R-07.2015]

特許法第112条(a)及び(b)の要件は、非仮国際意匠出願に適用される。特許法第389条参照。従って、特許法第112条に基づく考慮に関するMPEP § 1504.04 に定める慣行は、一般に非仮国際意匠出願に適用される。この条は、国際意匠出願に関係する一定の追加的考慮を扱う。

MPEP § 2920.04(b)において検討したように、実施細則第403節は、保護が求められていない複製に示される事項が「(i) 規則7(5)(a)にいう説明中で及び／又は (ii) 点線若しくは破線若しくは色彩により」と表示されることを許容している。出願人は、保護が求められていない複製において示されている事項を表示するために複製に破線若しくは点線又は彩色を用いる際は、説明中で破線若しくは点線又は彩色の目的に係る説明文を含めることを勧められる。これは、クレームされた意匠の範囲に関する不確実性を回避する上で役立ち得る。同様に、出願人は、保護が求められていない複製中に示される事項を表示するために単に説明に依存するのではなく、破線若しくは点線又は彩色の使用を通じて、保護が求められていない事項を特定することをも勧められる。

次に掲げる様式項は、説明されていない破線又は彩色の存在がクレームされた意匠の範囲を不明確にする場合に用いることができる。

¶ 29.21 拒絶，特許法第112条(b)－説明のない破線（国際意匠出願）

クレームは、特許法第112条(b)により要求されるように発明を特に指摘し、明確にクレームしないことにより拒絶される。クレームは、複製が図形に[1]明細書で説明されていない破線が含まれる場合及びクレームされた意匠の範囲が決定できない場合は不明瞭である。

破線が、保護が求められていない物品又は環境構造の部分を表現する場合は、出願人は、次に掲げる文言と類似の記述をクレームの直前に明細書中に挿入することにより拒絶を回避することができるが、ただし、当該記述が新たな事項を導入しないことを条件とする（特許法第132条参照）：

[2]の破線は、[3]について図解することを目的とするものであり、クレームされた意匠の如何なる部分も構成しない。

審査官注：

1. 複製に明細書で説明されていない破線が含まれ、かつ、クレームされた意匠の範囲が決定できない場合は、この様式項を用いること。
2. 括弧1に、当該破線を包含する図番号を挿入すること。
3. 括弧2に、構造の名称を挿入すること。
4. 括弧3に、「『物品』の部分」又は「環境構造」を挿入すること。

¶ 29.23 拒絶，特許法第112条(b)－意匠の境界としての説明されていない破線（国際意匠出願）

クレームは、特許法第112条(b)において要求されるように、発明を具体的に指摘しかつ明確

にクレームしない場合は、拒絶される。

クレームは、複製が図形[1]の中に、明細書中で説明されていない破線を含み、かつ、クレームされた意匠の範囲が決定できない場合は不明瞭である。

破線が、保護を求めている境界線を表現している場合は、出願人は、次に掲げる文言に類似する記述を明細書中のクレームの直前に挿入することにより、かかる拒絶を回避することができるが、ただし、かかる記述が新たな事項を導入しないことを条件とする（特許法第132条参照）：

[2]破線は、クレームされた意匠の境界を定めるものであり、その如何なる部分をも形成しない。

審査官注：

1. 複製に明細書において説明されていない破線が含まれ、かつ、クレームされた範囲が決定できない場合は、国際意匠出願においてこの様式項を用いること。
2. 括弧1に、当該破線を包含している図形の数を挿入すること。
3. 括弧2に、破線の型、例えばダッシュ、ドット・ダッシュ又はドット・ドット・ダッシュ等、を挿入すること。

¶ 29.25 拒絶、特許法第112条(b) 一色彩の不明確な使用（国際意匠出願）

クレームは、特許法第112条(b)において要求されているように、発明を具体的に指示し、かつ、明確にクレームしない場合は、拒絶される。

クレームは、複製が図形に[1]明細書で説明されていない彩色を含み、かつ、クレームされた意匠の範囲が決定できない場合に不明瞭である。

彩色が、保護を求めている事項を特定する場合に、出願人は、次に掲げるものに類似する記述を明細書中のクレームの直前に挿入することにより、回避することができるが、ただし、かかる記述が新たな事項を導入しないことを条件とする（特許法第132条参照）：

色彩[2]により示された意匠の部分は、図解[3]を目的としたものであり、クレームされた意匠の如何なる部分も構成しない。

審査官注：

1. 複製が、明細書において説明されていない彩色を含み、かつ、クレームされた意匠の範囲を決定できない場合は、国際意匠出願においてこの様式項を用いること。
2. 括弧1に、彩色を含む図形の数を挿入すること。
3. 括弧3において、クレームから除外された事項を表示する色彩を明記すること。
4. 括弧3に、「『物品』の部分」又は「環境構造」を挿入すること。

特許法第16章に基づいてされる意匠出願における様式項15.20.02の使用と同様に、様式項29.27は、国際意匠出願において、不十分な図面開示のために実施可能要件欠如かつ不明瞭として特許法第112条(a)及び(b)に基づいて拒絶されることを如何にして回避できるかを示唆するために用いることができる。

¶ 29.27 特許法第112条(a)及び(b)に基づく拒絶を回避するための示唆（国際意匠出願）

出願人は、特許法第112条に基づく拒絶において不明瞭かつ実施可能要件欠如とみなされた複製の部分については保護を求めている旨を、当該部分を彩色し又は当該部分を破線に変更して複製を補正することにより及び破線で示された[1]の部分はクレームされた意匠の如

何なる部分も構成しない旨の記述又は彩色により示された[1]の部分はクレームされた意匠の如何なる部分も構成しない旨の記述を含めて明細書を補正することにより、表示することができるが、ただし、かかる補正が新たな事項を導入しないことを条件とする（特許法第132条、特許規則 § 1.121参照）。

審査官注：

1. この様式項は、国際意匠出願においてのみ使用すること。
2. 括弧1に、物品の名称を挿入すること。

2920.05(d) 外国優先権 [R-07.2022]

特許法第386条 優先権

(a) 国内出願

第119条(a)から(d)まで及び第172条の条件及び要件に従って、国内出願は、合衆国以外の少なくとも1国を指定した先の国際意匠出願を基礎とする優先権を享受する権原を有する。

(b) 先の外国出願

第119条(a)から(d)まで及び第172条並びに条約及び要約規則の条件及び要件に従って、合衆国を指定国とする国際意匠出願は、先の外国出願、合衆国以外の少なくとも1国を指定した第351条(c)にいう先の国際出願、又は合衆国以外の少なくとも1国を指定した先の国際意匠出願を基礎とする優先権を享受する権原を有する。

特許規則 § 1.55 外国優先権の主張

(a) 一般。

非仮出願の出願人は、特許法第119条(a)から(d)まで及び(f)、第172条、第365条(a)及び(b)並びに第386(a)及び(b)に指定される条件に基づいて、1又は複数の先の外国出願の優先権を主張することができる。

(b) 後続の出願をするための期間

非仮出願については、次のとおりでなければならない：

- (1) 本条(c)（後続の出願）に従うことを条件として、その外国出願がされた日から12月（意匠出願の場合は6月）以内にされること；又は
- (2) 特許法第120条、第121条、第365条(c)若しくは第386条(c)に基づく、本条(b)(1)に記載されている期間内にされた後続の出願の利益を主張する権利を有すること

(c) 後続の出願の期間経過後の提出

後続の出願が、本条(b)(1)に記載されている期間の満了後であるが、本条(b)(1)に記載されている期間の満了から2月以内の出願日を有する場合は、後続の出願に関する優先権は、国際出願に関する PCT規則26の2.3 に基づいて又は本項に従った申請があった時に、回復することができる。ただし、本条(b)(1)に定められている期間内における後続の出願の提出の遅延が故意によるものでなかった場合に限る。本項に基づく優先権を回復するための申請であって、2015年 5月13日以降に提出されるものは、後続の出願に関して又は特許法第120

条、第121条、第365条(c)若しくは第386条(c)に基づく後続の出願にとっての利益を主張する最先の非仮出願に関して（当該後続の出願が非仮出願でない場合に限る）提出されなければならない。本項に基づく優先権を回復するための申請は、次のものを含まなければならない。

- (1) 以前提出されていない場合は、出願データシート(§ 1.76(b)(6))における特許法119条(a)から(f)まで、第365条(a)若しくは(b)又は第386条(a)若しくは(b)に基づく優先権主張であって、出願番号、出願国（又は知的所有権機関）及びその出願の年月日を明記することにより優先権が主張されている外国出願を特定しているもの
- (2) § 1.17(m)に記載されている申請手数料並びに
- (3) 本条(b)(1)に記載されている期間内における後続の出願の提出の遅延が故意によるものでなかった旨の陳述書。当該遅延が故意によるものでなかったか否かの問題がある場合は、長官は、追加の情報を要求することができる。

(d) 優先権主張を提出するための期間

(1) 特許法第111条(a)に基づく出願

優先権主張は、特許法第111条(a)に基づいてされる原出願に関しては、その出願の現実の出願日から4月又は先の外国出願の出願日から16月の何れか遅い方までに提出しなければならないが、本条(e)に規定される場所は、この限りでない。優先権の主張は、出願データシート(§ 1.76(b)(6))により提出しなければならないが、また、その優先権が主張される外国出願を出願番号、出願国(又は知的所有権機関)、及びその出願の年月日を明示することにより特定しなければならない。本項に定める期間は、後にされる出願が次の何れかに該当するときには適用されない。

(i) 意匠特許に係る出願

(ii) 2000年11月29日前に特許法第111条(a)に基づいてされた出願

(2) 特許法第371条に基づく出願

優先権主張は、本条(e)に規定されているところを除き、特許法第371条に基づいて国内段階に移行する国際出願に関して、PCT及びPCTに基づく規則に記載されている期限内に行われなければならない。

(e) 遅延した優先権主張

当該主張が本条の規定に従って受理される場合を除き、特許法第119条(a)から(d)若しくは(f)まで、第365条(a)若しくは(b)又は第386条(a)若しくは(b)に基づく優先権主張であって、(該当する場合) 係属期間内で(d)に規定される期間内に(d)又は(m)により要求されている方法によって提出されなかったものは、放棄されているものとみなされる。優先権主張が本条に基づいて放棄されているものとみなされる場合において、優先権主張が故意でなく遅延したときは、その主張は受理することができる。特許法第119条(a)から(d)若しくは(f)、第365条(a)若しくは(b)又は第386条(a)若しくは(b)に基づく優先権主張であって、遅延したものの受理を求める申請には下記事項を添付しなければならない。

- (1) 特許法第119条(a)から(d)若しくは(f)まで、第365条(a)若しくは(b)又は第386条(a)若しくは(b)に基づく優先権主張であって、優先権主張の対象とする外国出願を出願番号、出願国（又は知的所有権機関）、出願の年月日を明記することにより特定した出願デー

タシート(§ 1.76(b)(6))によるもの。ただし、先に提出されていた場合は、この限りでない。

- (2) 外国出願の認証謄本。ただし、先に提出されていたか又は(h), (i)若しくは(j)が適用される場合は、この限りでない。
- (3) § 1.17(m)に記載されている申請手数料、及び
- (4) 本条に基づく、優先権主張の提出期限から優先権主張の提出に至るまでの全期間が故意によるものではない旨の陳述。遅延が故意によるものであるか否かについて疑義があるときは、長官は追加情報を要求することができる。

(f) 外国出願の認証謄本を提出する時期

- (1) 特許法第111条(a)に基づく出願。2013年3月16日以降にされた特許法第111条(a)に基づく原出願に関しては本条(h), (i)及び(j)の規定による場合を除き、それに係る外国出願の認証謄本は、その出願の現実の出願日から4月又は先の外国出願の出願日から16月の何れか遅く終わる期間内に提出しなければならない。本項にいう期間は、意匠出願には適用されない。
- (2) 特許法第371条に基づく出願。特許法第371条に基づいて国内段階に移行する国際出願に関しては、外国出願の認証謄本は、PCT及びPCT規則に記載されている期限内に提出しなければならない。国際出願であって、国内段階が2013年12月18日以降に開始したものに關して、その国際段階期間中に外国出願の認証謄本が提出されていない場合は、特許法第371条(b)若しくは(f)に基づいて国内段階が開始した日(§ 1.491(a))から4月、特許法第371条に基づいて国内段階に移行するための最初の提出の日から4月又は先の外国出願の出願日から16月の何れか遅い方の期間内に、その外国出願の認証謄本を提出しなければならない。ただし、本条(h), (i)及び(j)に規定される場合を除く。
- (3) 外国出願の認証謄本が、特許法第111条(a)に基づく出願に關して本条(f)(1)に定められている期間内に又は特許法第371条に基づいて国内段階に移行する国際出願に關して本条(f)(2)に定められている期間内に提出されず、かつ、本条(h), (i)又は(j)にいう除外が適用されない場合は、外国出願の認証謄本には、遅延に係る完全有効な理由の証明及び§ 1.17(g)に記載されている申請手数料を添えて、申請書を添付しなければならない。

(g) 優先権主張、外国出願に係る認証謄本及び出願に關する翻訳文の提出に關する要件

- (1) 特許法第119条(b)又はPCT規則17において指定されている外国出願についての優先権主張及び認証謄本は、如何なる場合であっても、出願の係属期間内に提出しなければならない。ただし、本条(e)若しくは(f)にいう申請書とともに又は§ 1.17(g)に記載されている手数料を添え、意匠登録に關して外国出願の認証謄本の提出が遅延したことについての完全有効な理由の証明を添えた申請書とともに提出する場合は、この限りでない。外国出願に關する優先権主張又は認証謄本を発行手数料が納付された日の後に提出する場合は、その特許は、特許法第225条及び§ 1.323に基づく補正証明書によって補正されている場合を除き、優先権主張を含まないものとする。
- (2) USPTOは下記の事情においては、優先権主張及び外国出願の認証謄本を本規則において別途定められている時期より前に提出するよう要求することができる。
 - (i) 出願がインターフェアレンス(本巻§ 41.202, 参照)又は由来手続(本巻第42部, 参

照)に関係している場合

(ii) 審査官が依拠する参考資料の日付に打ち克つために必要な場合、又は

(iii) 審査官が必要とみなす場合

(3) 非英語の外国出願に係る英語翻訳文は、下記の場合を除き、要求されない。

(i) 出願がインターフェアレンス(本巻 § 41.202, 参照)又は由来(本巻第42部, 参照)手続に関係している場合

(ii) 審査官が依拠する参考資料の日付に打ち克つために必要な場合、又は

(iii) 審査官によって明示して要求される場合

(4) 非英語の外国出願に関する英語翻訳文が要求される場合は、その翻訳文は、その認証謄本の翻訳文が正確である旨の陳述書を添えて提出しなければならない。

(h) 他の合衆国特許又は出願に関する認証謄本

再発行が求められている特許が、外国出願の認証謄本に関する本条の要件を満たし、かつ、当該特許が当該外国出願の認証謄本を含んでいると確認された場合は、本条(f)及び(g)にいう外国出願の認証謄本に関する要件が満たされているものとみなされる。外国出願の認証謄本に関する本条(f)及び(g)の要件も、先にされた非仮出願であって、特許法第120条、第121条、第365条(c)又は第386条(c)に基づいて利益が主張されているものが外国出願の認証謄本を含み、かつ、当該先にされた非仮出願がその外国出願の認証謄本を含むと確認された場合は、出願に関して満たされているものとみなされる。

(i) 優先権書類交換協定を締結する外国の知的所有権庁

外国出願の謄本の提出に関する本条(f)及び(g)の要件であって、そこに記載されている期間内に行うべきとされている要件は、下記事情においては満たされているとみなす。

(1) 外国出願が、USPTOとともに2国間又は多国間の書類交換協定を締結している外国の知的所有権官庁(知的所有権・参加外国官庁)において提出されたこと又は外国出願の謄本が、USPTOが当該謄本を取得することを許可している知的所有権・参加外国官庁においてその後に行われた出願に関して提出されたこと

(2) 優先権主張が出願データシート (§ 1.76(b)(6))によって提示されており、それが優先権主張の基礎とされる外国出願を出願番号、出願国(又は知的所有権当局)、出願年月日を指定することによって確認しており、かつ、出願人が、知的所有権・参加外国官庁がUSPTOにその出願書類を入手させることができるようにするために必要な情報を提供すること

(3) USPTOが外国出願の謄本を知的所有権・参加外国官庁から受け取っていること、又は、本条(g)(1)に指定されている期間内に、外国出願の謄本が提出されること、及び

(4) 外国出願が知的所有権・参加外国官庁において行われていないが、外国出願の謄本が、USPTOが当該謄本を取得することを許可している知的所有権・参加外国官庁において後日行われた出願に関して提出されている場合において、出願人が、USPTOが当該謄本を取得することを許可している知的所有権・参加外国官庁から外国出願の謄本を取得することを求める別途の申請書を提出すること。申請書は外国出願の謄本が提出された知的所有権・参加官庁及び出願番号、出願年月日によって、後日の出願を確認しなければ

ばならない。申請書は先の外国出願の出願日から16月又は特許法第111条(a)に基づく出願の出願日から4月の内の何れか遅い方が終了するまでに、特許法第371条(b)若しくは(f)に基づいて国内段階に移行する出願についての開始日(§ 1.491(a))又は特許法第371条に基づく最初の書類提出日の内の何れか遅い方から4月以内に、又は(e)若しくは(f)基づく請願書を添えて提出しなければならない。

(j) 仮謄本

(f)に記載されている、同項に記載されている期間内に外国出願の認証謄本を提出すべしとの要求は、次の事情においては満たされていると考える。

- (1) 原外国出願の謄本であって、「仮謄本」として明示されており、出願の基礎とされている明細書、図面又はクレームを含んでいるものが、外国出願を出願番号、出願国(又は知的所有権当局)、出願年月日を指定することによって確認しており、また、USPTOに提出された謄本は外国(又は知的所有権当局)において提出された原出願の真正謄本であることを記述している添状とともに提出されていること
- (2) 外国出願の謄本及び別途の添状が、先の外国出願の出願日から16月、特許法第111条(a)に基づく出願の実際の出願日から4月、特許法371条(b)若しくは(f)に基づく国内段階の開始日から4月、特許法第371条に基づいて国内段階に移行するための最初の提出の日から4月又は(e)若しくは(f)に基づく請願書を添えて提出されること、及び
- (3) 外国出願の認証謄本が本条(g)(1)に定められている期間内に提出されること。

(k) 2013年3月16日以降にされた一定の出願に関する要件

非仮国際意匠出願以外の2013年3月16日以降にされた非仮出願が2013年3月16日前にされた外国出願についての優先権を主張しており、また、同時に、2013年3月16日以降の有効出願日(本規則 § 1.109に規定されている)を有するクレームされた発明についての主張を含んでいるか、又は、如何なる時においてであれ、含んでいた場合には、出願人はその趣旨の陳述書を、その非仮出願の実際の出願日から4月、国際出願に関して § 1.491に記載されている国内段階への移行日から4月、先にされた外国出願の出願日又は2013年3月16日以降の有効出願日を持っているクレームされた発明についての最初のクレームが非仮出願について提出された日から16月の内の何れか遅く満了するときまでに提出しなければならない。出願人が、§ 1.56(c)において指定されている個人に既に知られている情報を基にして、その非仮出願が2013年3月16日以降の有効出願日を有するクレームされた発明についてのクレームを含んでいないこと、及び、如何なる時期においてであれ、含んでいなかったことを合理的に信じる場合は、出願人は前記陳述書を提出することを要求されない。

(l) 発明者証

非仮出願の出願人は一定の状況の下では、発明者証及び特許の両方を付与する国における1以上の発明者証の出願を基礎として優先権を主張することができる。特許法第119条(d)を基にして当該国における発明者証の出願に基づく優先権を主張するためには、出願人は、本規則に定められている当該権利についての主張を提出するときに、宣誓供述書又は宣言書を含めなければならない。宣誓供述書又は宣言書は、それを作成する者は、調査の結果、同人が知る限りにおいて、出願人は、発明者証の出願をするときに、優先権主張の基礎をなしてい

る特定されているクレームの主題に関し、特許又は発明者証の何れかについて出願する選択権を有していた旨の明示の陳述を含んでいなければならない。

(m) 合衆国を指定する国際意匠出願に関する優先権主張及び外国出願の認証謄本を提出する時期

合衆国を指定する国際意匠出願に関し、ハーグ協定及びハーグ協定規則に従って優先権主張を行うことができる。非仮国際意匠出願に関して、優先権主張は、ハーグ協定及びハーグ協定規則に従って行われるのでない限り、出願データシート(§ 1.76(b)(6))により、出願番号、出願国(又は知的所有権機関)及び出願の年月日を明記することによって優先権主張の対象である外国出願を特定して提出しなければならない。非仮国際意匠出願に関して、優先権主張及び認証謄本は、(g)に記載されている期間及びその他の条件に従って提出しなければならない。

(n) 2012年9月16日前にされた出願

優先権主張は出願データシート(§ 1.76)によって提出しなければならない旨の本条(d)(1)、(e)(1)及び(i)(2)という要件にも拘らず、この本条(d)(1)、(e)(1)及び(i)(2)という要件は、2012年9月16日前に特許法第111条(a)に基づいてされた非仮出願による§ 1.63に基づく誓約書若しくは宣言書による又は2012年9月16日前に特許法第363条に基づいてされた国際出願から生じる優先権主張の提出によって満たされる。本項の規定は、外国出願に係る優先権を回復するための本条(c)に基づく申請に関して提出された優先権主張には適用されない。

(o) 特許法第386条(a)又は(b)に基づく優先権

国際意匠出願に関する特許法第386条(a)又は(b)に基づく優先権は、2015年5月13日以降にされた非仮出願、国際出願及び国際意匠出願並びにそれらに基づいて発行される特許にのみ適用される。

(p) 本条にいう期間

本条に記載される期間は延長不能であるが、ただし、特許法第21条(b)(及び§ 1.7(a))、PCT規則80.5並びにハーグ協定規則4(4)に従うことを条件とする。

特許法第386条(a)及び特許規則§ 1.55に従い、非仮出願においては、合衆国以外の少なくとも1国を指定する先の国際意匠出願に関して、特許法第119条(a)から(d)まで及び第172条の条件及び要件に従い、外国優先権の主張を行うことができる。特許法第386条(b)及び特許規則§ 1.55に従い、合衆国を指定する国際意匠出願においては、先の外国出願、合衆国以外の少なくとも1国を指定する国際出願(PCT)又は合衆国以外の少なくとも1国を指定する先の国際意匠出願に関して、特許法第119条(a)から(d)まで及び第172条並びにハーグ協定及びそれに基づく規則の条件及び要件に従い、外国優先権の主張を行うことができる。特許法第386条(a)及び(b)の規定は、2015年5月13日以後にされる非仮出願、国際出願(PCT)及び国際意匠出願並びにこれらから発行される特許証に適用される。特許規則§ 1.55(c)及びMPEP § 213 以下並びに§ 1504.10参照。

合衆国を指定する国際意匠出願において、ハーグ協定及びハーグ協定規則に従って優先権主張を行うことができる。特許規則 § 1.55(m)参照。あるいは、非仮国際意匠出願において、出願番号、提出した国（又は知的所有権当局）、日、月及び年を明示することによって優先権が主張される外国出願を特定する出願データシート（特許規則 § 1.76(b)(6)）により外国優先権主張を行うことができる。MPEP § 601.05(a)(II)参照。優先権主張及び認証謄本は、特許規則 § 1.55(g)に定める期間及びその他の条件に従って提出しなければならない。

実施細則第408節に従い、ハーグ協定規則7(5)(c)に従い行われる優先権主張には、WIPOデジタルアクセスサービス(DAS)のアクセスコードが利用可能であれば、それを添付することができる。国際登録出願の公式様式(DM/1様式、又はDM/1様式と同一の内容及びフォーマットを有する国際事務局の電子出願システムの電子的インターフェース)には、優先権主張部分にWIPOアクセスコードを提供する欄が含まれる。MPEP § 2909及び § 2909.01参照。実施細則第408節に従いWIPOアクセスコードを提供することにより、USPTOは非仮国際意匠出願において、WIPO DASを通じて優先権書類の検索を自動的に行う。USPTOがWIPO DASを通じて優先権書類を検索することができた場合は、優先権書類は特許規則第1.55条に基づく優先権書類の認証謄本の要件を満たすものとみなされる。実施細則第408節に従いWIPOアクセスコードが提供されない場合、WIPOアクセスコードは、非仮国際意匠出願において、補正された出願データシート(特許規則 § 1.76(c))及び補正された出願の受理請求を提出することにより、又はMPEP § 215.02(a)で説明されているように該当する場合には、様式PTO/SB/38(電子化された優先権出願の検索請求)を提出することにより、USPTOに提供することができる。出願人は、出願の係属中及び特許が発行される前に優先権書類を確実に提出する最終的な責任を継続して負うことに注意喚起されたい。したがって、出願人は、可能な限り早くWIPOアクセスコードをUSPTOに提供し、かつ、USPTOが適切な書類を受理したことの確認を必要に応じて点検することが推奨される。

特許法第386条(a)又は(b)及び特許規則 § 1.55に従い先に提出された国際意匠出願に基づく外国優先権を主張する場合、USPTOは、国際事務局により採番された出願番号又はその出願の国際登録番号の何れかにより先の国際意匠出願の特定を承認する。ただし、出願人は、2020年1月15日に国際事務局が国際意匠出願のWIPO DASの寄託庁となり、国際意匠出願の検索にWIPO DASを利用するためには、国際意匠出願は指定された形式(すなわち、WIPONNNNN, NNNNNNNNN)の出願番号で特定されなければならないことに留意する必要がある。出願番号の形式及びWIPO DASを通じた国際意匠出願の検索に必要な他の情報の更なる情報については、電子優先権書類交換(PDX)制度のサイト (www.uspto.gov/PatentsPDX/)参照。

非仮国際意匠出願は、特許法第119条(a)及び第172条並びに特許規則 § 155(b)(1)に従い外国出願がされた日から6月以内にされなければならない又は特許法第120条、第121条、第365条(c)若しくは第386条(c)に基づく前記の6月以内にされた出願の利益を主張する権利を有するものとする。非仮国際意匠出願が外国出願に対する優先権を直接主張する場合は、当該6月の期間は、国際意匠出願の合衆国出願日について算定されるが、合衆国出願日は、国際事務

局が付与した国際出願日と同一であるかもしれないし、同一でないかもしれない。MPEP § 2906-2908参照。後の出願の提出が前記の6月の期間より遅延した場合は、優先権は特許規則 § 1.55(c)及びMPEP § 213.03(III)に定める条件に基づいて回復され得る。

2920.05(e) 特許法第386条(c)に基づく利益の主張 [R-07.2015]

特許法第386条 優先権

(c) 先の国内出願

第120条の条件及び要件に従って、合衆国を指定国とする国際意匠出願は、先の国内出願、合衆国を指定国とする第351条(c)に定義される先の国際出願又は合衆国を指定国とする先の国際意匠出願の出願日の利益を享受する権原を有し、また、国内出願は、合衆国を指定国とする先の国際意匠出願の出願日の利益を享受する権原を有する。先の出願日の利益に係る主張が、合衆国を指定国とするが原出願国ではない第351条(c)にいう先の国際出願、又は合衆国を指定国とするが原出願国ではない先の国際意匠出願に基づく場合は、長官は、当該出願の認証謄本を、英語以外の言語であるときはその英語翻訳文とともに提出するよう要求することができる。

特許規則 § 1.78 先の出願日の利益の主張及び他の出願への相互引用。

(a) 先にされた仮出願の利益に関する特許法第119条(e)に基づく主張

非仮出願(意匠特許出願を除く)、又は合衆国を指定国とする国際出願の出願人は、特許法第119条(e)及び本条に記載している条件に基づいて、先にされた1以上の仮出願の利益を主張することができる。

(d) 先にされた非仮出願、国際出願又は国際意匠出願の利益を求める、特許法第120条、第121条、第365条(c)又は第386条(c)に基づく主張。

非仮出願(国際出願又は国際意匠出願から生じた非仮出願を含む)、合衆国を指定国とする国際出願又は合衆国を指定国とする国際意匠出願の出願人は、先に行われ、同時に係属している1以上の非仮出願、合衆国を指定国とする国際出願又は特許法第120条、第121条、第365条(c)又は第386条(c)及び本条に記載されている条件に基づいて合衆国を指定国とする国際意匠出願の利益を主張することができる。

(1) 先にされた個々の出願は、後にされた出願において発明者又は共同発明者として記名されている発明者又は共同発明者を記名していなければならない。更に、先にされた出願は、下記条件の何れかを満たしていなければならない。

(i) PCT 第11条に従って出願日を付与された国際出願であって、合衆国を指定するもの

(ii) § 1.1023 に従って出願日を付与された国際意匠出願であって、合衆国を指定するもの、又は

(iii) 特許法第111条(a)に基づく非仮出願であって、§ 1.53(b)又は(d)に記載されている出願日の付与を受ける権利を有しており、その出願の係属中に § 1.16に記載されている出願基本手数料が納付されていること

(2) § 1.53(d)に基づいてされる継続手続出願を除き、非仮出願、合衆国を指定国とする国際出願又は合衆国を指定国とする国際意匠出願であって、先にされた1以上の非仮出願、合衆国を指定国とする国際出願又は合衆国を指定国とする国際意匠出願の利益を主張するものは、そのような先にされた個々の出願についての言及を、その出願を(シリーズ・コード及び通し番号によって構成される)、出願番号、国際出願番号及び国際出願日又は国際登録番号及び本規則 § 1.1023に基づく出願日によって特定して含んでいるか、又は含むように補正されていなければならない。後にされる出願が非仮出願である場合は、本条によって要求される言及は、出願データシート (§ 1.76(b)(5))に含まれていなければならない。その言及はまた、それらの出願の間での関係、すなわち、先にされた非仮出願、国際出願又は国際意匠出願についての継続、分割又は一部継続であるか否かを確認しなければならない。

(3)

(i) 特許法第120条及び本条(c)(2)によって要求される言及は、後にされた出願の係属中に提出しなければならない。

(ii) 後にされた出願が特許法第111条(a)に基づいてされた出願である場合は、この言及は、また、後にされた出願の現実の出願日から4月又は先にされた出願の出願日から16月の何れか遅い方までに提出しなければならない。後にされた出願が特許法第371条に基づく国際出願から国内段階に移行する非仮出願である場合は、この言及は、また、特許法第371条(b)若しくは本条(f)に基づいて国内段階が開始した (§ 1.491(a))日から4月、国内段階に移行するための特許法第371条に基づく最初の提出の日から4月又は先にされた出願の出願日から16月の何れか遅い方までに提出しなければならない。本条の期間は、先にされた出願が下記の何れかである場合は適用されない。

(A) 意匠特許に関する出願

(B) 2000年11月29日前に特許法第111条(a)に基づいてされた出願

(C) 2000年11月29日前に特許法第363条に基づいてされた国際出願

(iii) 本条(e)の規定による場合を除き、特許法第120条及び本条(d)(2)によって要求される言及を適時に提出しないことは、先にされた出願についての特許法第120条、第121条、第365条(c)又は第386条(c)に基づく利益についての権利放棄と考えられる。

(4) § 1.53(d)に基づく、継続出願の請求は、先にされた出願についての特許法第120条によって要求されている明示の言及である。本条の下での、出願番号による出願の特定とは、出願番号を与えられているそのような出願のすべてに対する、特許法第120条によって要求される明示の言及のために必要な、出願番号を与えられているすべての出願の特定である。

(5) 適切な場合には、他の関連出願に関する相互参照をすることができるが (§ 1.14参照)、合衆国法典第35巻に基づく利益の主張がされていない出願への相互参照は出願データシート (§ 1.76(b)(5))に含めてはならない。

(6) 2013年3月16日以降にされる非仮出願(非仮国際意匠出願を除く)が2013年3月16日前にされた非仮出願又は合衆国を指定国とする国際出願に係る出願日の利益を主張し、かつ、2013年3月16日以降の、§ 1.109にて定義された有効出願日を有するクレームされた発明について

のクレームも含んでいるか、又は如何なる時期においてであれ、含んでいた場合は、出願人はその趣旨の陳述書を、後にされた出願の実際の出願日から4月、国際出願に関して § 1.491 に定められている国内段階への移行日から4月、先にされた出願の出願日から、又は後にされた出願において2013年3月16日以降の有効出願日を有するクレームされている発明についての最初のクレームが提出された日から16月の期間の内、何れか遅く終了するときまでに、提出しなければならない。出願人は、次の事情の何れかが存在しているときは、当該陳述書の提出を要求されない。

(i) 出願が非仮出願の利益を主張しており、それに関して、 § 1.55(k)、本条(a)(6)又は本条に基づく陳述書であって、出願が2013年3月16日以降の有効出願日を有するクレームされている発明についてのクレームを含んでいる、又は、如何なる時期においてであれ、含んでいた旨のものが提出されていたこと、又は

(ii) 出願人は、 § 1.56(c)に指定されている個人に既に知られている情報に基づき、後にされた出願は2013年3月16日以降の有効出願日を有するクレームされている発明についてのクレームを含んでおらず、また、如何なる時期においてであれ、含んでいなかったことを合理的に信じていること

(7)特許法第120条、第121条、第365条(c)又は第386条(c)に基づいて、合衆国を指定しているが合衆国から生じたのではない国際出願又は国際意匠出願について利益が主張されている場合は、特許商標庁は、その出願の認証謄本及び英語以外の言語で提出される場合は英語翻訳文を要求することができる。

(e) 先にされた非仮出願、国際出願又は国際意匠出願の利益のための、故意でなく遅延した特許法第120条、第121条、第365条(c)又は第386条(c)に基づく主張

特許法第120条及び本条(d)(2)により要求される言及が本条(d)(3)により規定されている期間後に提出された場合において、先にされた同時係属の非仮出願、合衆国を指定する国際出願又は合衆国を指定する国際意匠出願の利益のための特許法第120条、第121条、第365条(c)又は第386条(c)に基づく主張は、本条(d)(2)により要求される言及が故意でなく遅延したときは受理することができる。故意でなく遅延した特許法第120条、第121条、第365条(c)又は第386条(c)に基づく主張の受理を求めるための申請は、下記の事項を伴わなければならない。

(1) 先にされた出願についての特許法第120条及び本条(d)(2)によって要求されている言及。ただし、以前に提出されているときは、この限りでない。

(2) § 1.17(m)に記載されている申請手数料、及び

(3) 本条(d)(3)に基づく、利益主張期間の最終日から利益主張の提出日までの遅延全体が故意によるものではなかった旨の陳述書

(j) 特許法第386条(c)に基づく利益

国際意匠出願に関する特許法第386条(c)に基づく利益は、2015年5月13日以降にされた非仮出願、国際出願及び国際意匠出願並びにそれらについて発行される特許にのみ適用される。

(k) 本条の期間

本条に記載されている期間は延長を受けられないが、特許法第21条(b)(及び § 1.7(a)), PCT 規則80.5及びハーグ協定規則4(4)に従うものとする。

特許法第386条(c)に従い、特許法第120条の条件及び要件に基づいて、合衆国を指定する国際意匠出願は、先の非仮出願、合衆国を指定する国際出願 (PCT) 又は合衆国を指定する国際意匠出願の出願日の利益を受ける権利を有し、かつ、非仮出願は、合衆国を指定する先の国際意匠出願の利益を受ける権利を有する。MPEP § 211及び § 1504.20参照。

合衆国を指定する国際意匠出願は、仮出願における利益を主張することはできない。特許規則 § 1.78(a)参照。特許法第386条(c)に基づいて合衆国を指定する国際意匠出願に係る利益を主張する申請においては、合衆国出願番号により又は国際登録番号及び特許規則 § 1.1023に基づく合衆国出願日により、国際意匠出願を特定することができる。特許規則 § 1.78(d) (2) 参照。合衆国を指定する先の国際意匠出願の出願日の利益を得るためには、当該国際意匠出願は、特許規則 § 1.1023に基づく出願日の権利を有していなければならない。特許規則 § 1.78(d)(1)(ii)参照。

合衆国を指定する後にされた国際意匠出願が特許法第120条、第121条、第365条(c)又は第386条(c)に基づき先にされた出願の利益を主張している場合は、当該後にされた出願は、当該先の出願と又は当該先の出願の出願日の利益を同様に受ける権利を有する中間出願と、同時係属の関係になければならない。合衆国を指定する国際意匠出願が先にされた出願と同時係属関係にあるか否かを決定する際、関係するのは国際意匠出願の合衆国出願日であるが、当該出願日は、国際事務局により付与された国際出願日と同一である場合もあり、同一でない場合もある。MPEP § 2906-2908参照。従って、合衆国を指定する国際意匠出願が、先にされた出願の放棄の日より前の国際出願日を有するが当該放棄の日より後の合衆国出願日を有する場合は、合衆国を指定する国際意匠出願は特許法第120条の同時係属要件を満たさないで、当該利益の主張は拒絶されなければならない。

合衆国を指定する先にされた国際意匠出願に係る、特許法第386(c)に基づく利益の主張に関し、特許法第100条(i)(1)(B)に基づいて有効出願日を決定する目的では、(両者が異なる場合は) 国際出願日ではなく、国際意匠出願の合衆国出願日を用いなければならない。

2920.05(f) 合衆国を指定する国際意匠出願の情報開示陳述 [R-07.2022]

MPEP § 609においては、情報開示陳述(IDS)実務に関して広範に論じられている。そこでは具体的には記述されていないが、特許規則 § 1.56に定義されている特許性について重要な情報を開示する責務は、内国の国内出願に関する場合と同じ態様で、合衆国を指定する国際意匠出願のファイル作成及び手続遂行に係わる個人が担っている。合衆国を指定する国際意匠出願は合衆国特許出願の効果を有し、従って、特許規則 § 1.56の対象となる。

特許法第385条(「合衆国を指定する国際意匠出願は、あらゆる目的で、第384条に従って決

定されるその出願日から、第16章に従ってUSPTOに提出された特許出願の効果有する。」) 参照。また、特許法第389条(b)(「すべての実質問題並びに条約及び規則に別段の要件がない限り、合衆国を指定する国際意匠出願に関する手続は、第16章に基づいて提出された出願の場合のように決定される。」) も参照のこと。

特許規則 § 1.56(c)に従い、特許規則 § 1.56の適用上特許出願のファイル作成及び手続遂行に係わる個人は：「(1) 出願に記名された各発明者、(2) 出願の作成又は手続遂行を行う各弁護士又は代理人並びに (3) 出願の作成又は手続遂行に実体的に係わっているその他の各人及び発明者、出願人、譲受人又は出願譲渡義務の相手方と関係を有するその他の各人」である。例えば、発明者でも有資格実務家でもない個人であるが、合衆国を指定する国際意匠出願の作成又は手続遂行に実体的に係わっている個人及び発明者、出願人、譲受人又は出願譲渡義務の相手方と関係を有する個人は、特許規則 § 1.56に基づく開示の責務を有する。さらに、特許規則 § 1.56に定義する特許性にとって重要であると自己が知るすべての情報をUSPTOに開示すべき責務を承知していない場合は、当該人は出願のための発明者の宣誓又は宣言を作成してはならない旨の特許規則 § 1.63(c)及び § 1.64(c)に基づく要件が合衆国を指定する国際意匠出願において提出される発明者の宣誓又は宣言に適用される。特許規則 § 1.1021(d)参照。

出願人は、審査官によるIDSの検討を確保するために、特許規則 § 1.97、 § 1.98及び特許法第1.33条(b)に定める要件を遵守しなければならない。出願人は、国際意匠出願をする際、付属文書IIIのUSPTOの出願様式(様式DX/1)を使ってIDSを提出することができる。MPEP § 2909.03参照。

国際事務局は、ハーグ協定第10条(3)に従って、USPTOに公開された国際登録を送付する際に、当該付属書類をUSPTOに送付するものとする。他方、USPTOは、国際登録の公表後、出願人からIDSを受領したいであろう。特許規則 § 1.97(b)(5)に従い、IDSがハーグ協定第10条(3)に基づいて国際登録の公表日から3月以内に出願人により提出された場合は、当該IDSはUSPTOにより検討されるものとする。USPTOはまた、特許規則 § 1.97に規定するところにより、前記の3月の期間後に提出されたIDSも検討することができる。さらなる情報についてMPEP § 609を参照。

2920.06 許可 [R-07.2022]

意匠出願の許可可能性通知(様式 PTOL-37D)は、非仮国際意匠出願が許可を受けられる状態になっている場合であれば、いつでも提出される。許可可能性通知に関する更なる情報についてMPEP § 1302.03 を参照。さらに、特許発行手数料(すなわち、合衆国指定手数料の第2部分)の納付を要求する保護付与の声明(様式PTOL-85(ハーグ))が出願人に送付される。特許規則 § 1.311及び § 1.18(b)参照。特許査定及び許可可能性通知は、出願の記録に記載されている通信宛先宛てに伝達される。国際事務局はまた、特許査定を出願人に伝達することについても通知を受ける。

許可可能性通知は出願が許可を受けられる状態になっている場合であれば、いつでも提出さ

れるので、許可可能性通知は、国際登録の効力の拒絶とはならない。ただし、国際登録に含まれるすべての意匠は許可されず、かつ、先に拒絶通報の対象となったことがない場合（たとえば、許可された意匠を除くすべての意匠が審査前の予備補正により除かれた場合）は、一部拒絶通報(様式PTO-2321)は、出願人への特許査定を送付と同時に国際事務局に送付することができる。MPEP § 2920.05(a)参照。

特許査定の様式PTOL-85(ハーグ)に明示されている発行手数料は、直接USPTOに対して又は国際事務局を通じてUSPTOに納付することができる。国際事務局を通じて納付する発行手数料は、規則28に従い、保護付与の声明の郵送日におけるスイス通貨で設定された金額である。特許規則 § 1.18(b)(3)参照。

国際事務局はスイス通貨でのみ納付を受理し(ハーグ協定規則28(1)参照)、かつ、WIPOのウェブサイトを示される金額はすべてスイス通貨による。さらに、特許査定に示される事業体の地位に係る如何なる変更も、特許査定において指示されているとおり、合衆国の原則に従って直接USPTOに伝達しなければならない。

2921-2929 [保留]

2930 国際登録簿における更正及びその他の変更 [R-07.2022]

ハーグ規則22 国際登録簿における更正

- (1) [更正] 職権によって又は名義人の請求に基づいて措置する国際事務局が、国際登録簿中に国際登録に関して誤りがあると認めるときは、同事務局は、登録簿を修正し、名義人にその旨を通知するものとする。
- (2) [更正の効力の拒絶] 何れの指定締約国の官庁も、国際事務局に対する通知において、当該更正の効力を承認することを拒絶する旨を宣言する権利を有する。規則18及び規則19を準用するものとする。

ハーグ協定第16条 国際登録に関する変更及びその他の事項の記録

- (1) [変更及びその他の事項の記録] 国際事務局は、規定される場所により、次に掲げる事項を国際登録簿に記録するものとする：
 - (i) 指定締約国の何れか又はすべてに関し及び国際登録の対象である意匠の何れか又はすべてに関し、国際登録の所有権におけるすべての変更。ただし、新名義人が第3条に基づいて国際出願をする権利を有することを条件とする。
 - (ii) 名義人の名称又は宛先のすべての変更
 - (iii) 出願人又は名義人の代理人の選任及びかかる代理人に関する他のすべての関連事実
 - (iv) 指定締約国の何れか又はすべてに関する国際登録の名義人による放棄
 - (v) 指定締約国の何れか又はすべてに関し、名義人による、国際登録の、国際登録の対象である意匠の1又はいくつかへの限定
 - (vi) 国際登録の対象である意匠の何れか又はすべてに関する、指定締約国の権限を有する当局による、当該締約国の領域内での当該国際登録の効力の無効措置
 - (vii) 規則中で確認された、国際登録の対象である意匠の何れか又はすべてにおける権利に関する他の適切な事実
- (2) [国際登録簿中の記録の効力] (1)の(i), (ii), (iv), (v), (vi) 及び(vii)にいう何れの記録も各締約国の官庁の登録簿中で行われたものとしての効力と同一の効力を有するものとするが、ただし、締約国は、宣言により、(1)(i)にいう記録は当該締約国の官庁が前記の宣言に明示する陳述書又は書類を受領するまでは、当該締約国において効力を有さない旨を事務局長に通知することができる。

特許規則 § 1.1065 国際登録簿における更正及びその他の変更

- (a) 係属中の非仮国際意匠出願について規則22に従って国際事務局により実施された国際登録簿の更正による効果は、課される可能性のあるその他の要件を条件として、本案に関する状況に応じてUSPTOにより決定されるものとする。発行された国際意匠特許の更正は合衆国特許法に従って補正することができる。放棄された非仮国際意匠出願に関して、国際事務局により記録された規則22に基づく更正は、通常、USPTOにより行われず、及びUSPTOによる別段の指示を除き、効力が得られないものとする。
- (b) 意匠すべてには至らないものの移転に関する規則21(7)に従った国際登録における所有権の一部変更の記録は、合衆国において効力を有さない。

I. ハーグ協定規則22に基づく更正

ハーグ協定規則22は、職権上又は名義人の請求に基づき措置する国際事務局による国際登録簿中の誤りの更正に関して規定する。規則22(2)に基づき、指定された締約国は、更正の効力を拒絶することができる。

USPTOは、係属中の出願における規則22に基づく補正書を受領したときは、課されることがあるその他の要件に従うことを条件として、個々の状況の実体に従い、補正の効力を認めるか又は補正を拒絶するかを決定するものとする。

かかる決定を行うと、規則22の更正が入力されたか又は非入力であったかを反映する注釈が付けられる。規則22の更正が正式な提出受領書に入力され、更正される場合、補正書の提出受領書が発行される。

放棄された出願について受領された規則22に基づく更正は、通常、USPTOが措置することではなく、USPTOによる別段の表示がない限り効力を与えられることはない。国際意匠出願に基づいて発行される合衆国特許証を含む合衆国特許証は、特許法の特許証補正に関する規定に従ってのみ補正することができる。かかる規定は、例えば特許法第25章に含まれている。たとえば MPEP § 1401, § 1480以下及び § 1481参照。

II. ハーグ協定第16条に基づく変更の記録

ハーグ協定第16条(1)は、国際事務局による国際登録簿における以下の変更の記録に関して規定している。

(1) 国際登録の所有権の変更；(2) 名義人の名称又は住所の変更；(3) 出願人又は名義人の代理人の選定；(4) 一部又はすべての指定された締約国において国際登録を放棄すること；(5) 一部又はすべての指定された締約国において国際登録の対象となる意匠を1又は一部に限定すること；(6) 指定国官庁による、当該指定国の領域での国際登録を無効にすること。

第16条(1)(i)に従う国際登録の所有権の変更の記録について、第16条(2)は、締約国が、宣言により、国際登録の所有権の変更の記録は、当該締約国の官庁が前記の宣言により明示された陳述書又は書類を受領するまでは当該締約国においてその効力を有さない旨を国際事務局に通知することができる。合衆国は、第16条(2)に基づく宣言を行っている。MPEP § 2903参照。さらに、国際登録簿における意匠のすべてには至らないものの移転に関する国際事務局による所有権の一部変更の記録は、合衆国において効力を有さない。特許規則 § 1.1065(b)参照。§ 1.1065(b)は、自己の当該出願に対する権利の一部を譲渡するか若しくは別段の方法により移転するか又はかかる移転をUSPTOに記録する名義人の権利を制限することせず、単に、かかる移転の国際登録簿への記録は合衆国において効力を有さない旨を規定している。

第16条(1)(ii)に基づく名義人の氏名又は住所の変更は、名義人が出願人であり、変更が適宜に行われる場合、係属中の非仮国際意匠出願に入力される。出願人の名称の変更に関してはMPEP § 2920.02参照。第16条(1)(ii)に基づく名義人の名称変更の記録が、事実上、出願人を変更する場合、USPTOはその記録を第16条(1)(i)に基づく記録とみなす。

第16条(1)(iii)に基づく出願人又は名義人の代理人選任の記録は、規則3に基づく国際事務局に対する代理人に関するものである。第16条(1)(iii)に基づく記録は、USPTOに対する代理人の変更の効果は生じない。

第16条(1)(iv)に基づいて国際登録の合衆国指定を放棄することは、結果として係属中の非仮国際意匠出願を終結させる。この場合、USPTOは出願人に放棄通知を送付するか、以前に拒絶通報を国際事務局に送付していない場合は拒絶通報を送付する。MPEP § 2920.05(a)参照。

第16条(1)(v)に基づく合衆国指定に関する制限の記録は、非仮国際意匠出願に含まれる制限の対象となっている意匠を削除する補正とみなされる。

2931-2939 [保留]

2940 保護の付与の声明 [R-07.2015]

ハーグ規則18の2 保護の付与の声明

(1) [拒絶通報が伝達されなかった場合の保護の付与の声明]

(a) 拒絶通報を伝達しなかった官庁は、規則18(1)(a)又は(b)に基づいて適用される期間内に、関係締約国における国際登録の主題である意匠又は該当するところにより意匠のいくつかに保護が付与されるが、ただし、規則12(3)が適用される場合、当該保護の付与は、個別の指定手数料の第2部の納付を条件とするものと了解する旨の声明を国際事務局に送付することができる。

(b) 当該声明には、次に掲げる事項を表示するものとする：

- (i) 声明を作成した官庁
- (ii) 国際登録の番号
- (iii) 声明が当該国際登録の対象である意匠すべてには関連しない場合は、関連する意匠
- (iv) 当該国際登録が適用法に基づく保護付与の効力を生じた日又は生じる日
- (v) 声明の日

(c) 国際登録が官庁における手続によって補正された場合は、声明はすべての補正を包含するか又は表示しなければならない。

(d) (a)に拘らず、規則18(1)(c)(i)若しくは該当するところにより(ii)が適用される場合又は官庁における手続による補正の結果、意匠に保護が付与される場合は、当該官庁は、(a)にいう声明を国際事務局に送付しなければならない。

(e) (a)にいう適用される期間は、規則18(1)(c)(i)又は(ii)に基づく宣言を行った締約国の指定に関して、適用法に基づく保護の付与としての効力を生み出すために規則18(1)(c)(i)又は該当するところにより(ii)に基づいて認められる期間とする。

(2) [拒絶の後の保護の付与の声明]

(a) 拒絶通報を行い、当該拒絶の一部又は全部の取下げを決定した官庁は、規則18(4)(a)の規定に従い拒絶の取下げを通知することに代えて、国際事務局に対し国際登録の対象であるすべての意匠又は一部の意匠について当該締約国における保護の付与の声明を送付することができる。規則12(3)の規定が適用される場合には、保護の付与は個別の指定手数料の第2部分の納付を条件とする。

(b) 声明には、次に掲げる事項を表示するものとする：

- (i) 声明を行う官庁
- (ii) 国際登録番号
- (iii) 声明が、国際登録の対象である意匠のすべてには関係しない場合は、声明が関係するもの又は関係しないもの、及び
- (iv) 国際登録が、適用法に基づく保護付与としての効力を生じた日

(v) 声明の日

(c) 国際登録が、官庁における手続において補正された場合は、声明はすべての補正を包含し又は表示しなければならない。

(3) [記録，名義人への情報提供及び写しの送付]

国際事務局は、この規則に基づき受理したすべての声明を国際登録簿に記録し、その旨を名義人に通知し、かつ、声明が特定の書類の様式で伝達されるか又は複製できる場合は、当該書類の写しを名義人に送付するものとする。

特許規則 § 1.1068 保護の付与の声明

USPTOは、合衆国を指定する国際意匠出願に係る特許証を発行したときは、国際登録の対象でありかつ特許証の対象となっている意匠に対し保護が合衆国において付与される旨の声明を国際事務局に送付することができる。

USPTOは、非仮国際意匠出願に係る特許証を発行したときは、国際登録の対象でありかつ特許証の対象となっている意匠に対し合衆国において保護が付与される旨の声明を国際事務局に送付するものとする。特許規則 § 1.1068参照。かかる声明の送付はハーグ協定期則18の2に規定されており、意匠に対する保護が合衆国において付与された旨の国際事務局による国際意匠公報における声明の公表を通じて、公衆及び第三者に対して通知を出す目的を果たす。

2941-2949 [保留]

2950 特許証の発行に基づいてのみ意匠に係る保護の付与，意匠特許の存続期間 [R-07.2022]

特許法第389条 国際意匠出願の審査

(a) 一般

長官は，合衆国を指定する国際意匠出願について，特許法に従って審査を行わせるものとする。

(b) 特許法第16章の適用可能性

条約及び規則に別段の要求がない限り，合衆国を指定する国際意匠出願に関するすべての実体問題及び手続は，第16章に基づいてされる出願の場合のとおり決定される。

(c) 手数料

長官は，国際意匠出願の提出，合衆国の指定及び国際意匠出願に係る他のすべての処理，サービス又は資料に係る手数料を定めることができ，かつ，手数料の遅延納付に係る追加手数料を含め，かかる手数料の遅延納付について規定することができる。

(d) 特許証の発行

長官は，特許法の規定に従い，合衆国を指定する国際意匠出願に基づいて特許証を発行することができる。かかる特許証は，第16章に基づいてされた出願について発行された特許証の効果及び効力を有するものとする。

特許法第173条 意匠特許の存続期間

意匠特許は，付与日から15年の存続期間を付与されるものとする。

特許規則 § 1.1071 特許証の発行に基づいてのみ意匠に係る保護の付与

国際登録の対象である意匠に係る保護の付与は，特許法第389条(d)又は第171条に従い，かつ，特許法第153条に従った特許証の発行を通じてのみ合衆国において生じる。

特許規則 § 1.1031 国際意匠出願手数料

(e) ハーグ協定第17条及び共通規則24に言及される国際登録の更新に係る手数料(更新手数料)の納付は，国際意匠出願に関して発行される合衆国特許を継続するためのものでない。更新手数料は，必要に応じて，国際事務局に直接納付しなければならない。USPTOに納付された如何なる更新手数料も，国際事務局に送付されない。

国際登録の対象である意匠に係る保護は，特許法第389条(d)又は第171条に従い，かつ，特許法第153条に従った特許証の発行を通じてのみ，合衆国において付与される。特許規則 § 1.1071参照。

USPTOは，特許規則 § 1.1062(b)にいう期間内に拒絶通報を送付することを怠ったことが特許権又は第14条(2)に基づくその他の効果を付与することになるとはみなさない。

ハーグ協定は自力执行的なものではなく，特許法条約実施2012年法(PLTIA)第1巻は，特許証の発行に基づく限りでの特許権を規定している。PLTIAにより付加された特許法第389条

(d), 126 Stat. at 1531参照；また, S. Exec. Rep. No.110-7, at 5(「提案されている特許法条約実施2012年法は, 次に掲げるところを除いて合衆国意匠特許法を実体的に変更しない：特許出願人の国際意匠出願が, IB(国際事務局)により公表された日と特許出願人が当該出願に基づいて合衆国特許を付与された日との間の, 特許出願人に対する限定された権利の付与；意匠に係る特許の存続期間の, 付与から14年から15年への延長；及び公表された国際意匠登録を, 同一の又は類似の主題を対象とする後にされた国内特許出願を拒絶するための基礎として用いることをUSPTOに許容すること。」) 参照。

国際意匠出願に基づいて発行される合衆国特許は, 付与日から15年の期間について効力を有するものとする。国際登録を更新するための第17条及び規則24にいう手数料(「更新手数料」)の納付は, 国際意匠出願に基づいて発行される合衆国特許の効力を維持するためには要求されない。特許規則 § 1.1031(e)参照。